# 第34回府立高教組定期大会
# 議案

1981.5.28～29
教育文化センター

京都府立高等学校教職員組合

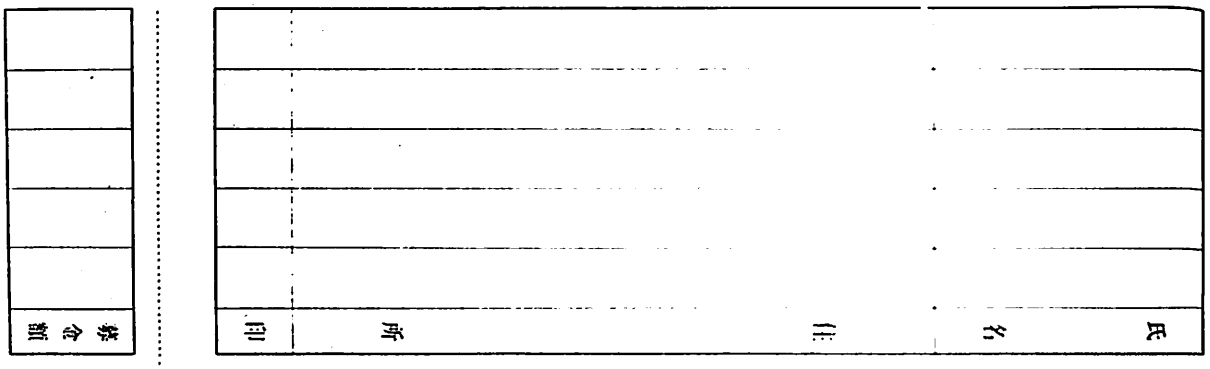


【国会資料(1)】

一九八〇年

一一

# 京都府立高校教育・障害児教育充実をすすめるための請願署名

紹介議員

衆議院議長　福田赳夫殿
参議院議長　西尾正利殿
京都府議会議長　津田幹雄殿
京都市議会議長　鈴木一雄殿

請願人住所

請願人氏名

所属団体

京都府立高等学校教職員組合

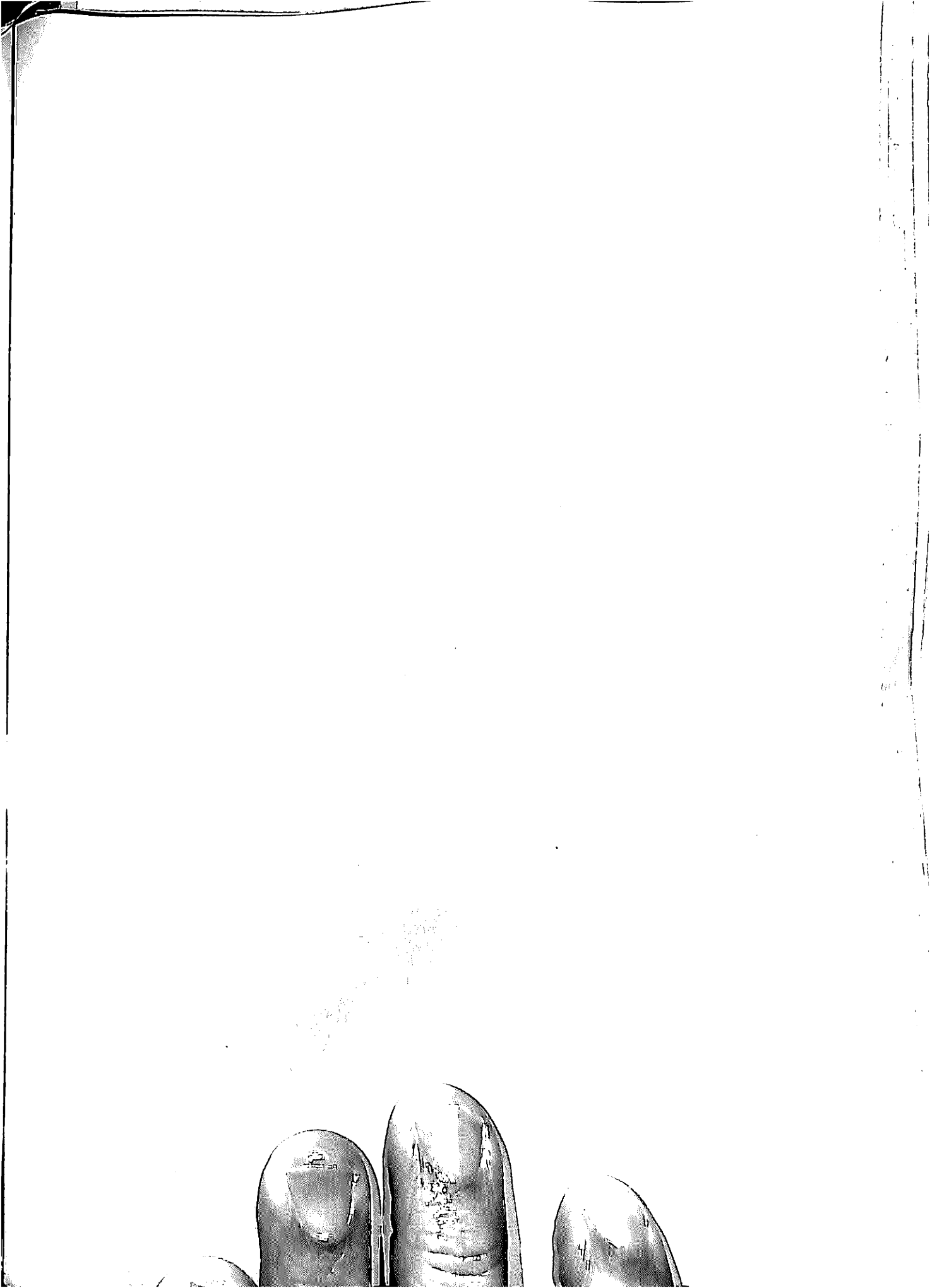

【付属資料(2)】

# 府立学校に働く少数職種の合同要求書

教職員の賃金・労働条件等を改善し、父母・府民のねがいにこたえて憲法と教育基本法にもとづく民主教育を発展させるため左記の賃金・労働条件等の要求について直ちに解決をはかられるようここに申し入れます。

## Ⅰ 各職種の共通要求

1. 人事院勧告制度と矛盾する差別的賃金政策に反対し、四〇、〇〇〇円以上の賃金引上げを実施されるとともに、五〇年度に切下げた一号俸を早急に回復されたい。
2. 人材確保法成立時の国会付帯決議・文部省回答及び、七七年度以来の府人事委員会報告にもとづき行政職賃金表適用者の賃金改善をはかられたい。当面、三号俸以上のひきあげ、上位等級への無条件わたりの実施、さらに給与法十条および府条例七条にもとづく俸給調整額の支給を実現されたい。そのため、組合、教育委員会、人事委員会の三者協議を促進されたい。
3. 行政職賃金表、協約賃金表適用者に対して給特法調整額四%にみあうものを措置するとともに、やむをえない超過勤務にたいしては労基法にもとづく超勤手当 150/100 を完全に支給されたい。当面、超勤手当源資を六%に改善されたい。
4. すべての職種に教育職賃金表の適用をはかられたい。
5. 育児休業法を全職員に適用できるよう制度化されたい。
6. すべての職種に研修の機会を保障、拡大し、研修内容については職場の要望を充分きき、組合との協議を行なって実施されたい。
7. 夜間定時制における夜勤手当を定通手当に見合うよう増額されたい。また、その支給対象を昼間定時制にも拡大するとともに、昼間定時制分校勤務手当を新設されたい。

## Ⅱ 各職種別要求

### 1. 事務職員

(1) 職務職階級の差別賃金に反対し行政職(一)表の上位等級への無条件わたりと完全通し号俸制を実現されたい。

(2)(1) 初任給の引き上げ、とりわけ大卒者について上級職採用者との均衡を失しないようはかられたい。

(3)(2)(1) 府教委提示の事務職員等「定数基準(案)」について切り離し早期妥結をはかられたい。また、基準(案)にさえみたない学校については早急に配置されたい。

(4) 障害児学校における困難な労働条件を解消するため定員増をはかられたい。

(5)(4) 給与事務職員に対し作業服もしくは事務服を支給されたい。

(6)(5)(4) 給与輸送の安全対策を講じられたい。

### 2. 養護教諭

(1) すべての学校に養護教諭を配置し、兼務を廃止されたい。そのため、学校教育法一〇三条を早急に抹消するように関係機関に強力に働きかけられたい。

(2)(1) 養護教諭を複数配置されたい。当面、二四学級以上の学校に複数配置されたい。但し、障害児学校には各学部に一名配置されたい。

(3)(2) 京都教育大学に養護教諭養成課程(四年制)の設置を積極的・具体的におしすすめられたい。また、大学における一般教員養成課程で、学校保健の課目を必修にするよう、関係機関に働きかけられたい。

(4) 保健主任の任命制は実施せず、民主的な学校保健の運営がなされるようにされたい。

(5)(4) 生徒の健康・安全を守るために、次の内容を充実されたい。

イ 健康診断について

① 心臓検診の全額公費負担を実現されたい。

② 胸部X線撮影フィルムによる作業異常者発見のための読影料を予算化されたい。

③ すべての学校で、耳鼻科・眼科などの専門医検診が実施できるよう、充分に予算をくまれたい。

④ 高校生にも、結核予防のためのツベルクリン反応検査を実施されたい。

⑤ 夜間定時制の生徒のために、う歯の巡回診療を実施されたい。

ロ 施設・設備

① 定時制併設校には、全・定別の専用保健室を設けられたい。

② すべての保健室に、校外通話のできる電話を設置されたい。

### 3. 実習職員

教育職賃金表の三等級から二等級への無条件わたりを行なわれたい。

現行の実習職員については、各教科ごとに一名配置することを原則とし、学校規模に応じて増員されたい。

実習職員の免許取得のための認定講習を制度化されたい。

薬物等危険物取扱いに対する危険手当を新設されたい。

各学校の化学実験廃液を処理装置の責任で処理されたい。当面、各学期に一度、各学校の廃液を回収されたい。

全員にガスマスク及び年二着以上の白衣を支給されたい。

実習職員の抜本的制度改革については、別にむけ、「実習助手を廃し、教諭一元化」の方向を実現するよう働きかけを強められたい。

### 4. スクールバス指導員

(1) 基本賃金を引き上げられたい

(2) 臨時採用制度を改め、専任化されたい

(3) バス添乗員の大幅引き上げをはかられたい。

## 請願趣旨

「すべての子どもにゆきとどいた教育を」、これは、子どもを持つすべての父母・教職員の願いです。とくに、教育の「荒廃」がますます深刻化する中で、四十人以下学級の早期実現はじめ、教育条件の改善を望む声は、多くの国民の間に広がっています。

わが国においては、小・中学校では十六年間、高校では十三年間、四十五人学級がすえおかれたままです。当面の目標である『四十人学級』についても、七八年の国会で「五ヵ年計画で実施する」ことを全会一致で決めておきながら、先の解散前の国会では、「五ヵ年計画」の修正案を否決して、「十二年間」にひきのばしました。これは「一刻も早く、ゆきとどいた教育を実現してほしい」という私たちの切実な要求にそむくものであります。

しかも、一方では、キナ臭い戦争準備の動きが活発化し、福祉・教育の予算が大きく削られる一方、軍事予算の大幅増額だけが大手をふってまかり通ろうとしています。

〝軍事費を削り、くらしと福祉・教育の充実を〟は今、まさに全国民の切実な声です。

私たちは、子どもたちを再び戦場におくるようなことになってはたいへんだと考えています。憲法と教育基本法にもとづいた京都の民主教育を発展させ、高校三原則を一層充実させ、子どもたちにたしかな学力、豊かな情操、たくましい体力をつけるために、次の請願諸事項がすみやかに実現されることを要請します。

## 請願事項

一、教職員の慢性的な疲労と超過勤務の状態をなくし、ゆきとどいた教育をすすめるため、高校・障害児学校の各職種の定員をふやして下さい。
また、義務制の四〇名学級十二ヵ年計画を短縮するとともに、これを高校にも適用して下さい。

一、中丹・南山城地域に障害児学校を、舞鶴・乙訓・京都市内・南山城地域に公立高校を新設して下さい。また、高校増設費の国庫補助の五五年打ち切りをやめるとともに、国庫補助額をふやして、建築費だけでなく、土地購入費にも適用して下さい。

一、各学校のほとんどの主任（部長）が反対している主任手当のおしつけをやめ、その財源（年間約二億円）を、教育条件・勤務条件改善費にまわして下さい。

一、電気・ガス代の五〇％値上げをはじめとする諸物価の値上げによる学校予算の困難を、生徒と教職員の犠牲で切り抜けるやり方を改め、需用費等学校予算を大幅にふやして下さい。

一、授業料減免を申請した生徒の大量切りすてをやめ、最大限の保障をして下さい。

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1981年
2月 10日
224号
(No.21)

# 許せない 府教委の現場無視の態度

## 不当人事発生の恐れも

# 山城定給食問題で不当な攻撃

今、山城高校定時制の給食制度とそれに伴う人事をめぐって重大な問題が生じています。林田府政下の府教委の手でひきおこされたこの問題は、これまで築きあげてきた、府教委の府立高教組・学校現場の間の民主的ルールを根本から破壊しかねないものです。
以下にその概要をお知らせします。

## 民間委託化、配転を言明

### 組合、交渉結果に違反と追及

二月五日、府教委の保健体育課から川北課長ら四名が組合書記局を訪れ、山城高校定時制の給食制度とそれに伴う人事について、要旨次のような内容を示しました。

(1) 現在府が直営している山城高校定時制の給食を本年四月から民間に委託する。

(2) これに伴う人事は

① 栄養士と二人の専任調理人は他校に配置換えをする。

② もう一人の調理人（嘱託）との採用契約は更新しない。一時金の支給を考慮したい。

この突然の提示に対し組合側が「これは通告か提案か」と質問すると川北課長は「保健体育課としてこうしたいということだ」と、事実上通告であることをほのめかしました。

組合側は、このような重大問題を一方的に強行することは、これまでの交渉結果にも反し、「教育行政と現場の合意にもとづく運営」という、これまでの府教委と現場の間の民主的ルールにも反するものだときびしく追及しました。保健体育課側はあれこれの弁解を続けましたが、最終的に次の内容を、双方が記録して確認しました。

「この案を本日、校長に提起し職場討議にかける。これは前回交渉における回答の『検討・協議したい』の具体化であり、一方的強行を意味しない」

## 仲管理部長、一定の反省

### なお一方的強行の恐れも

しかし、組合側はこの内容は一保健体育課の方針ではなく、府教委全体の方針であると判断し、ただちに府教委に団体交渉を申し入れました。同時にこの問題を、①長い間に築いてきた組合と府教委の間の民主的ルールを根本から破壊するもの、②現場の合意・納得を無視する問答無用の教育行政の復活で、民主的な教育体制を破壊するもの　③二十年来阻止し続けてきた不当人事の再発の突破口となるものと位置づけ、組織の総力をあげて闘うことを確認しました。

六日午後に持たれた対府教委管理部交渉では、この問題を緊急事項として提起、約九〇名の交渉団のきびしい抗議、追及の中で、仲管理部長は、管理部もこの問題の協議に加わったことを認め「提案が遅すぎたことを反省する」「この問題でも、行政・現場・父母の合意が前提であるとの考えを基本に考える」との回答をしました。

しかし他方、山城高校の加藤校長は、五日夕方の分会交渉における説明の中では、保健体育課が組合本部との間で交した確認事項を全く説明しておらず、このままではまともな現場討議は不可能です。

このようなやり方を放置するなら、民主府政のもとで築きあげてきた、府教委と組合・学校現場の間の民主的なルールが全面的に破壊される突破口となり、私たちの民主的な権利と民主教育が重大な危機をむかえることになりかねません。

全職場をあげて抗議と激励の行動を起こしましょう。

○保健体育課交渉　二月十二日(木)午後一時～六時、於　教育庁会議室

(7) (6) (5) (4) 学級担任会・学部会・職員会議・授業打ち合せ等諸会議への参加のための旅費を保障されたい。
すべてのスクールバスの添乗職員を複数配置されたい。
バス内の安全ベルトの整備を行なわれたい。
無線設備等、緊急時の連絡体制を整備されたい。

5. 「寮母」・舎監

(2) (1) 障害児学校の「寮母」を寄宿舎教諭として位置づけ教育職Ⅱ表二等級を適用されたい。
非常勤「寮母」を解消し、正規職員を配置されたい。当面、配置されている非常勤「寮母」については、月一回以上の会議・行事への参加のための手当を支給し、交通費を全額保障されたい。
宿直手当を大幅に増額されたい。
(3) 養護学校寄宿舎の児童・生徒数やとりくみの実態にみあって必要な定員を増員されたい。
(4) 養護学校寄宿舎のトイレ・風呂・「寮母」職員室・静養室・学習室・居室等、施設・設備の整備、充実をはかられたい。
(5) (6) 内地留学の年齢制限を撤廃するとともに、「寮母」への適用拡大をはかられたい。
(7) 全日制高校の寮に専任舎監を配置されたい。それまでの間、担当教員に負担軽減措置をはかられたい。

6. 船員

(1) 実習船の食卓料・航海手当の増額をはかられたい。
(2) (1) 水産高校の実習船の大型化（二倍以上）の実態にみあって、船員数を最低二名（現在一名）増員されたい。
(3) (2) 宿日直手当を増額されたい。
(4) (3) 最低、年一回作業服を支給するとともに、冬期用防寒着を支給されたい。
(5) (4) 深夜勤務の翌日の代休を保障されたい。

7. 図書館司書

(1) 学校図書館司書を教育職として位置づけられたい。
(2) (1) 学校図書館司書を学校規模に応じて複数配置されたい。
(3) (2) 障害児学校・小規模校・分校・定時制に完全配置されたい。
(4) (3) 学校図書館法改正を国へ働きかけられたい。当面、府独自の措置を考えられたい。また、新設校には特別に配置されたい。
(5) (4) 採用にあたっては、二種大卒以上、司書教諭か、司書の有資格者」等図書館の発展をめざす採用基準を確立されたい。
(6) (5) 図書館司書としての専門性を尊重し、研究・研修活動を保障するとともに、勤務時間の改善をはかられたい。
(7) (6) 図書館費、特に図書館図書費を充実されたい。
(8) (7) 図書館の機能を有効に発揮するために施設・設備の改善をされたい。なお、改善にあたっては、現場の意向を尊重されたい。

8. 現業職員

(1) (1) 協約賃金表適用者についての前歴換算の是正と初任給上位制限を撤廃、中途採用者の賃金是正をはかられたい。
(2) 障害児学校調整額を協約賃金表適用者へも支給されたい。
(3) 日額特勤手当（障害児学校用務員勤務手当、高圧汽かん保守作業手当、用務員全定時務手当等）の増額をはかられたい。
(4) 夜間定時制警備員、宿日直代行者、などを専任化されたい。
(5) (4) 鴨沂高校技術職員（バス運転手）の休暇補保障のため、プール職員を配置されたい。
(6) (5) 産休代替法の適用を実現されたい。
(7) (6) 衣服支給の貨与基準額の増額と実態に即した支給をされたい。
(8) (7) 国の「基準」をさえ下回っている教種については、ただちに因並みに引き上げられたい。当面、障害児学校・のボイラー専任職員の増員及び農場をもつ学校の定員を適正配置されたい。

9. 給食・栄養職員

(1) すべての障害児学校の給食調理人を増員し、真に生徒の成長と健康保持に役立つ調理の可能な条件を整備をされたい。

一九八〇年十二月

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　黒住嘉輝
学校職員部部長　小木忠雄
婦人部部長　山田照子
事務職員部部長　片岡親樹
障害児教育部部長　大槻和之

| 氏名 | 印 |
| --- | --- |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

京都府知事　林田悠紀夫　殿
京都府教育委員会委員長　大槻弥一郎　殿

【付属資料(6)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1981年
2月 14日
225号
(No.22)

# 栄養職員・給食調理員の要求交流集会ひらく○○○

12月24日、午後1時より教文センターにおいて「栄養職員・給食調理員の要求交流集会」が開かれました。給食調理員さんの勤務の都合上冬休み中に行うことになりましたが、年末の忙しい時期にかかわらず6分会22名、現場で働いておられる給食調理員さんがほとんど全員参加されました。

集会はまず、新庄副委員長からこの集会をもつに至った経過と意義について報告があり、続いて参加者の皆さんから厳しい現場の実態や切実な要求が次々と出されました。

## 各学校の現状と要求

**丹波** 養護 ▷点滴をしながら仕事をしなければならない実態であり、自分の健康管理が危ぶまれる。▷自分が休もうと思えば献立を変えないと休めない。日曜出勤が月に1回あり、12時間続けて勤務することもあり土曜・日曜にパートを入れてほしい。▷私たちのしんどさは他の職種の人には分かってもらえない。そのPRが必要。▷障害児学校の場合、重度の子供にとって特に給食は重要な位置を占めている。給食をどう捕えているのか、養護学校の中で食事は子供の人生とも言える。▷子供が「おいしかった」と言ってくれたら仕事をしていても元気が出るが調理員定数に余裕がほしい。▷与謝の海の2名増を私たちも応援しないと全体の定数が増えない。

**聾** 学校 ▷学校と寄宿舎の両方に分かれている(厨房が)関係上2人ずつでやっている。6月より栄養士さんがやめられ現在は私たちが献立作りもやっている。1週間ずつ自分達で考えて作っているが慣れない計算もあり、物資の発注・精算もやって毎日とにかく忙しい。1ヶ月以上でないと代わりの人が採れない。となれば重症になるまで待たなければならない。1週間でも代わりの人がほしい。1ヶ月以上となれば死んでしまう。当面栄養士さんの問題が心配である。

**向日が丘** 養護 ▷正味が4人とパート1人でやっている。パートの人も同じ仕事をしているのに日給で何の手当もつかない。

▷向日が丘での一番の要求は、人員を最低1人増やしてほしい。特別食・米飯の回数からも是非お願いしたい。

**与謝の海** 養護 ▷朝6時半に1人出勤するが、朝病気であっても行かなければならない。他の人に代わってほしいとは言えない。今までは「99%やらんなん時はやらんなん」と言って頑張ってきたが今はパンクしそう。雪が降れば胸まであっても勤務しなければならない実状である。

朝8時には舎生の食事を準備しなければならない。もし朝病気になればそれこそ主人に代わってもらうしかない。▷調理員2名増が今年の要求である。

**福知山** 定 ▷今は病気をしないからもっているようなものだ。22年と8ヶ月勤めているが、まだ本採用になっていない。あと2年で定時制もなくなると聞いているが・・・・5年前に主人に死なれ子供も居る。これから生活が不安である。

## まとめ・みんなで確認したこと

今日のこの話を他の職種の人達が聞いていないのは実に残念である。共通する意見はおいしいものを作ったら喜んでもらえる、この事は生きがい・働きがいの職種である。

▶今後の取り組みとして◀

1. 世論作り —— 職種のちがう人に分かってもらう。
2. 要求書作り —— 調理員・栄養士の要求書を職場で討議して作っていく。
3. 文集を作る —— 職場ごとに文集を作る。ほとんどの人に知ってもらう。
4. 世話人を作る — 今後も継続して論議するため、各職場で世話人をえらぶ。

裏面へつづく

【付属資料(4)】

# 「合意抜きに強行した」保体課長が確認書に署名

## ―山城定給食問題―

この日の交渉には、山城定時制分会をはじめ、府高各分会から四十数名が参加、保健体育課からは、川北課長、上田課長補佐、武野給食係長らが出席しました。

保健体育課長は、今回の「提起」の内容について頑強に抵抗しました。父母の合意抜きに強行しない」の点については、分校統廃合や事務定員交渉団は、分校統廃合や事務委員の増減問題でもこれまで府教委はない点については卒直に認めました。しかし、現場の自由な討議をた。しかし、現場の大前提、「現場保障する上での大前提、「現場の保障する上での大前提、「現場父母の合意抜きに強行しない」の点については頑強に抵抗しました。交渉団は、分校統廃合や事務定員の増減問題でもこれまで府教委はない点については卒直に認めました。しかし、現場の自由な討議をた。しかし、現場の大前提、「現場保障する上での大前提、「現場

この「確認書」をかちとったことは問題の正しい解決の第一歩とは問題の正しい解決の第一歩とは問題の正しい解決の第一歩と

【付属資料(8)】

全員討議資料

# 主任手当の強行および第三次勧告の実施に伴う問題点と今後の闘いの方向について

1980年11月1日　府立高教組

## はじめに

10月16日，京都府議会は「主任手当」を含む「人材確保法」第3次勧告にもとづく，条例および補正予算を強行可決しました。

主任手当をゴリ押しに成立させた府当局側はこの間，きわめて不誠実で不当な態度をとってきました。たとえば，林田知事は，京教組の交渉要求に対し，「会う必要はない」「忙しい」などと言って逃げまわり，「当事者と一回も話し合わずに強行しようとしている」という批判の世論が高まる中で，しぶしぶ，しかも条例と予算をすでに提案した議会開会日になって，交渉に応じるありさまでした。しかもその交渉の席上，林田知事は主任手当を強行する理由として「予算に余裕があるので」などという回答をし，「そんなに余裕があるのなら，皆が反対している主任手当でなく，高校増設や定数増，号俸回復，行政職賃金の改善など，切実な要求実現にこそ使うべきだ」という追及を受けて，言葉につまるというありさまでした。また，大槻教育委員長は，10月14日の文教委員会の席上で，「教職員と十分に話し合っていないではないか」との共産党議員の追及に対し「府立校長会からも早く実施してほしいとの要望が出ている」と，ウソの答弁までしています。ここには，教育に責任を持つという，教育委員長としてあるべき姿勢のカケラも見いだすことはできません。

主任手当の強行はもちろん，これとセットで実施される第三次勧告の実施内容の中にも，教育と職場に新たな矛盾や不合理を持ちこむものがあります。

これをふまえて以下に，今回の措置の問題点を明らかにし今後のたたかいの方向を提起して広く職場討議に付します。

今後も現場の自主的討議を尊重し、分掌の新設・改廃について一方的におしつけることはすべきでないと思うがどうか。

(2) 学校の各分掌は、規則で定められたものであると否とにかかわらず、教育上同等の重要性を持つものであると考えるがこの点はどうか。

(3) 各分掌の人員配置や運営は、教職員の自主的な討議と意志統一のもとに行われるべきであり、一方的な命令や規制・統制によって行うことがあってはならないと考えるがどうか。

**3 部長（主任）について**

(1) 位置づけ

① 部長について「校長の監督を受け」とあるのは、学校教育法第二十八条三項を受けたものであり、部長が中間管理職や指導職ではなく、他の教職員と同じであることを示したものであると解するがそれでよいか。

② 部長の第一義的任務は、分掌の民主的なとりまとめ及び他の分掌との連絡・調整にある。「指導・助言」は命令や規制・統制を意味するものではなく、分掌における教職員の自主性・創造性の発揮と意志統一を促進するために「まとめ役」として発言することを意味すると解するが、それでよいか。

③ 規則で明示した部の部長と、学校で自主的に置いた部の部長との間には、教育上の重要性において差異があってはならないと思うが、どうか。

(2) 選任方法及び待遇

① 校長が教職員相互の民主的な協議や選出結果を無視して、部長を一方的に「命ずる」ことは、真に民主的で集団的な教育をすすめる上で正しくないと考えるがどうか。また、「校長が命じ」とは、言うまでもなく、任命行為を意味するものではないと考えるがどうか。

② 「通知」における「部長に命ずる場合は文書により明確にし」の「文書」とは、「辞令」を指すものではなく、各校で通常作成される「分掌・部長一覧表」など部長の選任結果を表す文書のことであると解するが、それでよいか。

③ 部長は、補職・身分職ではない。したがって、辞令交付や履歴書記載、あるいは部長名づきのままの他校への異動はすべきでないと考えるがどうか。

④ 部長である故をもって、他の教職員とは異なる給与体系への格付けをするようなことがあってはならないと考えるがどうか。

一九八〇年七月　日

## 2. 評価と問題点

1）主任手当の新設，校長の特一等級，教頭の一等級格付けおよび管理職手当の増額は，主任制度化のねらいを賃金の上からも進めようとするものであり，職場の管理統制を強め，民主的・集団的な協力体制を破壊するねらいを持ったものであり，決して許せない。また，主任手当の実績支給という作業を通じて，主任の夏休み中などの出勤状況を点検し，締めつけを強める可能性もあるので，府教委，校長に対し「そのようなことはしない」との確約をさせる必要がある。

2）義務教育等教員特別手当の増額は，教育職賃金表適用者にとっては改善であるが，行政職賃金表適用者には全く適用されず，このままでは従来からある矛盾を一層拡大することとなる。人材確保法制定時における「事務職員賃金改善」の文部省回答や国会付帯決議の実施をさぼり続けている政府や，我々が反対している主任手当については「予算に余裕があるので」と言って強行しながら，「行政職賃金表適用者の賃金を改善せよ」という我々の正当な要求に対してはまともに応じようとしない林田府政の態度は重大であり，より強行な追及と要求行動をすすめなければならない。

3）部活動手当の新設は，従来のクラブ弁償金の対象とならなかった，校内におけるクラブ指導にも適用される点などで改善ではあるが，他方，行政職賃金表適用者には支給されないこと（府教委は，「何らかの形でカバーしたい」と言っている），ＨＲや生徒会指導は除外されていること，日曜日の手当額がクラブ弁償金（600円）より100円下まわっていること，などの不十分さを含んでいる。

# 〔二〕 今後のとりくみの方向

## 1. とりくみの基本方向

1）主任制度の規則撤廃要求・主任手当支給条例廃止要求の基本的態度を明確にしつつ，主任制度・主任手当の狙いを許さないために，従来以上に職場の民主的・集団的運営，教職員の団結の拡大・強化をめざす。

2）主任手当については，主任（部長）の合意のもと，自主的に拠出し合い，全教職員の団結と教育の前進に役立てる方向で活用する。

3）全教職員の賃金・労働条件改善のたたかいとあわせ，とりわけ行政職賃金表適用者の賃金改善のため，対府・対政府へのたたかいを，京教組・日教組ぐるみですすめて具体的成果をあげるため全力をつくす。

4）組織の統一と団結を強め，要求実現の基本的な力となる革新統一戦線の結成，真に労働者・国民の利益を守るナショナルセンターの育成，一年四カ月後の知事選勝利などの課題実現をめざして力をつくす。

## 〔一〕何が成立させられたのか

### 1. 「人確法第三次改善勧告」をうけた実施内容（1980年10月21日施行）

（国の段階では，'76年3月と'78年8月に人事院勧告があり，給与法の改正は，'77年12月，'78年10月となっている。）

| | 項目 | 内容 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 教育業務連絡指導手当の新設<br>（主任手当） | 高等学校 | 教務部長，学年部長，生徒指導部長，進路指導部長，学科部長及び農場部長 | 4月1日にさかのぼって支給<br>11月の差額支給は（4月～9月）までの6カ月分 |
| | | 盲学校<br>聾学校<br>養護学校 | 教務部長又は教務主任，学年部長又は学年主任，生徒指導部長又は生徒指導主事，高等部に置かれる進路指導部長又は進路指導主事及び学科部長 | |
| | 但し，3学級未満の学校の生徒指導，進路指導，3学級未満の学年の学年主任は対象外。<br>手当の額は，業務に従事した日1日につき200円とする。 | | | |
| ② | 校長，教頭の賃金・手当の増額 | 校長の等級を特1等級，教頭を1等級に格付けする。大規模校（高―9学級以上，障害児学校―12学級以上）の管理職手当の支給割合を校長 $\frac{12}{100}$ を $\frac{14}{100}$，教頭 $\frac{10}{100}$ を $\frac{12}{100}$ に。 | | 校長，教頭が対象<br>4月1日にさかのぼって支給（7ケ月分） |
| ③ | 義務教育等教員特別手当の引上げ | 「義・教」手当の支給限度額「10100円」→「20200円」平均2％程度のアップ（4％→約6％）<br>盲学校及び聾学校の幼稚部の教育職員にも支給する。 | | 4月1日にさかのぼって支給（7ケ月分） |
| ④ | 教育特殊業務手当の支給範囲の拡大<br>（部活動手当） | 土曜，休日の4時間程度の部活動<br>注・ここでいう4時間程度とは，3時間半以上をいう。<br><br>支給対象業務（範囲）<br>学校で認めるすべての体育・文化クラブの対外活動及び校内活動の指導 | | 教育職(二)表，2．3等級適用者が対象。業務に従事した日1日につき500円　10月21日から施行 |

団化のたたかいをすすめます。

①「主任制規則の運用」に関する確認を府教委，校長にさせる。

主任の任命制の意図を許さない立場からの「主任制規則の運用」に関する交渉を急ぎ，府教委に確認（または文書回答）をさせます。同時に職場段階においても，校長に確認させます。

② 学校運営の総点検をすすめる。

校内規定をはじめ，日常の学校運営や分掌のあり方について総点検し，学校が従来以上に子どもの正しい成長発達を中心にすえた民主的な教育の場としての機能を果たすことをめざします。そのためにも，別途代表者会議を持って，内規や学校運営のあり方についての交流をします。

③ 職種間の相互理解・相互協力を強める。

現在とりくんでいる少数職種の要求交流と要求実現運動を通じて，職種間の相互理解と相互協力を一層前進させ，「みんなが学校の主人公」といえる職場づくりの運動をすすめます。

④ 管理職の任務を明確にさせてとりくむ。

管理職が本来の任務（府高では五つの任務に定式化している）を守って教育と職場に責任を持つよう常に要求していきます。もし，これに逸脱した不当な態度をとる場合は，ただちに大衆的な交渉を持ち，誤りを正します。

**2）不当・不合理な賃金制度の是正，改善をめざすたたかい**

主任手当とセットで成立させられた，人材確保法にもとづく第三次勧告の実施は，先に見たように，不当な内容や新たな不合理・矛盾を生み出す内容をも含んでいます。これらについては，以下のような方向でとりくみます。

(1) 行政職賃金表適用者の賃金・手当改善の闘いを強力にすすめる。

事務職員をはじめ，学校に働く行政職賃金表適用の仲間は，今回の措置によっても，何ら賃金改善を受けることができません。にもかかわらず，給与支払い事務だけは，4月にさかのぼって調査，計算し，府教委に報告するなど，限られた時間内で行わねばなりません。(たとえば府教委は10月21日に事務担当者の説明会をし，「28日までに報告せよ」という強引なやり方をとっている)

これらの事実を見る時，「またしても我々だけがとり残された」という怒りと不満が生まれることはきわめて当然のことです。

政府・自民党および文部省は1974年に人材確保法を成立させる際，日教組等に対し，「学校事務職員の給与改善について教育職員とその均衡を失しないよう措置する」「現業職員の給与改善その他の要望についてはさらに検討をしたい」などの回答や覚書，文書確認をしています。さらに国会においても人確法の付帯決議として同内容の決議をしています。にもかかわらず，政府・文部省は，私たちのたび重なる要求にも応えず，その実施をさぼり続けてきました。

さらに林田知事は，府人事委員会が再三にわたり出した国と同趣旨の報告についてはまったく無視しておきながら，私たちが反対し続けてきた主任手当については「予算の余裕があるので」などと弁明して強行したことに明らかなように，この要求に対してはまともに応じようとしていません。政府文部省と林田府政のこのような不当・不誠実なやり口と闘って行政職賃金表適用者

## 2. 具体的なとりくみ

### 1）主任の任命制と主任手当の支給の狙いを許さないとりくみ

(1) 主任手当拠出闘争

私たちは圧倒的多数の部長・主任と共に，主任の任命制と主任手当の反教育的なねらいを内外に明らかにしながら闘ってきました。主任手当が強行された今，これまでのたたかいの趣旨を貫き，主任手当の反動的ねらいを打ちくだく立場から，部長・主任の自覚と自主性，そしてそれを支える全教職員の合意のもとに，手当の「拠出闘争」を展開します。

①「拠出闘争」で主任手当のねらいを打ち破る。

この「拠出闘争」は次のような意味で主任制と手当支給の狙いを打ち破るものとなります。

イ　文部省や林田府政や府教委に，上からの管理・統制の口実を与えない力となる。

ロ　部長・主任にとっては，従来通り胸を張って分掌の民主的なまとめ役としての任務を果たせる条件づくりとなり，他の教職員にとっても団結して民主的・集団的運営を守り発展させられる条件となる。

ハ　「拠出金」の効果的な使用は，全教職員の団結や子どもと教育を守る上でプラスとなり，父母・国民の支持・共感も拡大できる。

ニ　このような闘いの継続・発展は，主任手当支給の根拠を失わせ，主任制と手当支給の廃止の一つの足がかりとなる。

②　全員の意向をふまえて，教職員と子どものために使う。

拠出された手当は，全員の十分な討議のもとに，全教職員の団結と，子どもと教育に役立てるために使います。そのため，職場で全教職員の総意を反映できる「主任手当拠出金管理委員会」をつくり，府立学校全体としても各学校代表者と本部四役による「管理委員会」を組織して，全教職員の意向と討議をふまえて拠出金のより効果的な使途，運営方法などを決定します。

それまでの間，拠出金は当面職場で保管します。

③　返上・受取り拒否闘争は誤り。

なお，職場の一部には，主任手当に反対してきた経過から，主任手当の受取りそのものを拒否・返上すべきだとの善意から出た意見があります。しかしそのような方法は，①請求権が放棄された主任手当相当額は法務局へ供託されるだけで，府教委は何ら痛手をこうむらない，②給与支払いの直接の担当者（事務職員）に二重の手間をかけることになり，新たな矛盾を生み出す，③給与支払い者（府教委）と部長・主任個々の間でのたたかいとなり，労働組合全体の支援態勢がとりにくい，などの点から，永続性のない困難な闘いとなる危険性があります。

(2) 主任手当予算化を許さない闘いの展開

日教組が全国闘争の目標として設定した政府・自治体に主任手当を予算化させない闘いに積極的にとりくみます。

(3) 職場の民主的・集団的運営の一層の推進

「職場に分断と対立を持ちこみ」「上からの管理・統制を強め」「教育を支配する」という，主任の任命制と主任手当のねらいの職場への上陸を，絶対に許さないため，徹底した民主化・集

労働戦線の右傾化に反対して，真に労働者・国民の利益を守るナショナルセンターを育て上げることは決定的に重要です。また，何よりも，一年四カ月後に迫った知事選に勝利することは，私たちの要求の大きな前進をかちとる上でも不可欠です。私たちの生活や権利を根こそぎ奪いつくす軍国主義とファシズムの危機が刻々と迫っている今こそ，まさに自らを守る不可欠のたたかいとして，これらの諸課題をなしとげるために，全力をつくしましょう。

＜資　料＞

**1973年・74年の人確法闘争時における覚書，回答，国会付帯決議**

## 人材確保法案に関する覚書

**＜日政連代表と自民党文教部会長が12月4日に交わした覚書の全文＞**

1. この法律の施行にあたっては，学校教育法に規定する高等学校，幼稚園および盲学校，ろう学校，養護学校の幼稚部，高等部に拡大し，措置することとする。このことを国会において文部大臣，大蔵大臣，人事院総裁の答弁，付帯決議で明らかにする。
2. この法律の付則第二項を「国は第三条に定める教育職員の優遇措置について財政上の計画をたて，その実現に努めるものとする」と修正する。
3. この法律にもとづく教育職員の給与改善にあたっては，職員団体と協議する。
4. この法律の施行にあたって文部省，人事院はいわゆる五段階給与制はとらない。現行給与体系にもとづき教育職員の給与改善を図るものとする。このことを文部省と日教組の間で文書確認する。また国会において文部大臣，人事院総裁の答弁，付帯決議で明らかにする。なお，第三条にいうところの優遇措置とは身分法を意味するものではない。
5. 学校事務職員の給与改善について，教育職員とその均衡を失しないよう措置することを文部省と日教組の間で確認を行ない，付帯決議等その他必要な措置をとる。
6. 私立学校教職員の給与改善を図るため，国は財政上の措置を講ずる。

## 12・4文部省回答

**＜日教組要求書（11月5日付）に対する12月4日の文部省回答＞**

1. 教職員の給与等について
   (1) 教職員の給与改善については「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の提出からも判断できるようにその抜本的な改善を図りたいと考えており，その際，行(一)との逆格差の解消，初任給の引上げ，昇給間差額の改善，最高号俸の引上げについて努力したいと考えております。

の賃金・手当の改善をかちとることは，きわめて重要な課題となっています。わたしたちは，この課題を全職場の世論として，全力をあげてその実現をめざさねばなりません。

具体的には次のようなたたかいをすすめます。

① 年末交渉においては，行政職賃金表適用者の賃金・手当改善を最重点の一つとして位置づけ京教組とともに総力をあげてとりくみます。

② 教組・府教委・人事委員会の三者による「学校事務職員賃金改善検討委員会」における検討がより有利に展開できるよう，事務職員部，学職部を先頭とした組織ぐるみの署名行動，請願行動，府・市教委交渉を，京教組とともに強力に展開します。

③ 同時に，政府に対し，人材確保法成立時における，事務職員賃金等の改善の国会付帯決議や回答を早期に実施するよう，運動を強めます。そのためにも，近畿の各高教組・県教組への呼びかけと連携を強め，日教組ぐるみの運動の実現をめざします。また，11月16，17日の統一労組懇の中央大行動をはじめ，統一労組懇の要求実現運動の中にもこの課題を提起してたたかいます。

④ これらの賃金・手当改善要求とあわせ，産休代替制（現業職員には運用でしか適用されていない）や育児休業法の全職種への適用，さらに障害児学校における調整額の現業職員等への適用，定時制における夜間手当の増額などを要求して，事務職員部，学職部をつつんだ闘いを展開します。

⑤ なお，近く学校事務職員の賃金・待遇や任務とたたかいの方向について府立高教組および府高事務職員部名で討議資料を出す予定です。

(2) 民主的な通し号俸制 "わたり" の実現と管理職手当廃止の要求をする。

校長の特一等級適用，教頭の一等級適用によって，職務職階給制度は一層拡大され，学校現場にますます差別と分断が持ちこまれることになります。また，管理職手当の増額はこれに拍車をかけ，上からの管理・統制を強める役割を果たすことになります。

わたしたちは，「全職種の賃金表の一本化と完全通し号俸制の実現」を基本要求に，当面，「全教職員の上位等級への無条件わたりの実現」「管理職手当の廃止」を要求してたたかいます。

(3) 部活動手当の矛盾の解消の要求をする。

部活動手当については，その前進面を評価しつつ，その持っている不十分さを何らかの形でカバーさせ，さらに改善していくよう要求を強めます。

**3）組織の団結と闘争力を強め，全民主勢力の統一と決起をすすめるたたかい**

(1) 統一と団結こそ要求実現の力

今回の主任手当等に見られるように，支配・統制を強めるために分断と対立を持ちこむことは反動勢力の常とう手段です。これを見抜くことが出来ずに，私たちが内部で対立や不団結を起こすなら，それはまさに，自民党政府や林田府政の思うつぼです。困難な時にこそ，私たちの唯一の，そして最大の武器「統一と団結」を大切にし，要求で結束して林田府政や政府に迫ります。

(2) 全国規模の力関係を変えるたたかいの重要性

主任の任命制や主任手当の撤廃，大幅賃上げ，行政職賃金の改善など，私たちの多様な要求を実現する展望は，私たちと反動勢力の間の社会的な力関係を大きく変える中でこそつくり出せます。その意味で，父母・国民との団結を強めて全国的にも地方的にも革新統一の力を拡げること，

京都府学校教職員組合執行委員会

# 「主任手当」の強行実施にあたって

【特集】

一九八〇年十月一日

教育現場は、もろもろの矛盾をかかえながらも、子どもたちの成長・発達にむけて、教職員集団の英知と努力によって、日々の教育実践がすすめられている。

さまざまな困難は、教職員集団の連帯と団結によってのりこえられてきたし、これからもそうである。

すべての子どもたちに豊かな教育を保障するためには、教職員集団の確立こそが、なによりも重要な課題である。

ところが、いま、この教職員集団の連帯と団結を破壊しようとする攻撃が、教育行政の側から強まっている。

その攻撃の一つが、「主任手当」の問題である。

「主任手当」は、教育現場に、主任制度を導入するための手段として、文部省が打ち出してきたものである。

主任制度は、学校教育法の改悪によって、法制化されようとしているが、その狙いは、教育現場に、上意下達の管理体制をつくりだすことにある。

主任制度は、教育現場の民主的運営を破壊し、教職員集団の連帯と団結を破壊するものである。

京都府教育委員会は、この主任制度を導入するために、「主任手当」を強行実施しようとしている。

京都府教職員組合は、「主任手当」の強行実施に対して、反対の闘いをすすめてきた。

それは、「主任手当」が、主任制度導入のための手段であり、教職員集団の連帯と団結を破壊するものだからである

なお，この改善はいわゆる五段階給与を考えているものではありません。

(2) 幼稚園教員にも教職調整額を支給することについては，人事院にも強く要望し，近くその実現をみる予定であります。

(3) 実習助手の給与改善については，初任給の改善及び昇給差額の改善方を人事院に要望しているところであり，その実現に努力するとともに等級間のわたりについても検討したいと考えております。

(4) 学校事務職員の俸給表上の優遇措置についてもかねてより人事院に要望しているところであり，その実現に努力するとともに昭和32年の通達の検討も行ないたいと考えております。

(5) 現業職員の給与改善その他の要望についてはさらに検討したいと考えております。

## 人材確保法成立時の付帯決議（1974年2月22日）

政府及び人事院は，本法の施行に際し，次の点について留意すべきである。

1. 高等学校，幼稚園並びに盲学校及び養護学校の高等部及び幼稚部の教育職員の給与についても，義務教育諸学校の教育職員の給与改善との均衡を考慮して同時に必要な措置を講ずること。
1. この法律における教育職員の給与改善は，現行給与体系に基づいて行うこととし，いわゆる五段階給与制度はとらないこととする。
1. 学校事務職員の給与改善についても配慮すること。
1. 私立学校教職員の給与の改善については，国は財政上の措置を講ずること。

右決議する。

【参考資料(11)】

## ＝決意署名＝

# 〃主任（部長）アピール〃を支持し「主任手当」の拠出闘争を成功させるとともに、民主的学校づくりに全力をつくします

林田知事は「予算に余裕があるから」といい、大幅教育委員長は「校長会からは早期支給してほしいと要望されている」とウソまでついて、林田―野中府政と府教委は、「主任手当」の条例化・支給を強行しました。私たちは、この問答無用・府民要求無視・反教育的なやり方に、激しい憤りを覚えるとともに、民主教育をすすめる上からも、大きな危惧の念を抱かざるをえません。

私たちは主任制と主任手当のねらいを許さず、民主教育を守り抜く立場からの〃主任（部長）アピール〃を支持し、今こそ民主教育と子どもを守り、父母・府民としっかり手を結びながら、従来にもまして、職場の民主的・集団的運営の徹底と、地域にねざした民主的学校づくりをめざします。

民主教育と子どもをめぐる新たな事態に際し、あらためて次の点を決意します。

一、主任（部長）による「主任手当」の自主的な拠出、およびそれを子どもと民主教育のため、教職員の団結のために活用するとりくみを支持し、その成功のためにがんばります。

二、従来にもまして、全教職員の民主的な協力体制を強め、学校の民主的・集団的運営と民主的学校づくりをめざしがんばります。

一九八〇年　　月

〔　　〕学校

| 氏名 | 印 | 氏名 | 印 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

【付属資料(10)】

## ―― 主任（部長）アピール ――

# 主任制と主任手当のねらいを打ちくだき
# 民主的な学校づくりをすすめるために
# 今こそ全教職員は団結して前進しましょう

林田知事は「予算に余裕があるから」といい、大幅教育委員長は「校長会からは早期支給されている」とウソまでついて、林田―野中府政と府教委は、「主任手当」の条例化・支給を強行しました。私たち主任（部長）は、この問答無用・府民要求無視・反教育的なやり方に、激しい憤りを覚えるとともに、民主教育をすすめる上からも、大きな危惧の念を抱かざるをえません。

しかし私たちは、主任制と主任手当のねらいが職場にはいりこむことを決して許しません。今こそ、民主教育と子どもを守る者―それは、父母・府民としっかり手を結んだ私たち教職員であるとの自覚にたって、従来にもまして、職場の民主的・集団的運営の徹底と地域にねざした民主的学校づくりをめざすことの重要さを喚起したいと思います。

民主教育と子どもをめぐる新たな事態に際し、あらためて次の点を決意するとともに、全教職員のみなさんに呼びかけます。

一、教育の「生命」である全教職員の民主的な協力体制、自主的で民主的な学校運営をもった「教育業務連絡指導手当（主任手当）」については、自主的に拠出します。

二、拠出した「教育業務連絡指導手当（主任手当）」については、子どもと民主教育のため、また教職員の団結のために活用できるよう希望します。

三、民主的・集団的学校運営（職場の民主化の徹底）と民主的学校づくりをすすめることこそ、「主任の任命制」「主任手当」支給のねらいを許さない道であることを再度確認しあい、そのために、私たち主任（部長）は勿論、全教職員が相互協力・総団結し、全力を尽しましょう。

一九八〇年　月

〔　　〕学校主任（部長）

| 氏名 | 印 |
| --- | --- |
| | |

【付属資料(13)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751)1645

1980年
12月　7日
第15号
(No.218)

# 主任手当拠出の闘い進む

## 不当労働行為の教育長談話

### 府高分会代表者会議で声明を発表

府教委の川本教育長は、私たちの主任手当を拠出し教育的に使用するたたかいにより自らの反府民的態度の明らかになることを恐れ、去る十一月八日に、一担受取った「給与」の使途に介入する「談話」を発表し、しかも通達でこの「談話」の周知徹底をはかるよう指示しています。

府立高教組はこの「談話」の反教育性、反府民性、労働組合に対する介入の問題点を明らかにし、去る十一月十九日の分会代表者会議で、この「談話」に対する声明を全員で可決しました。

## 声明――主任手当拠出闘争の状況と川本談話について

京都府教育委員会川本教育長は、十一月八日、われわれの主任手当拠出の闘いについて「談話」なるものを発表した。その内容は、きわめて反教育的・反民主主義的なものであり、これが教育に責任をもつべき京都府の教育長の「談話」かと目を疑わしめるようなものである。

一、「談話」では、われわれの主任手当拠出闘争について、「学校教育の水準の向上をはかろうとする人材確保の趣旨に反する」としているが、ここには、特定の主任にのみ手当を支給して教職員の民主的な協力関係に障害を持ち込むことが、どう「学校教育の水準の向上」に役立つのかの説明は全くみられない。むしろ、特定の主任にのみ手当をつけて教職員の魂を買い取ろうという府教委のはかない試みをおおいかくそうとする、情けない姿をさらす結果となっている。

二、また、われわれの給与が、「府民の貴重な税金によってまかなわれている」としてわれわれの拠出闘争を「府民の意志に反する行動となる」と述べているが、この言葉は、そのまま林田府政と府教委自身に適用されるべきである。まさに「府民の貴重な税金」は、府民と教育のためにこそ使われるべきである。その「貴重な税金」一億五、〇〇〇万円を教育にとって百害あって一利もない主任手当に使っているものこそ林田府政と府教委であり、この主任手当を自覚的に拠出しあって教育と子どものために使おうとしている者こそわれわれである。

誰が「府民の意見に反する行動」をとり、誰が「府民の期待に応える行動」をとっているかは一目瞭然ではないか。

三、「談話」は「府民の代表である府議会が」主任手当の支給を決定したにもかかわらず、「これを拠出することは府民の意志に反する行動となる」としているが、ここには、府議会が決めたことは何でも「府民の意志」であり、府民は府議会の決めたことには逆らうなといわんばかりの態度がみえている。教育長は、なぜ八〇万にのぼる任命主任個反対の署名は「府民の意志」ではなく、これをしゃにむに多数決でおしきった府議会の決定だけが、「府民の意志」だというのだろうか。こういう態度こそ、住民自治不在・民主主義不在の態度だといわざるをえない。

四、川本教育長は、以上のような不当な「談話」を各地教委・校長に通達としておろし、「この趣旨の周知徹底をはかるよう指示している。

教職員が、一担受け取った「給与」を何に使おうが、それは全く個人の自由に属することであり、労働組合の方針に賛同して主任手当を拠出することに対し、教育長が干渉する権限は全くない。

これについて教育長が、「談話」を出すことは反にあるとしても、それを公式の通達として「周知徹底をはかるよう指示することは、明らかに個人の自由に対する侵害であり、労働組合の活動に対する不当労働行為の疑いさえある。

五、林田府政や教育委員長が、どのようことを試みようとわれわれの正義の運動を止めることはできない。

川本「談話」の発表と通達にもかかわらず、教育労働者の良心にかけて主任手当を拠出した人は、すでに九割に達している。われわれは、この拠出された手当を教育と子どものためにもっとも効果的な形で使うものである。

教育委員会の主張が正しいか、われわれの主張が正しいのかの府民の判断は、このとりくみを通じて、おのずから明らかになっていくものと確信する。

一九八〇・一一・一五

第一回分会代表者会議

## 教育長談話

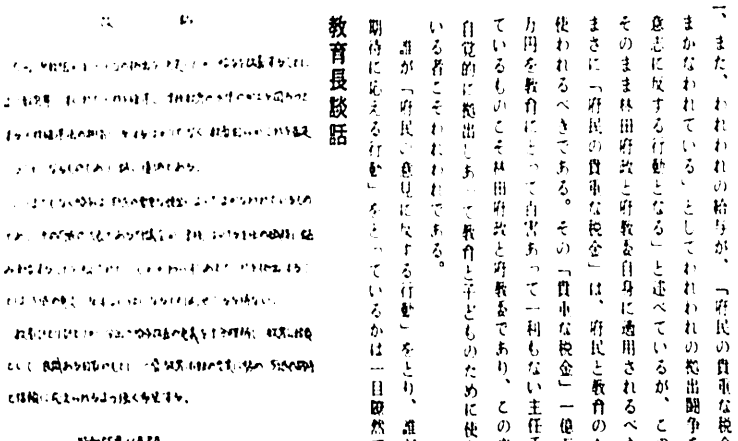

【付属資料(12)】

《取扱者面掲載資料》

本校の皆さんに訴えます

‥主任手当をはじめとする差別支給にあたって―

本校に勤く全教職員の皆さん。

主任手当をはじめ、校長将一等級・教頭一等級の適用と管理職手当の増額、さらに教育職員給与適用者の義務教育等教員特別手当（義教手当）の2%増額の措置の成立に伴って、11月10日には4月にさかのぼって差別が支給されます。

私たちの反対闘争にもかかわらず、主任手当は強行され、他の問題についても私たちの問題点の指摘にもかかわらず、何ら改善されないまま支給されることになりました。

この事態にあたって、本分会役員会は、以下のように問題点と闘いの方向を明らかにして、皆さんの団結と闘いへの参加を訴えます。

1　主任手当は、激しい反対闘争の中で明らかになったように、(1)職場に分断と対立をもちこみ、(2)上からの管理・統制を強め、(3)教育を反動的に支配する狙いをもつものです。

この狙いの職場への侵入を断じて許さず、全教職員の団結した教育活動を一層おしすすめる闘いの一環として、私たちは主任手当の拒出とそれの効果的な活用―全教職員の団結とろとも・教育に役立てるために使うこと―をめざしています。これは、「手当など支給されたら、黙ってはって自と団結して仕事をすることが困難になる」という、圧倒的多数の教員・主任さんの悩みと怒りにも沿うものだと考えています。

2　校長将一等級・教頭一等級の適用と管理職手当の増額も、教職員内部に差別と分断を拡大し、上からの管理体制を一層強めて、自主的・民主的で集団的な教育活動をやりにくくさせる狙いをもったものです。

これに対しては、当面、「全員が上位の等級へ昇任できるようにせよ」「管理職手当は廃止せよ」の要求をすると共に、校長・教頭に対し、民主的な学校運営を行なうよう一層要求を強めます。

3　義教手当の増額は、教育職員給与適用者にとっては確かに改善です。しかし行政職俸給表適用者は、何ら改善の適用を受けません。にもかかわらず、事務職員の仲間は、自分達には何の関連もない「差別」の支給のため理由化般され、安策事務を行なわねばならぬ立場にあります。事務職員の仲間をはじめとする行政職給与適用者の仲間の心中は、察して余りあるものがあります。

私たちは、人勧確保法成立時における事務職員等の仲間の回答付帯決議や日教組との間で交わした確認書の実行をサボり続けてきた自民党政府及び、主任手当については「財源に余裕があるので」と言って強行しながら、切実な行政職給与適用者の俸給改善要求にはともに応えようとしない林田府政に、改めて強い怒りを覚えます。

私たちは、この年末闘争で「行政職給与適用者の待遇改善」の要求を最重点の課題の一つにかかげて闘います。また、組合・府教委・人事委員会の三者で設けている「事務職員給与改善検討委員会」の討議を有利にするためにも、署名・請願・交渉などのとりくみに全力をあげねばなりません。

さらに、人勧確保法成立時の国会付帯決議を国に守らせて、行政職俸給表適用者の賃金を改善させるために、日教組が組織ぐるみで行政府闘争をすすめるよう強力にはたらきかけます。

これらは困難な闘いではありますが、石にかじりついても成功させなければ京都の教育と教職員を守ることはできません。

本校のすべての仲間の皆さんが以上の内容をよく理解していただき、こぞって闘いに参加して下さることを強めて訴えます。

1980年11月

分会役員会

【資料(15)】

# 一九八〇年度賃金確定にあたっての府職連統一要求書

京都府職員・教員組合連合（略称　府職連）は、本年五月二十八日に「基本賃金三五、〇〇〇円引上げ」を中心とする要求書を府当局へ提出し、その解決を強く求めてきました。これにたいして、京都府人事委員会は十月二十七日に「府職員の給与に関する報告および勧告」を行ないました。この内容は、改定率四・五四%、平均三五五円の引上げというものであり、消費者物価の上昇率がことしに入って八%台をつづけているもとで、一〇、賃金を切り下げるものとなっています。さらに、政府の方針に忠実な人事院勧告と基本的には同じ内容であるといえます。

こうした勧告の背景は、政府の来年度予算編成方針にみられるように、憲法改悪、日米軍事同盟の強化の企図と結びついた軍事費の増大、逆に福祉の切り捨て、一般消費税の導入、反動的行政改革と公務員制度の改悪、任命主任制の強行など教育の反動化、さらに今臨時国会にみられる健保、国鉄、郵便、防衛三法、公務員の定年制と退職手当引下げ等と結びついたものです。

府職連は、このような一連の反動的諸政策に反対し、平和と民主主義、生活と権利、教育の民主化をめざして奮闘するとともに、賃金確定にあたっては、実質賃金を確保することを最低として要求するものです。

したがって、本年五月二十八日に提出した「一九八〇年度府職連統一要求書」の解決を基本にして、左記要求について十一月末までに解決されるよう申し入れます。

記

一、基本賃金（本俸）の引上げについては、実質賃金の確保（本年四月の消費者物価の上昇率八・四%）を最低として改定すること。あわせて昭和五十年度に一号切り下げた号俸を今回の賃金確定時に復元すること。

二、初任給については、実質賃金を確保する立場より、給与条例で決めている各給料表の現号俸を改正し、現行より二号俸引上げること。また結婚適令期において賃金引上げの措置を行なうこと。

三、「人材確保法」にもとずく賃金改定によって生じている給料表間の賃金格差を是正すること。

四、人事委員会の調査結果にもとずき、住宅手当の改善（特に持家にたいするもの）、子弟の教育手当の新設もしくは扶養手当の支給範囲の拡大等による改善等を実施すること。

五、一時金について、十二月五日に三ヵ月プラス三五、〇〇〇円を支給すること。

六、管理職手当の改定については実施しないこと。

七、政府が企図している定年制と退職手当の引下げ、給与制度の抜本的見直し等に反対し、既得権を守ること。

八、憲法と教育基本法にもとずく民主教育の推進、学校運営と教育体制を民主化する立場より任命主任制度と主任手当を廃止すること。

九、地方自治破壊の府政の攻撃・干渉に反対し、地方自治の確立のために努力するとともに、府民本位の行政を推進すること。

十、福利厚生事業を充実させる立場より、互助会、互助組合にたいする特別交付金を支出し、夏・冬ゆわした額を来年度も予算化すること。

一九八〇年十一月十三日

京都府職員・教員組合連合執行委員長　木下巍次

京都府知事　林田悠紀夫　殿

また林田知事の「財源にゆとりがあるので措置することにした」との放言は、父母、教職員の切実な生活、教育条件整備の要求に背をむけて来た知事であるだけに、その反府民的姿勢を自らバクロしたものと言わざるを得ません。

(4) 拠出闘争の組織における成功により、父母府民と結束して闘う新たな条件ができた。

九五%に達する拠出は、主任手当のねらいを具体的にうちくだくと共に、これが、子どもと教育・教職員の団結のために有効に使われるならば、教職員と父母・府民の結束が一層拡がり、共にたたかう新たな条件をつくり出すであろうことは明らかです。

〔弱点〕

以上大きな前進面と共に、次のような面でまだ不十分さが残されています。

(1) 広範な父母・府民との共同のたたかいをすすめる上でなお、教育諸条件整備の問題ほどには、父母・府民のなか、とりわけ、労働者との共同のたたかいに発展させる条件をつくりえていず、その点で闘争指導上の弱点がありました。

(2) また一部に、規則制定によって、また手当支給によってたたかいは終ったのだとの意見に代表されるように、たたかいの意義と成果を全組合員のものとし切れていない面があります。

共に今後のたたかいで克服していくべき課題として重視しなければなりません。

## 三、今後の方針

(1) 職場の民主的・集団的運営の一層の推進

「職場に分断と対立を持ち込み」「上からの管理・統制を強め」「教育を支配する」という主任の任命制と、主任手当のねらいの職場への上陸を、絶対に許さないため、徹底した民主化・集団化のたたかいをすすめます。ここにこそ闘いに勝利するカギがあることに確信をもつことが重要です。そのためにも「主任制の運用に関する確認書」闘争を強めます。

(2) 拠出された手当の効果的使用

拠出率を一層高めるために、ねばり強い働きかけを続けると共に、拠出された手当が、効果的に使用されるために、各職場での討議を活発にし、それをもとに、管理委員会で民主的に決定します。

(3) 主任手当予算化を許さない闘い

日教組が、全国闘争の目標として設定した、府政・自治体に主任手当を予算化させない闘いに積極的にとりくみます。

(4) すべての地域で「民主教育を守る共闘組織」をつくり拡大する。

どの地域にも民主教育を守る立場での住民的合意と共闘体制をつくることをめざします。このことこそ、反動勢力のいかなる攻撃も打ち破り、民主教育・民主的学校づくりを発展させる最大の保障です。またこのことが、主任の任命制度撤廃を実現させる展望を切りひらく知事選勝利、革新統一実現への道でもあります。

【付属資料(17)】


# 京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL(751) 1645

'80.12.19
N0.17(220号)
年末交渉速報


# 実施時期などでやや前進

## ＝非常勤職員 賃金改訂＝

12月18日 教育庁会議室において 25分会40名の参加で 府高第二次年末交渉(定員、非常勤職員賃金、年末年始宿日手当問題)が行われました。府教委の回答を受けて一旦交渉を中断して疑問点などを整理した後、再交渉をした結果、その場で臨時拡大闘争委員会を持ちました。その結果、有額回答部分については、要求にはほど遠いながら 額、実施時期などで一定の努力が見られるとして仮妥結を決定しました。定員問題についてはきわめてきびしい回答であることを重視し、各分会で請願、署名など要求闘争を急速に強める必要があることを確認しました。

主な回答は次のとおり。

差額支給は12月26日(予定)

## 臨時給食調理人も11月改訂

### Ⅰ 非常勤職員賃金 ( )内は実施時期

1 時間講師 1単位当り 5,250円→5,500円('80.11.1)

2 「分掌担当」講師 一単位当り7,400円→7,700円('81.1.1)

中学18時間、高校全日制及び昼間定時制14時間、夜間定時制11時間以上の持時間で6ヵ月以上の契約の非常勤講師を指す。

ただし、7,700円と5,500円(1の項の額)の差額は7月、12月、3月に一括支給。

3 定額講師 月額 98,800円→103,300円('81.1.1)
[139,100円] [145,500円]

ただし、[ ]内の額との差額分を7月、12月、3月に一括支給。また妥結期間6ヵ月未満者は[ ]外の額で'80.11.1実施。

4 非常勤事務員・用務員 月額 77,100円→80,600円('81.1.1)
[108,600円] [113,500円]

ただし[ ]内との差額分を7月、12月、3月に一括支給。妥結期間6ヵ月未満者は[ ]外の額で'80.11.1実施。

5 宿日直専任者 日額 3,000円→3,300円('81.1.1)

6 職員室業務補助員 月額 43,400円→45,500円('80.11.1)

いわゆる「120日アルバイト」を指す。

7 非常勤寮母 日額 5,700円→6,000円('80.11.1)

8 夜間定時制警備員 日額 2,900円→3,100円('80.11.1)

9 臨時給食調理人 日額 4,200円→4,400円('80.11.1)

現行は'80.1.1実施。

10 夜間定時制給食調理人(非専任者)

山城 月額 118,000円→123,700円('80.4.1)
[166,200円] [174,200円]

福知山 月額 108,800円→114,000円('80.4.1)→
[153,300円] [160,500円]

118,900円('81.1.1)
[167,400円]

ただし[ ]内との差額分を7月、12月、3月に一括支給。

福知山については、募集停止にともう身分確保のためひき続き組合と協議。

11 北桑田寮舎監 日額 5,700円→6,000円('81.4.1)

ただし、これは予定とし、3月の時点で現場と調整する(文面書とのひらみ)

12 就学指導員 月額 98,800円→103,300円('81.4.1)

13 定年再採用者……定数内臨時的任用扱い。3月31日付で特定要綱により退職した1年目の再採用者。

教育職 月額 129,000円→135,000円('80.4.1) 教育職の3項12号相当

行政職 月額 117,100円→122,600円('80.4.1) 行政職の17項6号相当

【付属資料(16)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1980年
12月16日
219号

# 超勤源資の増額に努力する！

## —私たちの粘り強い闘いの一定の反映—

教育長回答

# 年末要求書で交渉

12月5日

府立高教組は去る十二月五日、年末の要求書に基づく交渉をおこないました。交渉は府政の情勢を反映した厳しいものでありましたが、切実な要求と、具体的に問題点を指摘する中で、調査の約束や改善の方向を明確にするといった回答を得ることができました。今後さらに団結を強め、要求実現にむけて頑張りましょう。

## 教育長回答（'80・12・5）

▽年末一時金について

生定分は支給する。それ以上は今日の情勢下ではできない。

牧務を分担している非常勤講師については、従来の形で出せるよう検討している。また、六カ月以上にわたり通常の3/4以上勤務している臨員にも出せる。

▽基本賃金について

人事委員会勧告通り、四月一日にさかのぼって実施する。

△行政職員の給与改善について▽

教育職員と府の行政職員全体との間に賃金格差ができているがその格差を縮めるため、年度内をメドに検討する。

また、時間外勤務手当の原資を、当面六%にする方向で努力していく。当初、年内実施をめざしていたが、府全体の問題になり年内実施が遅れたとしても、年度内に超勤原資の増額ができればさかのぼって捕算できる。

△臨害児学校調整額を協約賃金表適用者に支給することについて▽

この調整手当は職務内容について出されるもので、同一職場であっても職務内容に差があると出せない。

△実習船の食卓料・航海手当の増額について▽

努力していく。

△日額特勤について▽

特勤手当の相当改善時に増額していく。

▽手当について

△主任手当について▽

第三次給与改善全体として改善してきたし、また、府議会でも決定されてきているため手当の予算化はさけられない。組合から指摘されるような方向にならないよう、教育を前進させる方向で頑張りたい。

△行政職員への部活動手当について▽

超勤原資を増額して実施のないようにしたい。

△宿日直手当増額について▽

国の八月の改善では、宿日直手当は改善されていないが、府人事委員会の勧告により増額する。（八〇・四・一実施）

宿日直手当
「宿直」　二、〇〇〇→二、三〇〇
「宿日直」　二、四〇〇→二、七〇〇
舎監の宿日直手当　三、二〇〇→三、九〇〇
農場の宿日直手当　二、四〇〇→二、七〇〇

△非常勤職員の手当増額について▽

非常勤職員の給与改善と同時に考えている。

▽労働条件改善について

△育児休業制度について▽

無給ということで制度化されているので、国の立法上昇から考えて困難。適用範囲の拡大については、法改正をまたざるをえない。

△振替勤務、深夜勤務の翌日の回復措置について▽

水産高校の実習船員の深夜勤務の実態については調査する。

△代休問題について▽

職場毎に基づいて現行制度に支障のない範囲で認めていく。

△休憩室・バス・シャワー室等について▽

増改築の機会に改善をすすめる。

農場職員用のバス・シャワーについては実態を把握して検討したい。

▽各職種毎の要求について

教育を進めるためにも積極的に要求に答えたい。

▽不当弾圧について

憲法・教育基本法に基づいて教育されている中で不当な弾圧がおこることのないようにしたい。

▽教育条件について

△基本的姿勢▽

憲法と教育基本法に基づいておこなっていく。教育活動を推進させるための行政をしていく。

地域に連携していく上での現制度の長所を生かしながら、改めるべきは改め、制度の充実に努力したい。

△南山城養護学校の開設について▽

用地買収等でやや遅れたが、四月開校にむけて努力している。

現在の第一期工事に引き続き、第二期、第三期工事を一度に進める。

△百・舞分校について▽

現在、設置学部について検討中。今後、学校との実質的な話し合いをしていく。この件については、年内または年明け早々に再交渉をおこなう。それまでの決定は当然ありえない。

資料市の都市計画と重なっているので、課題を整理して考えたい。

△丹波養護学校亀岡分校について▽

用地確保の努力を先行させて努力したい。

△既設校の校舎の改築・改修について▽

例年通りのワクをなんとか確保していく。

△需要費について▽

九月に五、七〇〇万円の予算化をおこない、十二月府会に四、二〇〇万円の予算化を提起している。今後、教育に支障のないよう配分していきたい。

▽人事異動について

△基本的態度▽

五十六年度異動方針は従来と同じ内容でおこなう。

△異動にあたって▽

京都府全体の教育を推進させるため、校長を通じてお願いすることがあるが、強制と受けとられることのないようにする。

同一校勤務年数の「基準」なるものを一方的にふりかざして、該当者が職場に居づらくなるような状況をつくりださない。

△管理職人事について▽

府立高教組で（①）府都の民主教育に責任を持つという重大な任務にふさわしい人物を選ぶ。②選任にあたっては職場の総意を尊重する）という要求のあることについては、充分尊重していきたい。

文部省の研修を受けたかどうかで人事を左右しない。

▽定年制・退手法について

公務員の勤務条件に対する見方が厳しくなっているなかで、この問題はさけて通れないものである。今後の国会審議を注意深く見守りたい。反対の意見具申をするかどうかは検討したい。

# 八一年春闘への提言

統一労組懇は、先の臨時総会で、八一年春闘の前進をめざす三つの基本を決定し提起してきた。

それは、第一に　経済危機を理由にした政府、独占資本の国民生活破壊を許さず、正面から対決して、国民生活改善こそ国の経済再建の柱であることをはっきりさせてたたかうことであり、

第二に、労働組合は、労働者の生活と権利を守る組織であるという原点を再確認し、経済の整合性という名目の「経済の安定成長への努力」とか、賃金の引上げをインフレ克服のために自粛するという階級協調路線をとらず、労働者の切実な生活擁護の要求を基礎にたたかうことであり、

第三に、安保条約の廃棄をはじめ当面している平和、中立、民主主義の政治的諸課題と、賃上げや制度要求実現の闘争とを結びつけて闘う、ということである。

政府・独占資本は、八一年春闘を前に予算編成の過程で、軍事予算増強、増税、公共料金引上げの一方で、福祉・教育予算の実質削減、賃金抑制、人べらし「合理化」の強行とともに、憲法改悪検討、日米軍事同盟強化、選挙制度改悪検討などの政治反動体制づくりをも推進するなど、露骨に国民生活の全領域での破壊と反動攻勢をますますつよめている。

その結果、反動支配層と労働者・国民との間の諸矛盾もかってなく激しいものとなっている。

われわれは、こういった状況のもとでたたかわれる八一年春闘の勝利をめざし、次の提言を行なう。

一、八一年春闘では、不当な賃金抑制、人べらし「合理化」攻撃に断固反対し、大衆的合意と納得づくの要求づくり運動をすすめる。

労働組合運動の原点は、切実な実態から生まれる要求である。

組合員が、その要求の正当性に確信をもち、自主的自覚的に闘争の高揚をつくりだすことは、たたかいを勝利に導く基礎条件である。

従って、労働組合幹部が大衆不在の要求を一方的に設定して押しつけるのではなく、職場で、単組で、産業別で、徹底した大衆的要求づくり運動を重視してすすめる。

今日の政治反動と搾取・抑圧をはね返して八一年春闘勝利と八〇年代の労働組合運動の階級的前進をつくりだすためには、統一要求づくり運動で組合民主主義を貫き、組合員を主人公とした団結と活動をつくりだして発展させることが、欠くことのできない重要な意義をもっている。

職場、組織の条件に応じて、くらしと賃金・権利・労働条件などの「総点検活動」など多様なとりくみを工夫して大衆的な統一要求づくりを成功させるため奮闘する。

二、八一年春闘では、高物価、増税、健保・医療・年金制度改悪などに反対し、国民生活擁護の旗を真正面に掲げ、政府・独占資本の反国民的軍拡政策の民主的転換をもとめてたたかう。

政府・独占資本は自らが作り出した財政・経済の構造的危機を、労働者、国民に負担を転嫁して切り抜けようとしている。

この九月期決算予想で大企業は、五年連続再び史上最高の増益記録を更新しようとしているのに、一方では労働者に著しい低賃金、過密労働、長時間労働、人べらしを押しつけ、さらに政府は軍拡経済を促進するためさまざまな政策をいっそう強めようとしている。

収奪計画である新経済社会七カ年計画を目安として、経済の整合

## Ⅱ 年末年始の宿日直手当（含環境施設等管理業務）

| | 休日・休暇日（12/29～1/3） | 特別日（12/28・1/4） |
|---|---|---|
| 一般職員 | 4,950円 → 5,300円 | 0円 → 5,300円 |
| 宿日直専任者 | 4,150円 → 4,500円 | 半日分1,500円 → 4,500円 |
| 住込用務員 | 2,200円 → 2,400円 | 0円 → 2,400円 |

ただし、本年度は12月28日及び1月4日が日曜日にあたるため、本年度に限り、これらの日を特別日として、休日・休暇日と同様の措置をする。

## Ⅲ 定員・身分

「現場の実態を見て努力する」との言明はあったが実質ゼロ回答。

逆に、教諭以外の職種の定数基準案やいわゆる120日アルバイト、夜間定時制の実質待ち時間について見直しをすることを示唆したり、「生徒数、学級数が減れば、教職員も減らすのが当り前」との言明をするなど、マイナス回答と受けとられる回答をした。

組合側は、「来年度の重点も全く示さずにマイナス回答をすることは認められない」として、年明けに再度、職種別交渉とあわせて定員交渉を持つことを確認した。

# 第81期国会の構造と方針（案）

〔参議院議員 [illegible]〕

## 第81期国会をめぐる情勢

### I 国会をめぐる情勢

1 国会の召集

(1) 第81期国会は、昭和五十年一月二十日に召集されました。

(2) 今回の国会は、昭和五十年度予算を審議する国会であります。

(3) 政府は、昭和五十年度予算を、一般会計歳出総額十兆七千億円、公債発行額二兆円と決定し、これを今回の国会に提出しました。

(4) 予算の審議は、衆議院から行なうことになっており、衆議院では、一月二十日から審議が始まりました。

2 国会の構成

(1) 参議院の議員定数は、昭和四十七年の改正により、全国区百人、地方区七十六人、合計百七十六人となっています。

(2) 今回改選される議員は、全国区五十人、地方区三十八人、合計八十八人であります。

(3) 参議院の会派別勢力は、自由民主党・国民協会・新政会の「自民党」系が百二十七人、社会党・民社党・公明党・共産党・革新無所属の「野党」系が四十九人となっています。

(4) 「自民党」系は、参議院の過半数を大きく上回っており、委員会の構成や委員長の配分においても、「自民党」系が過半数を占めています。

(5) 「野党」系は、参議院の過半数には遠く及ばないものの、全国区の議員を中心に、比較的まとまりやすい勢力であります。

(6) 参議院では、衆議院と異なり、解散がありませんので、政府は、衆議院の動向にかかわりなく、安定した国会運営を行なうことができます。

3 国会の運営

(1) 今回の国会は、昭和五十年度予算を審議する国会であり、会期は、一月二十日から六月二十日までの百五十二日間であります。

(2) 会期の延長は、両院一致の議決があれば、何回でも行なうことができますので、予算の審議が長引けば、会期の延長も十分考えられます。

4 国会の運営をめぐる政治情勢

(1) 今回の国会は、昭和五十年度予算を審議する国会であり、会期は、一月二十日から六月二十日までの百五十二日間であります。

(2) 会期の延長は、両院一致の議決があれば、何回でも行なうことができますので、予算の審議が長引けば、会期の延長も十分考えられます。

### II 予想される問題

1 [illegible]

2 [illegible]

性を勘案し運動を指導すると明言する労働四団体指導部の路線では、決して国民生活擁護をつらぬくことはできない。

われわれは、国民諸階層との連帯を強化して、国民生活擁護の巨大な戦線を構築し、この課題の実現を系統的に追求する。

三、現在、日米軍事同盟強化、軍事予算増強、憲法改悪、小選挙区制導入など、平和と中立、民主主義を破壊する策動と具体的に結びついて、国民生活破壊の政策が進行している。

従って、当面している切実な経済的諸課題と政治的諸課題とを結合してたたかうことは、真に広範な労働者の民主的エネルギーを結集することを可能にし、春闘勝利の道を切り開くものとして決定的ともいえる意義をもっている。

そしていっそう大きな統一戦線を構築するために奮闘する。

四、八一年春闘でわれわれは、国民春闘共闘会議の活動に参加するとともに、労働者、国民の切実な生活擁護の課題の実現のために地域的闘争を特別に重視する。

われわれは全国の各地域で、国民諸階層を結集した大小さまざまな大衆集会を組織するとともに、国民諸階層の支持のもとに、要求実現のための、ストライキを含む地域的統一行動の実施を検討する。

五、当面する「軍事費を削って、くらしと福祉、教育の充実を」の国民大運動を成功させ、それを「国民春闘推進大運動実行委員会」として拡大発展させることを国民大運動実行委員会に提案する。

八一年春闘では、その実行委員会活動を中央・地方で強化し、運動を支持する革新政党と国会、地方議会内での協力共同をすすめるとともに、通常国会中の適切な時期に、実行委員会を中心に、全国規模の参加のもとに中央大行動、その他の諸行動を実施することとし、問題解決のため奮闘する。

3 国民生活破壊と結んだ政治反動・軍事ファシズムの動きをおしとどめ、平和・中立・民主主義を守る春闘。
4 どこの地域でも、労働者・父母・住民が結束する、文字通りの国民的春闘。
5 この闘いの中で、どの地域にも革新統一・知事選勝利・民主教育を守る力が一層大きく育つ春闘。

## Ⅲ 81春闘を闘う私たちの基本的態度 ～何を大切にして闘うか～

1 「みんなで討論、みんなで決定、みんなで行動」を合ことばに、要求のほりおこしから実現まで、てっていして大衆的にとりくむ。その際、どのようにして要求を実現するかの「闘い方」の論議を重視する。
2 地域（住民）・労働者との共闘を特別重視する。
3 春闘共闘への結集とともに、統一労組懇を中心にした大運動実行委員会に結集して闘う。
4 教育における父母・住民との共闘を一貫して重視して闘う。

## Ⅳ 府高81春闘の基本要求（課題）

1 公務員賃金抑制、反動的行政改革、退職手当改悪「定年制」導入などの公務員攻撃に反対し、だれでも三万円以上の賃上げ、教職員増・週休二日制の実施・「勤務時間に関する職場協定」の締結をはじめとする賃金・労働条件の改善・充実。
2 増税と物価上げ、健保・医療・年金制度の改悪などに反対し、軍事費を削り、くらしと福祉・教育の充実。
3 主任の任命制・自衛隊の高校生勧誘など教育の管理・統制、軍国主義化・荒廃政策に反対し、平和と民主主義、すべての子どもをかしこく、たくましく育てる民主教育推進、学級規模縮少・公立高校増設・私学助成など教育諸条件の整備・拡充。
4 障害児・者とその家族の教育・生活・労働・諸権利を守り、国際障害者年の成功。
5 公選法改悪・小選挙区制導入、軍備増強と日米軍事同盟の役割的強化、憲法改悪などの政治反動化に反対し、安保条約廃棄、平和・民主主義・革新統一推進、知事選勝利。
6 労働戦線の右翼的再編に反対し、統一労組懇・「くらしと営業・医療・福祉・教育の充実を」めざす京都大運動実行委員会に結集、地域共闘の発展、労働者・国民の期待に応えるナショナルセンターの確立。

## Ⅴ 具体的とりくみ

**1 81春闘にむけての要求と方針の確立**

一、要求と方針の討議―全分会・ブロック（支部）・専門部（各職種）共通―

(1) 二月を「集中的討議期間」として設定する。そのために、全員討議資料をおろす。
(2) 府高81春闘要求アンケートを実施し、要求のほりおこしと集約を図る。（二月）
　① 全員から集めきる。（未組合員・非常勤職員も含む）
　② 分会闘争委員会（役員会）で、みんなの願い・要求がつかみきれるものにする。
　③ ブロック闘争委員会で地域要求が集約できるものにする。

二、全分会・ブロック・専門部（各職種）・府高の各レベルで81春闘要求書（パンフ・一覧）と、方針を確定する。

**2 地域共闘のとりくみを特別重視する立場から、一地域住民としての私たちの生活・地域要求、共通しうる教育要求等を積極的に地域にもちこみ、統一労組懇・大運動実行委員会に結集し、その実現をめざす。**

**3 運動のすすめ方**

一、分会でのとりくみ

(1) (1) 81春闘職場（分会）要求書の作成と方針の確定、実現運動。
(2) (2) 81春闘要求交流・実現職場（分会）決起集会をもち、(1)を決定していく。（二月中旬～三月上・中旬）
(3) (3) 少数職種の要求を聞く会（語る会）をまだもてていない分会は必ずもつ。
(4) (4) 入生の父母を対象とした子育て懇談会など）とともに、父母との共同のとりくみを具体化する（例、新一致してとりくむ教育課題と方針を明らかにし、
(5) (5) 81春闘職場（分会）闘争委員会を設置する。
　① 新・旧役員等で構成する。（二月中）
　② 次の担当者を必ずおく。
　　イ、ブロック闘争委員会担当　　ロ、情宣担当　　ハ、地域担当　　ニ、父母担当

二、ブロック（支部）でのとりくみ

(1) (1) 81春闘ブロック（支部）要求書の作成と方針の確定、実現運動。
(2) (2) 81春闘要求交流・実現ブロック（支部）全教職員総決起集会を開き、(1)を決定する。（三月下旬～三月上・中旬）
(3) (3) 少数職種要求交流集会をまだもっていないブロック（支部）は必ずもつ。
(4) (4) 教育行事をもつ（例、子育て講演会など）とともに、地域の教育共闘（組織）づくりを大きく前進させる。
(5) (5) 81春闘ブロック（支部）闘争委員会をつくる。
　① 新・旧ブロック役員、分会の担当者をはじめブロックの実情に合せて構成する。
　イ、市内ブロックは、さらに小ブロックに分け、三～四校を単位に闘争委員会をつくる。
　ロ、情宣担当・地域担当等必要な任務分担を行う。
　② 地域大運動実行委員会に結集する。未組織のところは、積極的に結成をよびかける。

三、専門部（各職種）でのとりくみ

(1) (1) 81春闘専門部（各職種）要求書の作成と方針の確定、実現運動。
(2) (2) 81春闘専門部合同闘争委員会をつくる。
　生活・教育大運動の教訓を生かし、合同役員会に定通・青年の高専門部を加え構成する。

## II　あなたの生活・教育要求(どんなささいなことでも大きなことでも結構です)

**1．教育労働者として**—学校で働いていて普段感じておられる悩みや要求，意見を書いてください。(例，賃金，手当，身分，定員，研修，生徒の指導，職場の体制，管理職のあり方，勤務時間，施設，設備など)

▽

▽

▽

▽

▽

**2．地域住民として**—地域住民，家族の一員として感じておられる悩みや要求，意見を(家族の声も含めて)できるだけ具体的に書いて下さい。(例，通勤途上の問題，交通，医療，公害，地元の学校教育，物価，水道，地域施設，子育てなど)

※あなたの地域の「大運動実行委」へ持ちこんでほしいものには，すべて冒頭に○をつけて下さい。

▽

▽

▽

▽

▽

## III　分会や府高全体の活動について提案，意見があれば，自由に書いてください。

【付属資料(20)】

# 京都府高'81春闘要求カード

このアンケートに記入された要求は各分会で整理されて，ブロック，各地域の大運動実行委，府高本部などに集約されます。どんなささいなことでもお書き下さい。

2月7日までに分会役員会に届けてください。

分会名（　　）　　職種（　　）氏名（　　）

## I　賃上げ要求(選択肢に○をつけてください)

### 1．あなた自身の賃上げ要求額

あなた自身の生活実感から，最低，いくらの賃上げを望みますか。

イ，1万円　　ロ，2万円　　ハ，3万円　　ニ，4万円　　ホ，5万円

ヘ，6万円　　ト，7万円　　チ，7万円以上

### 2．全産業の労働者の統一賃上げ要求額

総評の手による，昨秋のマンモスアンケート（総評加盟の全産業対象）では，3万円以上の項目を選んだ人が66%，その内5万円以上の項目を選んだ人が28%います。全産業の労働者と統一賃上げ要求はいくらにすればいいでしょうか。下記の問いに答えて下さい。

(1) 総評は，総評，同盟，中立労連，新産別の労働4団体の「統一基準」を重視する立場から，統一要求として「10%，平均2万円」を提起しています。これについてのあなたの意見は，

イ，妥当である　　ロ，もっと高くせよ　　ハ，もっと低くてよい

(2) 統一労組懇は，「誰でも3万円以上」の案について「全組織の討議を経て決める」としています。これについてのあなたの意見は，

イ，妥当である　　ロ，もっと高くせよ　　ハ，もっと低くてよい

（裏面へつづく）

【付属資料(22)】

# 第一〇二回日教組中央委員会に臨む京教組の態度

## 労働者と国民の総団結で81春闘勝利、定年・退手減額法案の阻止を

81年2月26日　京都教職員組合

**1　政治・教育の反動化、生活破壊の攻撃にたちむかい、生活、教育要求を実現し、平和と民主主義を守ろう。**

**―81春闘と私たちの課題―**

いま、政府・自民党は国会での安定過半数議席を背景に、また、アメリカの軍事拡大強要の外圧のなかで、本格的かつ急速に日本を軍事大国の道におしすすめ、軍事増強、福祉・教育切り捨て、大増税など、国民生活破壊の攻撃を強めてきています。この二月二十六日には衆院本会議で危険な日本型ファッシズムをおしすすめるため、小選挙区制導入に道をひらく、公職選挙法改悪を強行しました。

このような、かつてない危険な情勢のなかでたたかわれる81春闘は今後の国民の生活と八〇年代の日本の進路をめぐって、重大な影響を及ぼすたたかいとなってきています。

また、教育基本法改悪・〝教科書のみなおし〟・徴兵制発言、くわえて、教育の荒廃のいっそうの進行など、教育をめぐっての危険な情勢と深刻な事態、さらに公務員労働者にかけられている定年・退手法案強行の動きなどに直面している私たち教職員にとって、自らの生活と権利を守り、日本の平和と民主主義を守り、憲法と教育基本法を守り、民主教育を発

**4　右翼的潮流に追随した、日教組方針　不当な京教組攻撃を許さず、画一スト押しつけに反対します**

日教組は、多大な組合費をつかい、都教組査問や、京教組への不当な攻撃を内容とする反共・分裂・反統一労組懇の日教組教育新聞号外（二月十八日付）を発行し、京教組組合員をはじめ、全国の良識ある広範な教職員の怒りをかっています。また、一〇二回中央委員会議案でも事実を歪曲し、規約でも明確に定められているように日教組は連合体であるという事実に目をおおい、各県教組の自主的行動権を否定し、京教組を攻撃しています。私たちは、労働戦線の階級的・民主的前進をはかっていく上からも、日教組の真の団結を回復し、民主的再生をおしすすめていく上からも、このような不当な攻撃に対しては、断固反対したたかっていきます。

日教組は、中央委員会議案で情勢の特徴を「防衛費の増強、総合安全保障……軍事大国への道を」すすんでいる、とのべながらその反動攻勢が、安保・自衛隊容認と軍事増強に対して何ら対処できない「社公民」路線の内助のもとに強められている事実に目をつぶっています。したがってたたかいの方針の中でも「軍事費の優先扱い反対」をかか

【付属資料(21)】

# 地域別要求報告用紙

※ 府高本部に届けて下さい。本部から各ブロックに届けます。
市内地域宛は，該当地域の分会宛にしてください。

(　　) ブロック(分会)春闘闘争委員会殿

(　　) 分会

本分会の教職員から出された要求の内，貴ブロック（分会）の地域に該当するものを以下に報告します。地域の「大運動実行委員会」に提起するなど，よろしくお願いします。

| 要求内容 | 要求者名（可能なら記す） |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

# 第一〇二回日教組中央委員会に臨む京教組の態度

## 労働者と国民の総団結で81春闘勝利、定年・退手減額法案の阻止を

**81年2月26日　京都教職員組合**

**[1] 政治・教育の反動化、生活破壊の攻撃にたちむかい、生活、教育要求を実現し、平和と民主主義を守ろう。**
**―81春闘と私たちの課題―**

いま、政府・自民党は国会での安定過半数議席を背景に、また、アメリカの軍事拡大強要の外圧のなかで、本格的かつ急速に日本を軍事大国の道におしすすめ、軍事増強、福祉・教育切り捨て、大増税など、国民生活破壊の攻撃を強めてきています。この二月二十六日には衆院本会議で危険な日本型ファッシズムをおしすすめるため、小選挙区制導入に道をひらく、公職選挙法改悪を強行しました。

このような、かってない危険な情勢のなかでたたかわれる81春闘は今後の国民の生活と八〇年代の日本の進路をめぐって、重大な影響を及ぼすたたかいとなってきています。

また、教育基本法改悪・〝教科書のみなおし〟・徴兵制発言、くわえて、教育の荒廃のいっそうの進行など、教育をめぐっての危険な情勢と深刻な事態、さらに公務員労働者にかけられている定年・退手法案強行の動きなどに直面している私たち教職員にとって、自らの生活と権利を守り、日本の平和と民主主義を守り、憲法と教育基本法を守り、民主教育を発展させていくために81春闘は、絶対負けられないものになってきています。

さらに、一年後にひかえた知事選勝利の展望をきりひらいていく上で、81春闘勝利の課題は大きく係わっており、私たち全教職員の総決起が強く求められています。

**[2] 体制擁護（反共・労資協調・独占迎合）路線では、労働者・国民の要求は実現しない。**
**―政府・独占と真に対決しない総評・日教組指導部―**

ところが、このような重大な81春闘で総評・同盟など労働四団体は、労働者・国民の切実な要求に背を向け、政府の軍事増強路線や、大企業の大もうけと真に対決しようとしていません。

80春闘では八パーセント統一要求基準をおしつけ、独占におさえこまれ、低額回答に道をひらいたことを反省せず、「春闘アンケート」に示された、圧倒的労働者からの三万円～五万円の賃上げ要求を無視し、81春闘でも再び「経済整合性」「賃上げ自粛論」に立って、一〇パーセント、二万円の要求基準を決定してしまいました。

また、二月四日、四日開かれた総評臨時大会では、政府自民党が日本の軍事大国化の道をしゃにむに進めようとしているときに、〝核兵器廃絶〟はかかげながら、〝軍事ブロック解消〟は提起せず、実質〝安保廃棄〟の旗をおろすという方針を決定し、一方では社公政権構想と一体となった、労線の右再編を八十三年メドにすすめるという方向をうちだし、総評指導部の右転落・体制擁護路線をいっそう鮮明にしました。このような**政府独占と真に対決しない体制擁護の路線では、労働者・国民の要求は実現しないと、いま広範な労働者から強い批判と大きな怒りがわきたっています。**

**[3] 「組合員が主人公」の立場を堅持し、職場を基礎に、地域共同行動を軸に父母・府民と連帯し、大きくたたかいをすすめます**

京教組は、[3]で提起したように、真の国民春闘をすすめる立場から、次の行動を提起します。

基本的態度としては、①要求を大切にし、〝組合員が主人公〟の立場を貫き、②政治課題と経済課題とを結合させ、知事選勝利の課題と結びつけ、③四〇人学級実現など教育要求を重視し、④職場のたたかいを基礎に、父母・府民・労働者と連帯し、地域共同行動を軸にしてたたかいます。

具体的行動としては、**①おそくとも三月上旬までには、全職場で分会要求をねり上げ、②三月～四月に、大衆的で強力な校長・地教委・府教委交渉をつみ重ね、要求実現を迫ります。③また、統一労組懇、大阪教組、京都府民大決起集会を大きなやま場として設定し、大成功させます。④「軍事費を削って……」の署名を大きく推進させます。⑤地域統一行動に参加しつつ、三月下旬～四月上旬には京教組独自の中央行動を行い、⑥一方「生活と教育を守る懇談会」を展開します。⑦また、定年・退手要求、教育要求実現の文書作戦を大々的に行います。**

**京教組は、このようなたたかいを全教職員ぐるみでたたかいながら、日教組の画一的スト戦術には反対し、当日には勤務時間終了前二十九分間くいこむ整然とした職場集会を開き、その後、校長・地教委交渉、あるいは地域決起集会デモ、宣伝行動など行い、たたかいを大きくもり上げます。**

以上、職場討議をふかめていただき、日教組の京教組攻撃をはねのけ、京教組の団結を強め、要求実現のため総団結・総決起しましょう。

**[4] 右翼的潮流に追随した、日教組方針　不当な京教組攻撃を許さず、画一スト押しつけに反対します**

日教組は、多大な組合費をつかい、都教組査問や、京教組への不当な攻撃を内容とする反共・分裂・反統一労組懇の日教組教育新聞号外（二月十八日付）を発行し、京教組組合員をはじめ、全国の良識ある広範な教職員の怒りをかっています。また、一〇二回中央委員会議案でも事実を歪曲し、規約でも明確に定められているように日教組は連合体であるという事実に目をおおい、各県教組の自主的行動権を否定し、京教組を攻撃しています。私たちは、労働戦線の階級的・民主的前進をはかっていく上からも、日教組の真の団結を回復し、民主的再生をおしすすめていく上からも、このような不当な攻撃に対しては、断固反対したたかっていきます。

日教組は、中央委員会議案で情勢の特徴を「防衛費の増強、総合安全保障……軍事大国への道を」すすんでいる、とのべながらその反動攻勢が、安保・自衛隊容認と軍事増強に対して何ら対処できない「社公民」路線の内助のもとに強められている事実に目をつぶっています。

したがってたたかいの方針の中でも「軍事費の優先扱い反対」をかかげるにとどまり、政府・独占の軍事増強、国民生活破壊の路線と真正面からたち向い、「大企業の利益の還元と軍事費を削る」という政策的な対決点を明確にした方針になっていません。

また、戦術提起でも、春闘山場に「早朝一時間（夜間定時制は勤務時間前一時間）カット、二波の公務員共闘の統一スト」定年・退手法の、「強行成立をはかろうとする場合には参院の最重要段階」で同じく、早朝一時間ストを提起しています。

このような戦術は、反共・労使協調の右翼的潮流に追随し政府・独占と真にたたかおうとせず、早朝スト戦術でお茶をにごそうとしているものであることは明らかです。

このような画一ストは父母・国民と連帯し、全教職員の闘うエネルギーを結集できる戦術ではなく、京教組は断固反対の態度で臨みます。

分 会

下に報告

b記す）

【付属資料(23)】

# 《超過勤務実態調査用紙》

（　　）分 会

※ 鉛筆で濃く書いて下さい

## Ⅰ．調査を実施するにあたって

1．実施時期（　　）月（　　）日（　　）曜日～（　　）月（　　）日（　　）曜日

2．職　　種　1）教 員

2）行政職　職場名（　　）

3．年齢・性別（　　）歳（　男・女）

4．校務分掌（　　）……（主任・主任でない）

5．担　　任（　　）年生

6．指導(担当)クラブ（　　）

## Ⅱ．超過勤務実態表　下記のグラフに毎日正確に記入して下さい（超過勤務の仕事内容も必らず記入のこと）

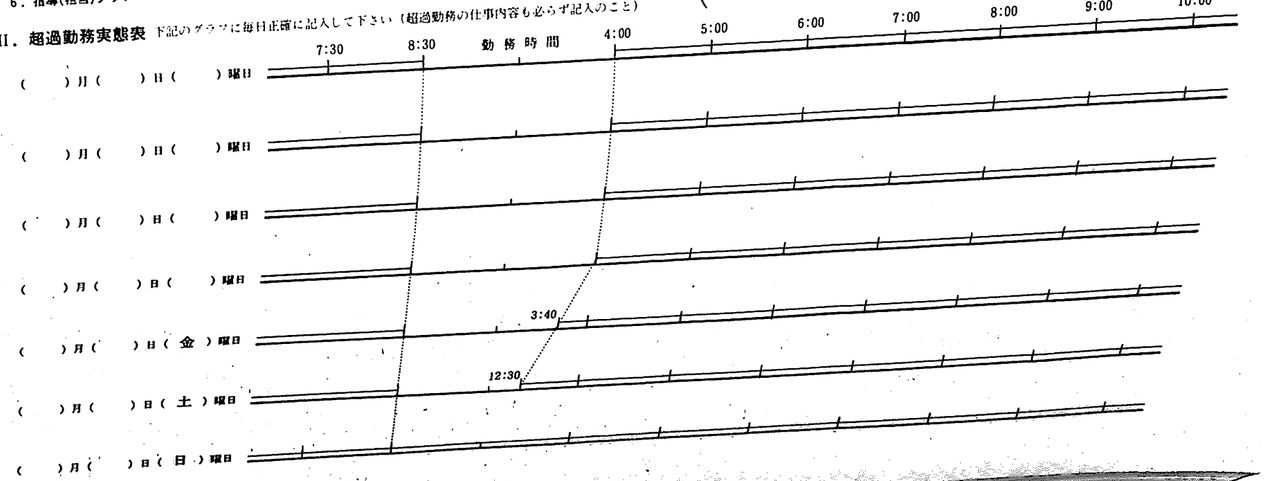


## Ⅲ．あなたの１週間の超過勤務の集計（最終日に記入して下さい）

1．超過勤務総時間（１週間のトータル）

1）早朝（午前８時30分以前）の超過勤務　（　　）時間（　　）分

2）午後（午後４時一個は３時40分，(土)は12時30分以降）の超過勤務時間数

（　　）時間（　　）分

3）１週間の総超過勤務時間　（　　）時間（　　）分

2．今回の結果を得ての感想・意見

（　　）

【付属資料(25)】

# 第4次公立高等学校教職員定数改善計画
## (昭和55年度～66年度の12年計画)

全体計画 …… 10,238人

■ 高等学校 …… 8,940

(1) 習熟度別授業に伴なう教員定数の増 …… 6,116

習熟度別授業の実施に必要な教員定数を増加する。

(全日制) 9～17学級 1人　18～29学級 2人　30学級 3人

(2) 職業関係専門教員・実習助手定数の増 …… 903

商業学科，家庭学科を置く学校の職業関係専門教員を増加する。

教員 6学級以上 1人増

衛生看護学科を置く学校の職業関係専門教員及び実習助手を増加する。

教員 9～11学級 3人→7人　実習助手 9～11学級 2人→3人

12学級～ 3人→9人　12学級～ 2人→4人

(3) 教頭定数の増 …… 502

9学級以上 1人→6学級以上 1人

(4) 寄宿舎定数の増 …… 111

自営者農業高校(泊2年以上) 3人→4人

一般寄宿舎(51人以上) 0人→1人

(5) 養護教諭定数の増 …… 938

本校×¾ → { 4 学級以上の本校×1 / 3 学級の本校(全日制)×¾ }

(6) 通信教育教員定数の増 …… 154

600人の学校－1人増　1,400人の学校－2人増　1,800人の学校－3人増

(7) 研修等定数の増 …… 216

■ 特殊教育諸学校高等部 …… 1,298

(1) 学級編成の改善 …… 690

一般 10人→9人　重複 5人→3人

(2) 職業関係専門教員の増 …… 431

盲学校…保健理容科　ろう学校…被服科，産業工芸科，理容美容科

養護学校…普通科 2人→3人

(3) 寮母定数の増 …… 158

肢体不自由 ¼→⅓　最低保障 8人→10人

(4) 寄宿舎定数，研修等定数の増 …… 19

**55年度改善増** …… 600

55年度は全体計画数10,238人のうち600人の改善を行なう。

○ 55年度教職員定数充足率

$$\text{新法定数}-\text{旧法定数}=\text{改善増加数}\times\frac{58.5}{1,000}\left(\frac{\text{55年度改善数}}{\text{改善総数}}\right)$$

【付属資料(24)】

# 超過勤務実態調査について

1980. 9　京都府立高等学校教職員組合

## ■実施要項■

1．調査の目的　私たちの現在の勤務の中に，労基法や条例・規則に違反している実態が，おびただしくあることを具体的事実で明らかにするとともに，そのことの共通認識を広げ，職場協定締結のとりくみを促進することをめざす。

2．調査時期　10月の平均的（修学旅行・学校祭・試験等特別行事のない）一週間。

3．対　象　1）教　員　一職場5～10名。
2）行政職　全職種にわたって実施。
3）但し，定時制は別途の方法で実施。(後日定通部常任委員会より提案の予定)

4．内　容　通常，午前8時30分以前，午後4時（金曜日は3時40分，土曜日は12時30分）以降の超過勤務の実態を明らかにする。(教育活動にかかわるーさいのものを対象とする)

5．集約について　職場内で集約し，その集約結果にもとづいて討議や運動を強めて下さい。

6．記入例
（教員の場合）

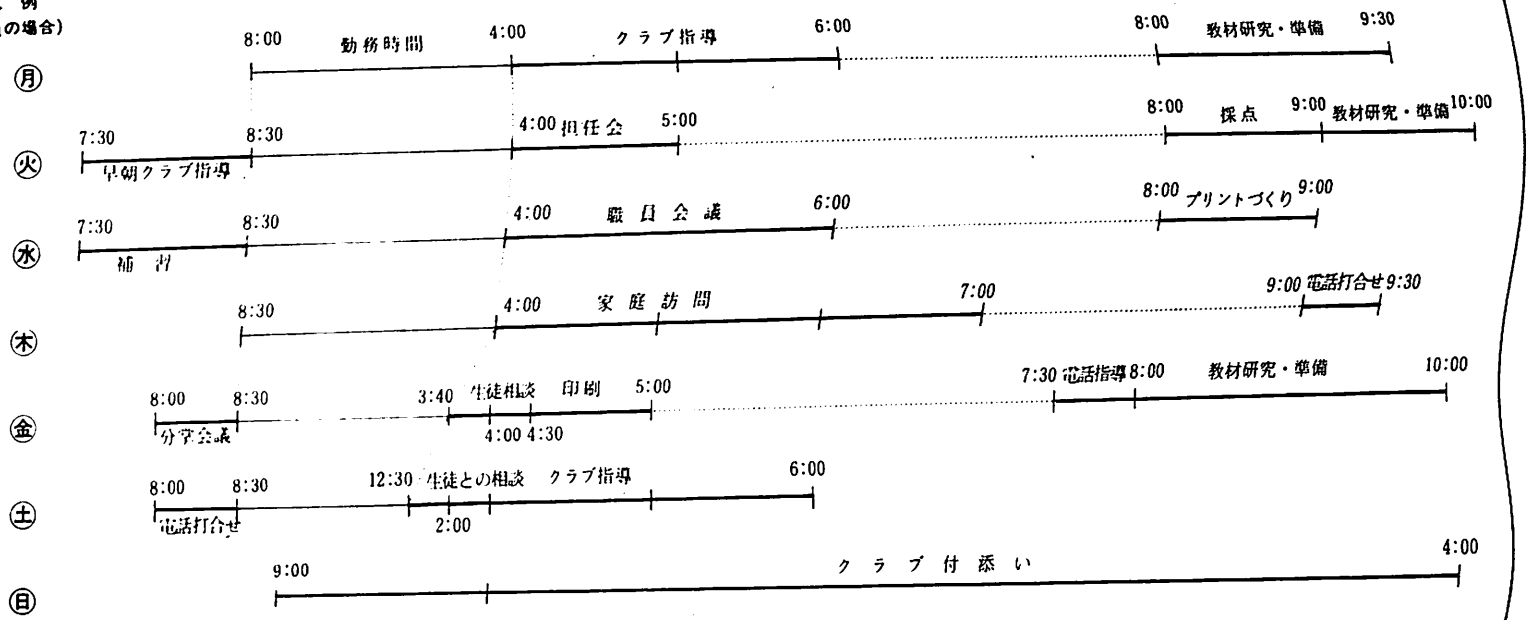

【付属資料(27)】　(全員討議資料)

# 公務員と民間・国民の分断・対立による「低い方にあわせる」策動の本質を見ぬき，圧倒的な世論づくりで二悪法を阻止しよう

## ― 定年制法制化、退職手当法改悪の本質とたたかいの基本方向 ―

1980. 5.　府立高教組

## Ⅰ　二法案をめぐる情勢と経過

### 1. 一般消費税を拒否した国民への報復的予算

今次国会で，政府・自民党は，大企業奉仕，軍事ファシズム進行の反国民的な55年度予算を成立させました。その特徴の1つは，「財政再建」を口実に福祉切りさげ，公共料金の値上げ，所得税減税見送りによる実質増税をはかっていること。2つは，大企業奉仕・軍事拡張政策の財源不足を補うための大幅な赤字国債の発行です。ひと口で言えば，一般消費税を拒否した国民への報復的予算です。

### 2. 公務員制度への相つぐ攻撃

そして，3つめの特徴が，公務（員）労働者の賃金・労働条件切りさげの策動です。第2次大平内閣は，発足直後「行政改革」「綱紀粛正」の断行をきめ，8月の人勧値切り，退職金の一割減額，56歳からの昇給延伸・ストップ，4.2％の定員削減，共済年金法の改悪，そして，今問題の60歳定年制導入の法制化と退職手当法の改悪など，公務員制度全般にわたる攻撃を次々とかけてきています。

### 3. 二法案はすでに国会に提出

政府は定年制，退職手当法改悪の二法案は，すでに国会に提出しており，今後国会審議に付されることになります。しかし現段階は議事運営委員会預りになっており，まだ委員会に付託されていません。参院選の日程ともかかわり，国会の審議は微妙な状況にあります。

## Ⅱ　二法案の内容と問題点　(京教組討議資料参照)

## Ⅲ　二法案のねらいとたたかいの基本方向

### 1. 公務員全体の賃金引下げ計画の突破口

政府は，上記Ⅰの2に見るように，「財政難」を口実にして，次々と公務員の身分と待遇を切り下げてきていますが，それは今回の定年制法制化，退職手当法改悪でとどまるものではありません。この二法案を成立させた後には，公務員全体の昇給を大きく延伸させる計画を持っています。今私たちが「定年制，退職手当削減は高齢者の問題だ」として，全員が立ち上がらなければ，次には公務員全体に対する攻撃を許してしまうことになりかねません。全組合員が一丸となって立ち上がることが大切です。

### 2. 官民分断による全労働者の待遇切り下げ政策の一環

自民党，反動勢力は，官公労働者と民間労働者の間にあるさまざまの待遇，条件の違いを利用して，巧みに官・民の対立・分断をあおりながら「低い方にそろえる」策動を続けています。

たとえば，先頃改悪された年金制度では「民間の厚生年金は60歳から支給だから」という口実で，公務員の共済年金の55歳支給を60歳支給にひき下げました。この時民間労組の多くは「年金を55歳からもらえるなんてずいたくだ」という意識を払拭し切れず，共同闘争に立ち上がることができませんでした。そうして，社会党・自民党・同盟の背信行為もあって，自・社・公・民の賛成で改悪を易々と許してしまいました。ところがその直後，政府・自民党は，今度は厚生年金の方を65歳にさらに引き下げようとしました。この時点になって民間でも大さわぎになり，改めて，反動勢力による「官民の分断・対立によって低い方にそろえる」策動の本質が明らかになりました。

【付属資料(26)】

【資　料】

# 定年制法制化・退職手当法改悪
# その内容と問題点

## ◆定年制法制化の内容

政府は3月21日、「国家公務員法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。その内容は、次の三点に要約できます。

(1) 公務員の定年を60才とし、昭和60年から実施すること。

(2) 特殊な職種（医師やその職務と責任に特殊性がある職務など）に特別措置を設けたこと。

(3) 法施行日に定年年令を越えている職員は同日退職を原則とすること。

## ◆定年制法制化の問題点

(1) 現在、公務員労働者には民間と異なり、労使対等の交渉権が保障されておらず、また、圧倒的多数の一般公務員には、生活保障に足る年金など老後の保障も確立されていません。これは、昨年末、共済年金制度が自社公民四党によって改悪され、支給開始年令が五年延長されたことにも典型的に示されています。こうした現状で定年制だけを導入することは、公務員労働者に一方的に犠牲を強いるものであり、強制首切りを国の法律で決める暴挙といわざるをえません。

(2) 政府は高級官僚の天下りや高額退職金などは放置し、自衛隊や大企業奉仕の機構には手をつけず温存しながら、国民生活に密着した部門は縮少し人べらしをすすめようとしていますが、定年制の導入は、このような国民へのサービス低下を招く反国民的な「行政改革」推進のテコとされる危険性をもっています。また、民間労働者への賃上げ抑制にもつながるものとならざるをえません。

## ◆退職手当制度の経過

退職手当制度は、1959年（昭和34年）に従来の恩給を共済年金に移行させたとき同時に制度化されました。そして1973年（昭和48年）に、公務員共闘と公労協を中心とした闘いの中で、付則改正によって20年以上勤続者への二割増支給の措置が定着してきました。

## ◆改悪の内容

*今回の改悪内容は、現在の二割増を昭和56年度一割五分増、57年度一割増に引き下げるというものです。*

*(例)*

*60才、35年以上勤務の小学校教諭が特7号給で退職した場合*

●特別退職措置要綱で、特7号→特10号に昇給

| | | | |
|---|---|---|---|
| 給料月額 | 322,504円 | | |
| 退職手当 | ×69.3 | 2,235万円→ | 現状 |
| ☆昭和56年度 | ×66.4125 | 2,141万円→ | −94万円 |
| ☆昭和57年度 | ×63.525 | 2,048万円→ | −187万 |

☆以降、予想されることは、特退のハク奪

314,392円×48.125=1513万

実に−722万

もう一つの改悪は、昭和60年度をメドとして、「手当法」の「再検討」をうたっていることです。この昭和60年度は、定年制法制化の実施年度と同一となっています。このことは、定年制の実施とだき合わせに退職手当の再引き下げが企図されていることを示しています。

## 1. 府高の基本的態度

### 1） 民間労働者・国民の間での世論は大きく分かれている。

現時点における民間労働者・国民の私たちの闘いに対する理解は極めて不充分であるのが実態です。「なぜ公務員には定年がないのか」「公務員の退職金は高い」「60歳定年なら民間よりも5年も長いではないか，なぜ反対するのか」など，不充分な理解から生まれる疑問や，意見が続出しています。

### 2） 全労働者の利益を守る闘いとしてとりくむ時，勝利の展望は生れる。

私たちが，この二法案阻止の闘いをすすめていく上で決定的に重要なことは，大きく分かれている世論を統一し，二法案のねらいと本質，私たちの闘いへの民間労働者・国民の支持を圧倒的に広げることです。

教育労働者としての特殊な条件を考えた場合，ストをうつことで，かえって世論から孤立を招くような情勢の中では，圧倒的な宣伝を先行させ，理解を広げることで，官・民の分断を許さず，全労働者と国民との団結で，政府・自民党，財界を包囲していくことこそが重要です。

### 3） 日教組指導部の〝ストライキもてあそび〟指導は容認できない。

'80春闘における労働者の生活を無視した賃上げ8％要求のつくり方，4・16全国統一ストを，何の前進的回答も見ないまま中止指令を出すなどの態度等にみられる日教組指導部の反労働者的姿勢は，多くの組合員に怒りと失望を与えました。

参院選挙目当ての単なる闘うポーズをとるためのストライキ戦術が，職場，組合員に与えている否定的影響は極めて深刻です。労働者にとっての重要な闘争手段であるストライキに対し，「どうせ途中で倒すんだろう」と公然と語られているように，組合員の不信感を助長し，真に闘う展望を見失なわせています。

今回の戦術提起が，こうした誤りの延長線上にあるからこそ，世論を無視したスト一発主義を克服しえないでいることは明白です。

私たちは，こうした日教組指導部の闘かわない，ストもてあそび画一主義戦術は，断じて容認できません。

## 2. 府高の方針

### 1) 私たちの戦術の考え方

#### (1) 戦術を決める二つのポイント

私たち公務員の賃金や労働条件は，国や自治体の財政と直接結びついているだけに国民的合意を抜きにした闘いはありえないと言えます。私たちはこれまで戦術を決めていく上で，2つの視点を大事にしてきました。それは，①私たち味方の戦線の拡大と団結が前進するのかどうか，②国民世論が結集しうるかどうか，です。

#### (2) 強力な戦術とは

私たちは，現在の国民世論の状況をふまえた時，日教組の提起している早期一時間ストライキが，強力な戦術とはなりえないと考えます。上記の2つのポイントを満たす時，最も有効で強力な戦術となります。

### 2) 府高の具体的方針

私たちには，今こそ全組合員の闘うエネルギーを結集する，創造的な戦術が要請されています。

以上の立場から次の方針を提起します。

#### (1) 圧倒的な民間労働者・国民の世論を高めるとりくみ

① 民間労働者・国民各層に対する，大量ビラ配布を先行させるとともに，立看板・パンフレットなど，工夫をこらした宣伝をつよめます。

② 民間労働者組合に対する要請行動団を組織します。

(イ) 全分会は，各地域の民間労働組合に対し，3人一組の要請行動団をつくり，闘いの支持要請活動を徹底して行います。

その際，双方の要求交流，労働条件・労働実態の交流も重視します。

春闘の場合にも，政府・独占は官・民の賃金決定方法のちがい（民間は労使の交渉で決定，公務員は人事院が一方的に決める）を口実に闘いにくさびを打ちこみ，分断をはかることで闘争力を弱めさせ，労働者全体の賃金・労働条件を低くおさえてきています。

今回の定年制法制化，退職手当法改悪も同じです。この法案の成立をテコとして，民間労働者の待遇を一層切り下げるのが彼らの狙いです。

私たちにとって大切なことは，この差別・分断の「低い方にそろえる」政策の本質を一人（一つ）でも多くの民間労働者，労働組合に訴え，「これは全労働者への攻撃の突破口だ」「低い方に合わせるのでなく，高い方にひき上げるために闘おう」という立場から共同闘争に立ち上がる状況を一日も早くつくり出すことです。

3. 増税・福祉切り下げ路線の地ならしとしての二悪法案

政府は財政難を彼らなりに打開する上で鉄建公団事件，高級官僚の天下りのための公社・公団の乱造など，官公庁の不正経理に対する国民の批判をも巧みに利用しています。財政難の真の原因は，大企業優遇と軍備拡張の財政政策にあるにもかかわらず，これには一切手をつけず，代って，大増税と国民福祉の切り下げで乗り切ろうとしています。その際，官公庁の不正経理に対する国民の批判を逆手にとり，高級官僚の不正にはまともに手をつけないまま，「公務員全体」の待遇切り下げ（例，定員削減，賃金抑制など）を行い「行政改革」をやったかのように見せかけようとしています。すなわち，公務員の待遇切り下げをしたことによって，「これだけ自己努力をしているのだから国民も我慢せよ」という形で，増税や福祉切り下げを強行しようとしているのです。

このような企みの全体を国民の中に明らかにすることが必要です。

## ストライキ一発主義をのりこえ，圧倒的世論の包囲で二悪法の阻止を

### Ⅰ 日教組の構想と戦術

日教組は，これらの法案阻止のため，4月21日の全国戦術会議で次のように決定しました。

(1) 公務員共闘の統一闘争として闘う

(2) 山場の戦術

イ）第1波（衆議院の山場） 29分勤務時間内職場集会

ロ）第2波（参議院の山場） 早朝勤務時間1時間カットのスト（夜間定時制は，勤務終了前1時間）

(3) その他

イ）地元選出国会議員への要請文書（組合員一人一枚のハガキ）行動

ロ）5月8日・9日 全国大動員・一斉職場集会

### Ⅱ 府立高教組の態度と方針

**府高の提起の要旨**

1. 定年制法・退職手当改悪法の問題は，春闘の場合と違い，民間労働者も含め国民的な理解がきわめて不充分である。その状況の中で，1時間のストを行っても政府に打撃を与えることができないばかりか，教育労働者の場合，逆に孤立をする恐れが強い。したがって，日教組の早期一時間ストには賛成しない。
2. 定年制法・退職手当改悪法が，全労働者・国民への攻撃の突破口であることを，全労働者・国民の中に拡げるために，全組合員の参加で圧倒的な宣伝とオルグを展開する。
3. このたたかいの一つの結集点として，午後4時1分行動開始の統一行動を行う。

【付属資料(28)】

# 京教組戦術の圧倒的な成立をかちとろう

## ――定年制，退職手当法改悪反対の全国統一行動の批准投票にあたって――

1980年10月4日　　府立高教組執行委員会

### ☆ 60歳でクビ，退職金200万円の切下げを狙う政府自民党

政府は，いまの第93臨時国会に，教職員を60歳で強制的にやめさせる定年制（国家公務員法・[illegible]）と，退職金を約200万円もきり下げる退職手当法の改悪を提案し，多数の力で強行成立をはかろうとしています。

### ☆ 官民分断と全労働者の賃下げをねらう自民＝大企業，民社・同盟ら

80春闘でも明白なように，大企業は史上空前の利益をあげながら，多くの労働者の賃上げは，[illegible]ようにしてきました。私たちの本年度の賃上げも，人事院勧告によって，わずか4.6%におさえこまれようとしています。

大企業は，おおもうけをしているのですから，労働者の実質賃金の向上と，定年延長，退職手当の増額，労働時間の短縮などは当然の前です。日本の労働者の長時間労働と低賃金の状況が，進んだ資本主義国で大問題となっている現状を考えるとき，労働者の[illegible]は当然のはずです。

ところが，自民党＝大企業と，これをたすける民社党＝同盟は，公務員への定年制導入をはじめ，公務員の退職金をへらそうとよく要求し，他方で軍事費だけはどんどんふやせと政府をつきあげてきました。

残念ながら，今日の状況では，このような反動勢力の攻撃の影響をうけて，中小企業の[illegible]労働者や農業破壊に苦しむ農民の中には，定年制や退職手当減額に賛成する声も少なくありません。

今日まで自民党と大企業は，官民労働者の対立を利用して公務員の勤務条件の切りすてをすすめ，民間の労働者の賃金を切りすてきたのです。毎月1千件以上の中小企業の倒産を5年間も連続しておしすすめ，日本の農業を破壊し，アメリカ農産物の輸入を拡大してきたのが，自民党＝大企業であること，そしてこれに積極的に賛成してきたのは民社党・同盟であり，労働戦線の右翼的再編をすすめようとしている鉄鋼労連を先頭とする金属労協であるということを，もっともっと多くの国民に知ってもらわなければなりません。

### ☆ 一方で定年制法制化を要請しながら，他方では機械的ストを提起する槇枝指導部の"戦術"は認められない

総評・日教組指導部は昨年10月以来，共産党排除・安保自衛隊容認の社会協定を推進し，自民党・[illegible]と一番頭をこすりあう民社・同盟への際限のない屈服・妥協を続けてきました。その中で，彼らは，物価上昇率にも及ばない春闘8%賃上げを提案[illegible]，共済年金支給年齢の60歳ひきさげに賛成するなど，私たちに次々と不利益をもたらしてきました。そうして，今や彼らは，世界的な第一組合ナショナルセンターである国際自由労連加盟や反共・労使協調を前提とした労働戦線の右翼的再編成をさえぐさとろこまで名ちとむに至っています。**そして許しがたいことは，この9月16日，槇枝委員長（総評議長）自らが同盟など他の労働団体と共に「『60歳定年法』の制定をはかる」よう，政府に申し入れている（9月25日付「総評新聞」）ことです。**この槇枝委員長の行動と，「働く能力と意欲が十分ある公務員労働者を『60歳以上働くことはまかりならん』と法律で強制し，一方的に首を切る法案」だとする日教組の，定年制法案への批判（10月9日付 日教組討議資料）との両立しがたい矛盾を日教組指導部はどう説明するのでしょうか。

一方で自民党＝大企業や民社＝同盟と妥協して私たちの利益を裏切り，他方では[illegible]議院山場の早朝一時間スト[illegible]議院山場の29分職場集会」と一見威勢のよい言葉をはく日教組指導部の態度は，現場組合員を墨産するものといわざるをえません。また，機械的なスト戦術一辺倒のやり方では，民間労働者や農民との連帯感を拡大するだけで，広範な世論で政府を包囲・孤立させるうえで有害です。さらに，特定道県教組によるスト→賃金カット，行政処分→抗議スト→賃金カット，行政処分という悪循環の中で教援資金が大きくふくれあがり，今や耐えがたいまでの負担となっている現状を見る時，機械的ストライキは，政府・自民党の「反撃攻め」策動にのって組織を弱めてしまう結果をもたらします。

**以上のことから，私たちは，日教組指導部のスト戦術にはきっぱりと反対します。**

### ☆ 広範な労働者・民主勢力との共闘，強力な中央交渉と29分職場集会を結合した京教組方針を圧倒的に批准させよう

(1) 私たちは，①定年制・退職金減額の攻撃が結局日本の労働者全体にかけられている攻撃であること，②労働者・農民・中小企業に攻撃をくわえているのは，自民党＝大企業で，これをたすけているのが，反共社会民連合であること，③労働戦線の右翼的再編のうごきがこれらの攻撃を激励するものになっていることを広く父母・府民に宣伝していきます。そのため，宣伝カー，府民だよりなどを活用し府民・国民への宣伝活動を重視します。

(2) 11月13日の京都統一労組懇主催の円山集会，11月16日の中央統一労組懇主催の10万人大集会で定年制反対，退職金減額反対の決議をするよう提案するとともに，11月17日の統一労組懇の政府交渉でも，強力に撤回を要求していきます。

(3) 撤回要求のはがき・手紙を内閣総理大臣，各政党本部に全組合員から送ります。（発送済）

(4) 全国統一行動日（おって連絡します）には，勤務時間終了前29分間の職場集会を一斉にひらき，政府に抗議電を集中します。

③ 全教職員・家族による要請ハガキ運動

全教職員・家族は，政府（自治省）・京都選出全国会議員に対し，要請ハガキを集中します。（ハガキは，本部で作成＜宛先のみ印刷＞）

④ 校長交渉の徹底強化

全分会で必ず校長交渉をもち，政府あて，要請文（ハガキ）を出させます。

**(2) 学習と討議の重視**

民間労働者・国民への理解を広げるためには，私たちがこの二法案の本質とねらいを充分に学習することが必要です。そのために，民間労働者・国民の疑問・意見にこたえられるよう，くり返し，ブロック・分会での学習・討議を行います。

**(3) 山場には午後4時1分行動開始の統一行動の配置**

① 二法案阻止の闘いの一つの結集点として，国会の山場には，次のとりくみを配置します。

(イ) 第1波（衆院の山場） ２９分以内の勤務時間内職場集会（日教組と同じ）

(ロ) 第2波（参院の山場） 午後4時1分行動開始の統一行動

② したがって批准投票については，日教組・京教組の両方の用紙で行います。

**(4) 今国会で二法案を廃案にし，参院選挙に勝利しよう**

私たちは，圧倒的国民世論で政府・自民党・財界を包囲し，今国会で二法案を廃案に追いこむとともに，以後，再提案を許さないためにも，参院選挙において，革新勢力の勝利をかちとり，不当な，公務（員）労働者への攻撃を許さない，社会的な力関係をつくりだすことが緊急の課題です。

す。（教育長挨拶参照）このことは，また私たちの今後の自主編成運動，教育課程行政の民主化をめざすとりくみと深くかかわっています。

② 府教委と市教委との共通理解の上に今次検討委員会は設置されました。このことは，府市両教委が京都の高校教育全体に責任を持つ態度をいっそう明確にしたものといえます。しかし，他方高校教育が準義務教育として位置づけられつつある今日，京都の高校生の約4割を占めている私学の教育とのかかわりになお問題を残しています。

### (2) 検討委員会の検討の経過に関して

検討委員会は1979年2月から80年3月末まで全体会議だけで33回の検討を重ねてきました。この検討経過を通して，不充分さはあるとはいえ，民主的な討議をすすめるにあたっていくつかの積極的なとりくみがみられます。

① 検討委員会は全会一致の原則に立って民主的な討議をすすめ，検討・経過を2回にわたって「中間報告」として発表し，現場での討議をもとめ，その意見を尊重して最終報告をまとめたこと。

② 現場での教育課程自主編成の力量の向上の現われとして，各学校，研究会から，「中間報告」についての討議の期間が短期間であったにもかかわらず積極的な意見が提出されたこと。《第1次，(イ)教育機関等75，(ロ)教育関係団体等5，(ハ)研究会等34，　第2次，(イ)65，(ロ)9，(ハ)21》

③ 教科連協（各教科研究会連絡協議体）が組織され，前回と異り，教科連の代表が検討委員会に加えられなかったが，各教科研究会での討議とあわせ，教科の枠をこえ，全体としての討議検討がすすめられたこと。とくに教科連として「普通科における職業教育」の検討が決定されたことは大きな前進といえます。しかし検討委員会の日程と研究会の検討に時間的に無理が生じ，研究会の意見の反映が十分なしきれなかったという課題が残されています。

④ 生指連，同研，保体研等の領域部門にかかわる各研究会が教科連と相まって領域研連を結成し，合同会議を開催し，組織的な検討をすすめたこと。

⑤ 中間報告について検討委員会が主体的に学校代表者や教科連，領域研にたいして説明会を開催したり，また最終報告作成にあたって教科連にたいして意見聴取の機会を持ったこと。

## 2. 報告の内容について

今日，深刻な教育荒廃の状況を克服するため，また，後期中等教育が真に準義務教育にふさわしい位置づけと内容をもつため，憲法・教育基本法にもとづく高校教育の実現が国民教育として急務になっています。この中で，高校三原則のもつ重みはいっそう大きくなってきています。

しかるに，政府・文部省は教育の破壊に拍車をかける中教審路線による教育の反動化をおしすすめ，そのため，民主的な国民教育の創造に多くの困難が生まれてきています。

この報告は私たちのもとめている民主的な高校教育の姿，その原則からすればまだまだ不充分さが残されています。その理由は，政府・文部省の高校教育をはじめとする学校制度全体や教育行政についての制度的・財政的制約，内容的統制にあるといえます。とくに，今次改訂で文部省は学校裁量の権限を大幅に認めるとしながらも学習指導要領の法的拘束性はゆずらず，またそのための教育諸条件整備を殆んど放置していることは，国民のねがいにこたえる教育課程の実現をいっそう困難にしています。

【付属資料(29)】

〈教育課程問題　討議資料4〉

# ＝京都の民主教育と高校三原則の一層の充実・発展のために＝

## 京都府教委　高等学校教育課程検討委員会最終報告（3月26日）

＝全文掲載＝

1980. 5. 10

京都府立高等学校教職員組合
京都市立高等学校教職員組合

京都府教委の設置した高校教育課程検討委員会は約14ケ月にわたる検討の結果をまとめ，さる3月26日付をもって教育長に報告を行いました。

57改訂に当って，府市両高教組はともに，今日の教育課題にこたえ，高校三原則をはじめとした民主的高校教育の創造をめざして，新高校学習指導要領の批判検討と自主編成の推進を提起してきました。そのため，両高教組に教育課程検討のための専門的委員会を設置するとともに，学習指導要領の問題点や検討内容，さらに高校教育課程検討委員会（府教委）の中間報告等を討議資料として作成してきました。

今回の最終報告についてもその検討の視点を付し，討議資料№4として作成しました。府教委が報告を尊重し，職場のとりくみにこたえ，高校三原則の充実・発展をめざす編成要領を出すために も，今こそ各職場で民主的集団的な検討を重ねられ，教育課程の自主編成のとりくみをすすめられることを期待します。

## 最終報告の検討のために

### 1　府教委　高校教育課程検討委員会について

#### (1) 検討委員会の意義について

① 京都では，学習指導要領の改悪にたいして，法的制度的束縛をうけつつも，31改訂以来，高教組の要求などにもとづき現場代表からなる教育課程審議会ないし審議委員会を設置し，基本的な考え方と編成基準を明らかにしてきました。それは教育課程の編成は教育に直接責任をもつものがあたるべきであるということを示しているとともに，高校三原則をはじめとする国民的な高校教育の実現をめざしていたからといえます。

私たちの要求があったとはいえ，きびしい政治情勢のもとで，府教委が京都の教育の発展の立場に立って，48改訂に引きつづき一般教員（高教組）代表を含め現場の教員代表をもって検討委員会（48改訂では審議委員会）を設置し，編成基準案の作成をめざした積極面を見抜く必要があります

⑤ すべての子どもに対する職業教育の自主編成の推進，当面，普通科の生徒が身につけるべき職業に関する科目の自主編成。

⑥ 教育課程の自主編成を可能にする教育諸条件の整備。

⑦ 小・中・高と一貫した教育内容の創造，小・中学校の指導要領が到達度評価にあらためられました。これをふまえた，高校での教育内容の編成。

このような中で，報告は府・市民の期待にこたえ，従来の京都の高校教育を発展させる立場に立ってなされ，次のような積極性や問題点，課題をもっています。

### (1) 報告のもつ積極性

① 教育の基本が憲法と教育基本法にあることにもとづき，高校三原則を確かめあうとともに，民主的・国民的な高校教育の目標を今日の教育課題をふまえて明らかにしたこと。

② 今次改訂で野放しにされた教育課程，教育内容の「能力主義」的編成としての学科，課程，コースによる教育内容や水準の切下げに反対していること。したがって定時制での実務による代替などを読めなかったこと。

③ 国民教育の視点から必修教科・科目を国民的教養の基礎的な科目としておさえ，無原則的，非科学的な削減について反対したこと。したがって，必修科目の内容の弾力化をとり入れなかったこと。また，教育内容によって差を設けることによってなり立つ「特色づくり」を認めなかったこと。

④ 類型化，コース分けを排し，生徒の志望が尊重されるとともに総合制をめざす学科間，共通履習がすすめられるような選択科目の編成をめざしたこと。

⑤ 勤労体験学習については，生徒の現状と教育の基本をふまえてとりくまれるべきものであって，「道徳教育」に直結した学校教育を逸脱する在り方に反対していること。

⑥ 青少年が民主的な人格形成をはかっていく上で，民主的・集団的な自主活動が尊重されなければならないことの立場を明らかにし，自主活動の育成と充実をめざしていること。

⑦ 国家主義的な道徳教育に反対の立場をとり，その具体化といえる「君が代」「日の丸」の強制を批判していること。

⑧ 教育課程の編成が学校の権限に属することの立場に立ち，編成は基準案として提起されたこと。

⑨ 教育課程編成にとって教育諸条件の整備・充実がなされなければならないことを明記したこと。

### (2) 報告の問題点

① 国の制約のため，私学，国立，市立，府立を含めた真の高校三原則の実現への道がまだまだ遠いこと。

② 全・定・通間や男女間の履習単位の格差をなくすことができなかったこと。

③ 「創選」「全員クラブ（時間割内クラブ）」などについての検討が不充分であったこと。
（これらのことに関しては，報告を出すにあたって検討委員会と府教委との間に専門的な検討組織の設置と検討を確認している。）

### (3) 課　　題

① 「ゆとりと充実」に対応し，また，高校生の個性の豊かな開花をめざすことなどから「創選」についての具体的な展開とその条件整備などについて。

② 自主活動の充実・発展について，とくに，自主活動としての全員クラブ（時間割内クラブ）のあり方，展開，条件整備などについて。

③ 必修教科・科目をはじめとして，教科・科目の内容の精選と科学的な体系の確立。

④ 習熟度別学級などの「能力主義」にもとづく教育方法に対決し，学力保障などについての具体的実践の推進。

編成要領の検討にあたっては，編成の権限が学校にあることの上に立って高校三原則のもつ国民教育実現の制度的保障としての意義を深め，民主的な高校教育のあるべき姿を明らかにし，指導要領の本質（狙い）を的確におさえて行うことが，重要といえます。また，集団的に，民主的な協議を欠かしてはならないことはいうまでもありませんが，その際，教科セクトなどに陥入ることが，指導要領の狙いにはまりこむ危険をもつことを確認することが大切です。

## 1） 編成要領発表にいたるまでの経過にかかわって

府教育課程編成要領（以下「要領」）の発表は当初「報告」や創造小委の検討をうけ，11月初旬に予定されていましたが，約3ケ月遅れました。その背景として，教育条件上の問題があったことは十分考えられます。今回の学習指導要領の改訂にあたって文部省はそのための教育条件の整備については何ら措置をとらず現場に責任をおしつけました。したがって，「報告」でも付帯事項として教育条件の整備の必要性を明らかにしたといえます。この文部省のあり方が，編成要領作成にあたって講座編成などに一定の行政的制約を生み出し発表がおくれた要因と推測されます。

しかし，おくれの基本的な要因は，ここに求めるのでなく，憲法と教育基本法，高校三原則を追求してきた京都の教育をおしつぶし，文部省路線をとり入れようとする林田府政の教育政策にあることをふまえるべきです。したがって，教育課程の編成の際，政治情勢の討議とからめて行われることが非常に大切です。

## 2） 編成要領の基本的な問題点について

### (1) 基本的な姿勢について

今次の「要領」では教育や高校教育についての理念，基本方針が明らかにされていません。憲法，教育基本法，高校三原則など，今日の教育をみる上で大切な意味をもつこれらの言葉がみあたりません。前回の48改訂の編成要領には「憲法と教育基本法にのっとり，平和と民主主義の教育を推進し，…高校三原則をふまえ，基本的人権を尊重し，差別をつくらない教育，片よりのない総合的人間教育，可能性を保障する教育を推進するとともに，地域や学校の実態を考慮し，生徒の個性・能力を自由かつ全面的にのばすための教育を行うことができるよう作成した」とその基本姿勢を明らかにしています。「報告」でも基本姿勢について大部を割き，高校教育の意義や目的，目標に触れ，京都の高校教育は今後，憲法と教育基本法にもとづき，すべての国民のための教育として，青年の全面的な発達をめざし，高校三原則にもとづきすすめられることとしています。

京都の民主教育の到達点ともいえるべき，この基本が明らかにされていないことは，編成をめぐって今後の重要な争点となり，職場でも十分討議されねばならない課題といえます。

### (2) 編成要領の二面性について

「要領」には表記されないものの，編成にあたっての基本的姿勢として説明会での学校教育課程の説明があります。その趣旨は，〝教育課程の編成にあたっては，学校格差を生じさせないため，教育水準を維持するため基準をつくったこと，その基本的な考え方として学習指導要領の基本方針をふまえ，「報告」や「創造小委報告」を尊重して次の5つの提起をもたせたこと〟①特色ある学校づくり ②個性を生かす教育 ③ゆとりある学校生活 ④勤労体験学習 (5)基礎学力の充実ということです。

【付属資料(30)】

〈教育課程問題　討議資料5〉

# ＝京都の民主教育と高校三原則の一層の充実・発展のために＝

- 京都府立高等学校教育課程編成要領（56年2月）
- 京都府教科研究連絡協議会内職業教育検討委員会「京都府高等学校普通科における職業教育の改善について」（55年11月7日）

1981. 2.

京都府立高等学校教職員組合

さる2月5日，府教委は57改訂の府教育課程編成要領を発表し説明会を持ちました。その全文と京都府教科研究連絡協議会内職業教育検討委員会の検討した普通科における職業教育の「まとめ」（教科連職業教育検討委員会，昭和55・11）全文を資料として作成しました。府教育課程検討委員会最終報告（昭．55.3.26付，以下「報告」と略称）や創選小委員会報告（昭．55.9.27付）などとあわせ検討をすすめられ，今日の教育課題にこたえ，準義務教育にふさわしい民主的な高校教育の創造をめざした各学校での教育課程の編成がされることを期待します。さらに，府立高校組教育課程委員会で討議した編成要領の基本的な問題点をまとめ，「編成要領の検討のために」として提起します。職場での積極的な討議をお願いします。

## 〔編成要領の検討のために〕

青少年の人格破壊など，いわゆる教育にみられる荒廃の状況や課題は教育の問題というより，政治，社会上の課題として解決されねばならないことが明らかになってきています。しかし，状況が教育の現場という局面で主に現われることもあって，学校や教育への期待が，場合によっては，不信を錯綜させつつ強まっています。

今次の教育課程の改訂にあたっても，小．中．高ともに，子どもの発達を歪め，教育の荒廃をもたらした旧指導要領にたいして教育の回復と子どもの発達を保障する改善が国民的に期待されていました。然し，新指導要領は関係者の批判や国民の願いにこたえるかのポーズをとりながら，教育反動化を一層おしすすめるものとなっています。その結果，小学校や中学校では新指導要領にうつるとともに，教育責任の現場へのおしつけが強まり，いわゆる「ゆとり」は教職員を多忙におしやり，教育学の成果や科学的な教科論を無視した「精選」や授業時間数の削減は生徒の指導をさらに困難にしています。83年度からはじまる高校の学習指導要領はこれらの小・中の問題の上に立ち，差別と選別を学校内だけでなく，子どもひとりひとりにまで持込む「能力主義」の徹底を意図しています。

れる危険性が十分あります。

また，京都における教育課程の自主編成の到達点をふまえ，職場や京都での実践に学びつつ，「要領」の活用できる点を大いに生かし48改訂や今次「報告」で明らかにされてきた高校教育の実現めざして職場での編成をいっそうすすめましょう。

いうまでもなく(1)～(4)は指導要領の基本方針そのものです。府教育検討委員会でもこの点についても十分審議を重ね，京都の教育になじまないどころか，返って学校教育を歪め，混乱させる危険のあることが指摘され，「報告」では京都における今日までの実践と成果をふまえた方針を提起しています。

府教委が「報告」を尊重するとしながら，この基本的な考え方で矛盾した立場に立つ「指導要領」と「報告」を並べているところに「要領」なり府教委の姿勢の二面性が端的に示されています。「報告」のもつ積極的方針や内容を生かし，職場での編成をすすめることの意味がますます重要になっています。

(3) 教育行政の介入の危険性

いくつかの事項について教育長の事前協議が明記されました。この適用をうける事項のそのものは，指導要領に示されている通りにとり入れられることについて「報告」では京都ではなすべきでないとした事項が主となっています。その一面から言えば，指導要領の狙いの危険性へのハドメとして事前協議制を明らかにしたといえます。「報告」で反対していることを「要領」にとり入れた問題もありますが，事前協議制という，学校の編成権に関与することをあらたに持込んだことは今後の職場での編成にあたって重要な問題となってきます。

職場での検討の結果が，事前協議の濫用を招いたときなど，このことが教育課程編成に際して教育行政の干渉，介入を強める危険性が考えられます。

(4) 教育条件先行の編成のあり方

「教育課程は，各学校の教員定数に留意して適切に編成すること」と「要領」にはなっています。今日の自民党政府の文教政策にあって国民や私たちの願いにこたえ十分に教育諸条件が整備されることは期待できません。そのためには国民的な包囲が必要です。教育課程の改訂にあたっても条件整備が顧みられていません。教育課程編成にあたって府教委の行政的役割りは，府民の教育に責任を負う立場から，政府，文部省に条件整備を求めるとともに，その中でも整備をめざして全力を挙げるべきです。上記のように，編成にあたって教育条件を先行させたことは，行政の責任を現場に転化させる側面をもつだけでなく，今後，教育条件をよりどころに教育内容や教育方法にまで，事実上の介入の道をひらきかねません。一方，また私たちが，教育条件を先にして，職場での教育課程の編成に手を出したとき，文部省の狙いが成功したといえます。職場での自主的民主的な編成をすすめ，そこで明らかにされた教育法条件充実の課題を府民的にも明らかにし，実現をめざしていく運動がいつそう大切になっています。

## 3) 編成要領の積極面を活用し，職場の自主編成をすすめよう

「要領」をみたとき，上記のように基本的な問題をもちつつも，京都の教育実践，到達点や教育課題をふまえ，「報告」を尊重した内容をもっています。必修の教科・科目の扱い，基礎・基本の重視，「特選」（「報告」の創選）の設置，普通科での職業科目の扱い，「自主活動」の扱いなど等にそれがみられます。また基礎表についても「報告」がほぼ生かされています。しかし，一方では，「家庭一般」男女共修については後退的な表現となっており，また学科間共通履習は，放置していくと習熟度別学級編成の狙いにはまりこみ今日までの到達点をほり崩してゆきます。

基本的な討議を不十分にしたとき，校内での差別，選別が強まり「能力主義」的コース制が導入さ

【付属資料(32)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区九太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1980年
10月22日
11号
(No.214)

討議資料

# 「創選」最終報告発表される

## 民主的高校教育創造のために旺盛な職場論議を

教育課程検討委員会は三月に文部省に批判的な立場に立って報告を行いました。「創選」についてもこの報告をふまえつつ、検討を深める必要があることはいうまでもありません。

府高としてさきに中間報告全文とあわせ、「創選」検討のための視点を提起してきました（府高ニュースNo.212 9／19号）。最終報告についてもその全文を中間報告と異る点についての府高としての解説や問題点などを付して討議資料として配布します。57改訂をめぐる今までの討議資料とあわせ、職場での具体化にむけての職場討議を期待します。

### 最終報告にみられた若干の特徴について

最終報告（報告）は中間報告と比し、大要次のような点でちがいがみられます。

**(1) 評価・評定について**

中間報告「同一科目が同一学年にあるときは「創造」の科目と合わせて設定するか、報告では「……同一科目が同一学年にあれば「創造」の科目とあわせて設定することもできる」とされていました。

「創選」は趣旨からみて、本来独自の教育内容・体系をもった科目として設けられるべきものです。したがって、同一の科目があったとしても別個になされることを考えられます。教科・科目については学習指導要領の拘束性が配慮されすぎた表現になっていたものが、本来の趣旨にもとづき自由な

うことについて各校からも意見があったときますし、また、府高としても増加単位としないことがすでになされている各学校のとりくみに足どめをもたらすことのないような配慮の必要を意見としてあげていました。しかし、報告では実践課題として「創選」にとりくみ、増加単位による安易な解決をさけたものと思われます。この問題については教育課題にこたえる実践を府下的にすすめるなかでさらに検討されていくべきと考えられます。

前・後期に分けることは、教職員定数等の問題も多く、その趣旨を「一単位ずつ二科目を履習させることもできる」なかで生かすことができるとされ削除されたといえます。

尚、一単位ずつに分ける場合は低学年に限ることが明らかにされました。

**(2) 教材について**

教材については教員の権限に属することであり、とくに、「創選」がその趣旨を生かすには教材の自主編成を欠かすことはできません。中間報告では、教科書の使用についての留意が提起されただけで、自主教材の活用にたいしての不十分な表現になっていました。それが、報告では「また、教材として……教科書を使用する」と整理されました。

**(3) 履習について**

この事項では、あらたに「各科目の増加単位として扱わない」ことが「趣旨」からここに挿入されたことと履習が「前・後期に分けて二科目に分けることができる」ことが削除されたこと、その他創選八単位履習や一単位ずつ二科目履習についての留意点が付加されたことなどです。一年での増加単位の扱いができるようにという

**(4) 各学年の取扱い内容について**

「「創選」の履習によって、次学年以降に教科・科目の履習について、制約することがあってはならない」ということがあたらしく追加されました。「創選」の趣旨を重曲し、下級学年の「創選」の選択によって、上級学年の選択科目を制約したりコース分けするなどして「能力主義」体制にめりこむことを戒めたものです。

組合関係の会議でも、習熟度別学級などにみられ文部省の「能力主義」による高校再編の狙いからして、「創選」がゆがんだ受験体制にむけ悪用される危険性があることが再々指摘されています。

**(5) 教育条件について**

「創選」のための教育条件整備が大切なことはいうまでもありません。最終報告にあたってもとくに四点にわたって充実されるべき教育諸条件が提起されました。

【付属資料(31)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1980年
9月 19日
第 9 号
No 212

討議資料

# 「創選」中間報告発表される

## ―新学習指導要領の反動的ねらいを明らかにしつつ、検討を深めよう―

### (1) 「創選」中間報告までの経過

府教委の「「創選」検討小委員会」が九月初旬中間報告（八月十二日付）を提出しました。これは、本年三月二六日、府教委の「教育課程検討委員会」が発表した最終報告の中で、引き続き検討すべき課題として残されていたことに対するものです。府教委会議の中でこの課題に対する検討委員会の設置を求めてきました。府教委会議の中でこの課題に対する検討委員会の設置組合としても、府教委会議の中でこの課題に対する検討委員会の設置を求めてきました。「創選」検討小委員会は七月一日に設置され、いまから、中間報告をまとめる日程となっています。

### (2) 「創選」問題の位置づけ

医学科指導要領は、私たちが指摘していたとおり、能力主義と国家主義を強化して押し進めるきわめて反動的なものであることが、文部省指定「教育課程研究開発」校をはじめとした具体的な展開の中で全国的に明らかにされてきています。

つつあくまで国民的教養と民主的人格形成をめざす教育課程の自主編成「動労体験学習」もそうした全体の中の重要な一部として位置づけられ今回の改定の特徴のひとつとされているいわゆる「ゆとりと充実」や

したがって、私たちは府教委と民主的な教育要求に応え、子どもたちの発達を保障することをめざした今日までの高校三原則をふまえた実践を、さらに充実・発展させるひとつの糸口としていくべきであります。

### (3) 「創選」中間報告の検討の視点

以上のことからも検討の視点として次の三点が重要です。

① 能力主義と対決し、すべての生徒に基礎学力を保障し、その上に、青年期として欠かすことのできない発達をめざしての自学・自治の力を育成するものであること。

② 民主的な人格形成の課題に応えるものであること。

③ 京都の教育課程のとりくみの教訓と到達点をふまえ、高校三原則を充実・発展させるものであること。

### (4) 中間報告の中のいくつかの問題点と課題

中間報告された「創選」問題には、いくつかの問題と課題があります。それは主に低学年（一年生）に集中しています　まず最初に低学年では基礎学力の充実・発展にあてると、ありますが、高校に入学した直後にそのためのために科目を選択させることにはかなり困難が考えられますが、入学前や入学直後に中学校訪問、診断テストの実施、またプリント学習、補充講座など教科に照らして考えたら、どの教科・科目を選べばよいかの適切な指導がきわめて重要であります。

つぎに、学力不振の生徒が基礎学力充実のために、不得意な科目を選択することについては理解できますが、基礎学力の充実のためにと考えられている生徒にはその時どのような教育内容を充分教科・次年度に学ぶべき内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

### (5) 私たちのとりくみの方向

「創選」の提起では、低学年（一年生）の場合と中・高学年（二、三、四年生）の場合の趣旨が異っています。つまり、低学年では学力保障にいろいろな形で創意あるとりくみがなされていますが、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

また、「選択」という枠づけを一年生で行うことによって創意・工夫をこらしている実践を制限する恐れがあるとともに、学校の選択の活用という趣旨です。この学力保障については学力（二）いま大事なことは、例えば、一年生の時に国語の中で指導という問題がありますが、「到達度別講座」、「補充講座」などを行っている各校のとりくみは積極的に保障こそすれ、制限したり、限定したりすべきものではありません。従って、低学年（一年生）においては、各教科・科目の基礎学力充実のための学習内容等を準備したりするならば、一学年で充分教科・得をできにくくし、コース制にも道を開く能力主義の導入となる恐れがあります。

# まっすぐ伸びる高校生

父母と家族の手引き

京都府立高等学校教職員組合
生活指導推進委員会

1981年4月　発行　京都府立高等学校教職員組合

「京都府高」一九八一年三月三日第二二七号（№24）

京都府総合教育センター（仮称）問題資料

〈資料1〉

# 教育研究所の拡充基本構想

昭和五十二年二月　京都府教育研究所拡充懇談会

いうまでもなく教育研究は、教育の自主性と実効性を確保するうえで、教育実践と不可分の教育活動であり、公教育の責任に照らしても極めて重要な役割を負うものである。とりわけ、今日の教育をめぐる複雑多くの困難な教育課題を生みだしている状況下で、その強化は一層緊要さを加えているが、この際、教育研究所の拡充整備は、極めて緊要な行政措置として強く要請されるものといわねばならない。

ひるがえって、京都府下における教育研究は、自主的・組織的な実践研究を軸に、すぐれた実践と相まって、府下はもとより全国的にも、民主教育の推進に重要な役割を果たしてきた。今日も極めて困難な状況下できびしい努力が続けられているが、それだけに、今後の研究活動上より強化すべき面として、当懇話会の実施したアンケート調査にもみられるように、実践を支えるための理論化を強めること、実態の科学的把握のための調査をより徹底すること、計画性をもって蓄積の効果を高めること、それらのためにも研究団体間、特に幼・小・中・高校間の連けい交流を強めること、地域の研究推進機関の設置を検討すべきことなどが指摘され、また、研究・研修活動の各面に対する財政的・制度的保障措置の拡充が強く要望されている。したがって、今後の教育研究所としては、これらの面で積極・開設に有効に機能するものとして構想されねばならない。

京都府教育研究所は、全国にさきがけて、昭和二二年八月に設置され、以来今日まで仮庁舎を移転することなく、昭和四一年二月に現在の木造庁舎に移転したのであるが、この建物は老朽、かつ狭あいで、教職員等の利用はもとより、当面の研究活動にも著しく支障をきたす現況にある。このような不備な条件にかかわらず、府下の教育活動に少なからず寄与してきた当研究所が、今後いっそうその機能を発揮し、前述の期待に応えるためには、下記のような基本的構想のもとに拡充整備がはかられる必要があると考える。

記

1　基本的なあり方

(1)　憲法・教育基本法の精神に基づく教育を推進するための教育機関として設置されるものであること。

(2)　教育に関する調査・研究活動を通じ、教育行政ないし教育実践の推進に有効な示唆を提供することを基本的役割とし、そのためのより高度な専門的機能が確保され、主体性の保障された機関であること。

(3)　いわゆる“開かれた施設”“研究交流の場”として、自主的な教育研究・研修及び学習のための諸活動に利用できるよう整備され、運営される施設であること

2　基本的な機能

(1)　学校教育、社会教育及び教育行財政・制度に関する科学的調査・研究をすすめるものとする。この場合、学校・研究団体等との連けいを密にして、実践の理論化を図るなど当面の教育活動に寄与する研究がすすめるほか、特に、長期展望に立つ教育施策に資する研究が望まれる。

(2)　教職員、教育関係者の研究・研修活動に施設・設備等を提供するものとする。この場合、必要に応じて援助・助言を行うほか、計画的な講座・講習会等を開設し、関係者の要望に応えることが望まれる。

(3)　教育関係の図書、資料、教材・教具等を収集・整理・保管し、教職員・教育関係者の利用に供するものとする。また、教育の史的研究の重要性にかんがみ、関係資料の収集・保存が必要と考えられる。

(4)　学校教育相談を援助するほか、可能な範囲で、府民の教育上の相談に応じ、あわせて、子どもの発達に関する臨床的研究を行う。

3　必要と思われる施設例（略）

4　運営上の基本的な留意事項

(1)　設置については、前記機能が十分に発揮できる定数が確保されねばならない。

(2)　教育研究の成果が真に学校教育のなかに生かされるためにも、学校ならびに教育研究団体との緊密な連けい、交流をはかる積極的な配慮が必要である。大学、その他教育研究機関との連けい、交流についても制度的に確立されることが望ましい。

(3)　前記の基本的活動に支障をきたさない範囲で、広く一般府民の教育に関する学習活動等の利用にも供し、講座の開設、情報の提供、相談助言などの積極的なサービスについても考慮することが望ましい。

(4)　運営に関し、部外関係者の意見を反映させ、かつ、府下の研究活動との連絡・調整をはかれるような機関を付設することが望ましい。

(5)　以上、極めて基本的な事項について述べたに過ぎないが、当局における具体的計画の立案に際しては、設備等細部についてそれぞれ関係団体等の意見を広く聞き、慎重に検討せられ、万全を期せられたい。

なお、設置場所については、種々の制約も予想されるが、府下全域からの利用の便、関係機関、施設等との連けいの便等にかんがみ、京都市内及び周辺地域が妥当と考えられるので、特に付記する。

〈資料2〉

# 京都府教育研究所の拡充基本構想に対する補足事項

昭和五十五年二月一日　京都府教育研究連絡会

本会は、昭和五二年度に府教育委員会教育長の諮問機関として設置された、京都府教育研究所拡充懇話会の意向を受けて昭和五三年度に設置された、本府における教育活動の諸課題について、研究所と関係諸機関・団体との連けい、協力をいっそう密にするとともに、研究所の研究活動のあり方について意見を交換し、結論にについての情報交換、連絡調整をはかってきた。

この度、研究所拡充計画の概要について、当局から説明を受け、意見を述べる機会を得た。ここに、当局における具体的計画の立案についての本会の意見を、別記の拡充基本構想に対する補足事項としてまとめ、ご配慮いただくよう要望するものである。

記

当局において立案される拡充計画は、「拡充基本構想」に述べられている基本的なあり方、基本的な機能を具体化するものであること、その運営にあたっては、前提として、次の事項を補足する。

1　研究所の中心機能は、現場の教育活動に依拠した主体的な研究活動を通じて、府下において進められている自主的・民主的な教育研究・研修に有効な示唆と援助を与えることにあること。

2　基本構想4の(5)にいう付設機関は、教育研究関係者によって構成されるものであること。当連絡会に諮ずるのが適当である。

3　学校ならびに研究団体との緊密な連けい、交流をはかるために、研究団体等の活動にあたって、自主的・民主的に使用できる専用室を設けること。

4　将来構想として、地域の研究推進機関の設置を検討し、早期に実現をはかること。

# 肥満ぴったり——主婦たち



## 秘密主義がうらめしくなってきたカゲ

### ■「家庭でこっそりはかるのが一番」と

「家庭でこっそりはかるのが一番」と、ヘルスメーターを使用する主婦たちは口をそろえる。

「家族の前ではかっていると、ついつい体重を気にしてしまうし、ダイエットしているのがバレてしまうから」

## 発行にあたって

「今の高校生はむづかしい」そんな言葉をよく耳にします。事実、暴走族や非行のグループに高校生がかかわった記事などもよく見かけます。今高校生は、さまざまな誘惑や、社会の歪みのなかでもみくちゃにされています。こんななかでも、何とかわが子はまっすぐ伸ばしてやりたいというのがすべての親の願いであり、私達の願いでもあります。

しかし今、親だけで、または学校だけでこのことは実現できないというのが現状です。

すべての高校生のもつ無限の可能性をひき出し、のばしていくため、親と教師が、手を組み合いたいとのねがいからこの小冊子を発行しました　御一読をおねがいします。

京都府立高教組委員長　井上　進

# 高校時代

## 困難にぶつかりながら人生を準備する時

### ――とりまく誘惑と困難――

高校時代の学習やクラス・クラブ活動などは立派な大人になる準備として必要なことです。ですから、かなりの粘りや努力が大切です。

ところが、その努力が必要な時、高校生のまわりにはいろいろな誘惑がズラリとあります。スピードとスリルのバイク、ラジオやテレビの深夜放送、愛と性に関心の強いこの時代に、全く配慮のないエロ文化の氾乱、暴力への誘いなどなど、そして一方で、友だちやクラスなどかまっていられない状況を生みだしている「受験地獄」の重圧　こんな誘惑や困難にぶつかりながら進んでいかなければなりません。

# だらだらした生活が気になります

## ■生活のリズムがヤル気を生む

いつまでもテレビを見たり、何をするでもなく深夜までゴロゴロしたりしていることはありませんか　今の高校生の生活にテレビやラジオが深くはいりこんで、それが遅刻や生活の乱れに影響していることなどは下のアンケート結果にも表れています

人間の体と心の働きは、日の出ころから活発化し始め、深夜には低下するようにできています。これは、人類の長い歴史の中でつくられた「生活のリズム」です　これに反する生活の仕方をすれば人間の「やる気＝意欲」は大きくそがれます　その典型的な例は、寝る時間、起きる時間が日によってまちまちであったり、おそ寝おそ起きである場合です（「寝すぎ」も意欲の低下を招きます。）

また、人間の脳の働きは、起床後最低一時間半しないと正常になりません。さらに、「朝食排便抜き」はてきめんに「やる気」をそこないます。つまり、平凡なことですが「早寝早起き快食快便」こそ、本人の「やる気」を保障する一番の基礎です。

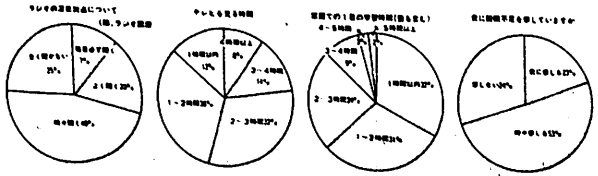

1979年10月府高教組調査、府立高校27校全日制1・2・3学年約9,000名が対象

## ■高校生にふさわしいやり方で

つけ加えると、家庭での一日一日と、毎日の家の仕事（例・掃除、洗濯、買物の準備など）を持っていることとは、意欲や責任感、自主性などを育てます。自分がしなければ家の中がまわらない　自分の存在価値の自覚を育てることになる　といった自分を育てるのです　仕事　それぞれの高校生も、よくなりたい　生活を正しくしたい　心の底にもやもやした願いを持っています　しかし、人前の人間として自分で自分をコントロールできるようになるには、生活の中で、

上からガミガミと「だらけた生活をするな」と言うばかりでなく、本人の自主性と科学的な理解力を大切にしながら、本人に「なっとく」させることが大切です　そのためにも、学校の養護の先生、保健体育の先生などの力も借りて「生活のリズム」の大切さを理解させましょう。そうして、本人がくじけそうになる時も、みんなの力を借りて、あたたかく、そしてきびしくはげましましょう。

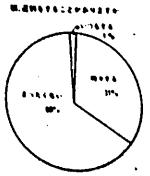

# かしこく、たくましい高校生に育てるために

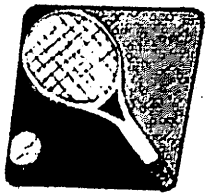

## こんな高校生に育ってほしい……

### ■学力だけで見るのはマチガイ

「勉強ができるかどうか」でしか子どもを見ない大人がいますが、それでは本人に自信を失わせるばかりで、かんじんの勉強する意欲も育たないし、立派な社会人として自分の力で道をきりひらく能力も育ちません。

府下各地での親と教職員の話し合いの中でつくられた高校生像は次のようなものです。㋑しっかりした学力を身につける、㋺やさしく思いやりがあり、人の生命や人権を大切にする、㋩働くことを大切にする、㋥健康な体と心を持つ、㋭社会の常識やルールが守れる、㋬平和や民主主義を大切にする……こんな高校生です。

たとえ今、㋑の学力が弱くても、㋺以下の項目のどれかがすぐれていれば、「きみのこの点がすばらしい」という共感を常に態度で示すことが大切です。このような大人の態度が、本人に自信や自覚を与え、「弱点をのりこえてもっと伸びたい」という意欲を育てることにつながります。

## こんなこと勉強しなくたって何とかなるさ……

### ■高校生を育てる中心の柱

#### ――進路と生きがい――

学習への意欲をなくしたり、生活がグラついていく場合、共通したものがあります。学習が自分の進路や生きがいと結びついていることを見失って、「こんなこと学ばなくたって何とかなるさ」という所に陥ってしまうことです。

たとえば、今の子どもは親や家族が毎日どのように働いているか、それが今の世の中でどんなにきびしいことか、同時に社会のために働くことがどんなに大切で生きがいがあるか、などを知る機会がなく理解していないことが多くあります。

親や家族の生き方や生きがいが、普段のくらしの中の行動や会話となって家族のみんなに見えることがまず大切です。また、「家庭のことはノータッチ」という父親の態度は一番有害です。夫婦や家族が、仕事を分担して家庭を支え合っているという状態をつくり出すことが大切です。その中で、子どもは知らず知らずの内に自分の生き方と勉強のつながりについてふえるものです。こうしてこそ、ここという大切な時に、子どもの生き方や勉強についての突っ込んだ話し合い（説教ではない）もできます

**かしこくたくましい高校生に育てるために**

# マンガやスポーツ記事しか読みませんが……

## ■高校生には豊かな感受性

マンガはよく読むけれども、小説などときどき読もうとしない、そんな傾向があります。ホルノ雑誌をこっそり回し読みしていることもあるかも知れません。スポーツ記事に関心をもつことはかなりの生徒は新聞をとっていますが、スポーツや三面記事に関心をもつことはまれです。

このような傾向と同時に、よい小説や映画などに出あった時、大人が思っている以上に、深く感動するところが今の青少年の特徴です。美しいものや真実にたいする純粋な生き方に強く心をうたれています。

そして、非行に陥っていた子どもたちが、そのことをきっかけにして立直った例もたくさんあります。積極的によい本や映画などに接することのできる機会を先生とも相談してつくりましょう。

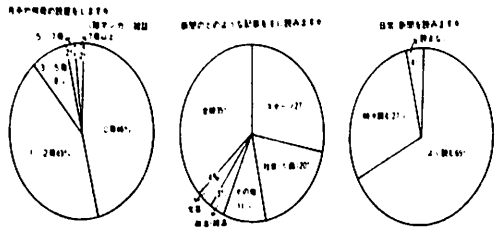

1979年10月府高教組調査、府立高校27校全日制1・2・3学年約9,000名が対象

# 「おれの自由だ」「みんなやっているよ」という時

## ■親としてさせてならないこと

暴走や暴力行為、シンナーのような反社会的な行為、無断の外泊などはどんなことがあってもさせてはなりません。家の手に負えない時には、学校に気楽に相談して下さい。恥かしがらずに地域の信頼できる人に相談しあうことも大切です。一緒に力をあわせると本当に大きな力が発揮され、子どもを守ることも可能です。

「タバコくらいみんなすっている」と言い出す時があるかも知れません。注意された時よく「みんなもやっている」と言うでしょう。その時には、他の子どもたちのことをいうよりも、自分にとってどうかを考えさせて下さい。同時に子どもも友だちの親として時をおかずに学校に連絡を出し合いましょう。

どうも道をそれるようだと思う時は親として絶対にさせないなどの態度をとることが必要でしょう。

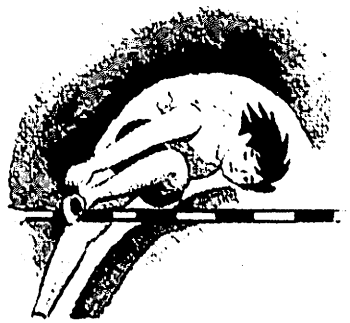

# 就職・進学のことが心配です

## ■学習生活の確立が第一

就職するからと言って学校の勉強をおろそかにする子がいますがそれは間違いです。どんな進路に進もうと社会生活を送るための大きな土台となるのが高校の教育だからです。

大学進学ということになると予備校や塾がどうしても必要であるというような社会風潮があります。また公立高校から大学への進学が難しいというような「うわさ」もあります。つぎのグラフを見て下さい。京都の高校生の進学は悪いどころか他府県に優るとも劣らず健闘しています。塾や予備校の場合、そこに行きさえすれば成績が上がり、大学に行けるのではないかと思いがちですが、それは大きな誤りです。

進学にしろ、就職にしろ、毎日の学習をしっかりすること、計画的に学習をすすめることが基本です。

その子にあった、効率のよい学習が必要ですから、仲間や先輩、先生と相談させることもだいじなことです。

### 55年度公立高校の大学合格状況調査

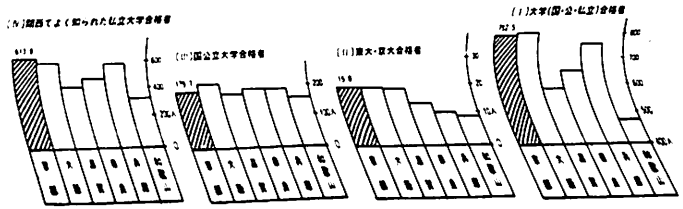


京都高校問題研究会調査。公立高校は府立・市立校とし、国立高校は除いています。
数字は全て「高校生一万人あたりの比」です。

# ひとりぼっちで悩んでいるようで心配……

## ■仲間の力

挫折感を抱いたり、自信をなくしたり、自殺を考えたりすることなどは、青年期の若者の特徴です。どこで、それを乗り越える力をつけるのでしょうか。

クラブ活動の例を見て下さい。毎日の厳しい練習を自分たちで計画し、実行しています。それは、いっしょに頑張る仲間がいるからです。自分はダメだと思ったり、自分の部屋にとじこもったり、自殺を考えたりする高校生の場合、自分だけがそうだと思っていることが多くあります。京都では、いろいろな高校の生徒が集まって討論集会や部落問題研究集会をもっていますが、そこに参加した生徒は、

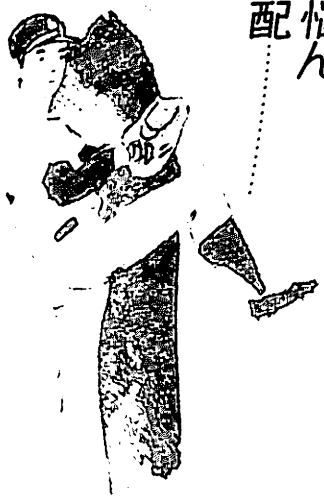

同じような悩みをもっている仲間や、その中で頑張っている仲間と話し合って、共感し、感動し、自信をつけています。このようなことを見ると、仲間の励まし合いがどんなに大きな力をもっているかわかります。

子どもが一人で悩んでいたら、担任の先生とも相談して、たくさんのよい仲間ができるように、援助しましょう。

**かしこくたくましい高校生に育てるために**

## 自信をもたせ、意欲を育てるのがむずかしい

### ■過保護や放任ではダメ

高校生の意欲と自信を育てるうえで大切なことは、よいところや積極的な面をともに喜んでやり、励ますことです。とかく欠点や不充分なことが目につきがちで、よいところを見逃してしまっている傾向がないでしょうか。どの高校生にもたくさんの若者らしいよいところがあるわけです。そこに自信をもたせて、さらに意欲を育てることが求められています。

干渉しすぎたり、すっかり放任してしまうことの根はひとつ、つまり高校生のそのような可能性に信頼をよせきれないところから生まれるのです。

「子育ては家内に任せてある」という父親をよく聞きます。息子を会わせるたびに「勉強は」とか「しっかりやっけよ」とかしかいわない父親では、ダメです。父親が目をかけなければならない時にきっぱりと目えるためにも、一家揃って、気楽に相談できる状況を作り出しておくことが大切です。母子家庭の場合でも、どんなにつらくても母親がこの父親の役割を果すために工夫しましょう。

# ゆきとどいた高校教育をさらに進めるために

## みんなで力を合わせて

### ■せめて一学級三〇人になれば

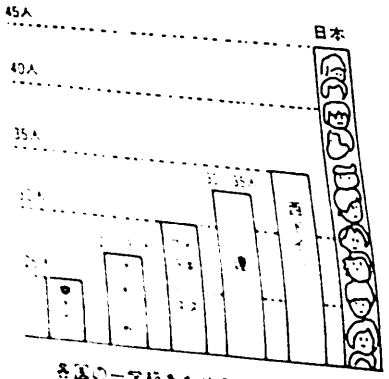


すべての生徒とじっくり話したいと教師は思っています。勉強のしかたや悩みなども、一人一人と話したり、励ましたりしたいと思っています。ところが、学級四五人……問題や非行の問題を解決し、ゆきとどいた指導をするためには、一学級の生徒数を……ことが求められています。他の……日本がどんなに深……

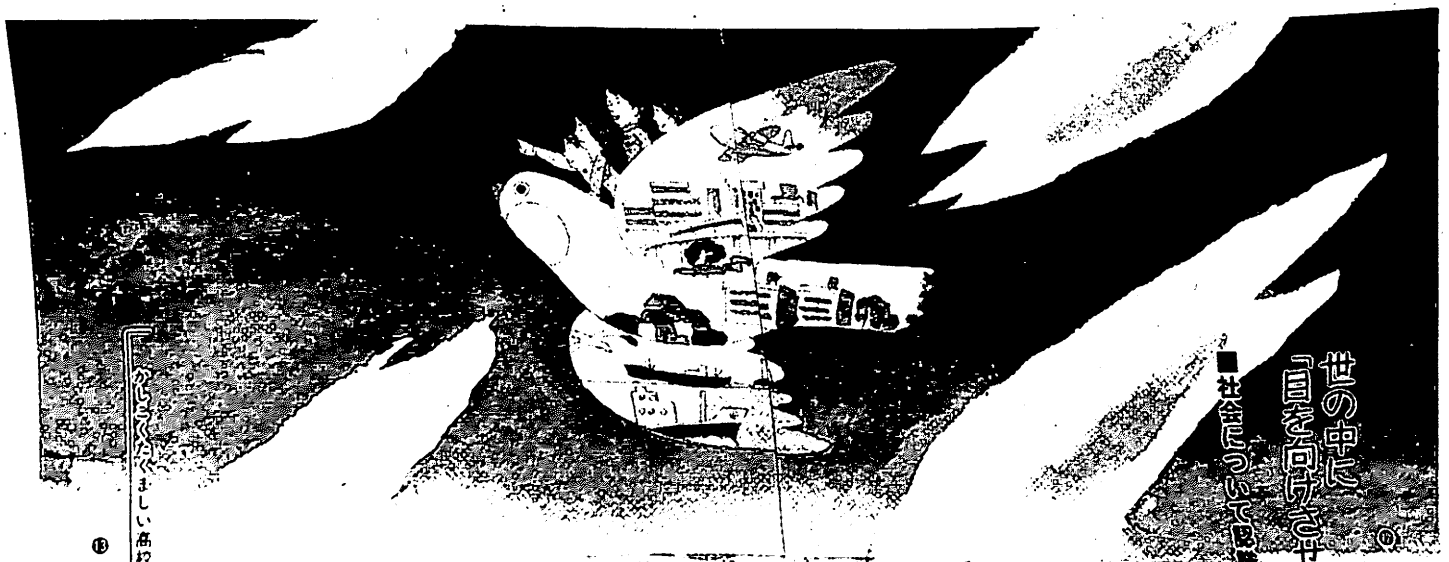

# 世の中に「目を向けさせる」ことも

## ■社会について関心する時

高校を出ると、もう社会人として扱われます。そして間もなくすれば社会の主人公として選挙権も得ますし、社会的な責任も負うことになります。

しかし、現実ではどうでしょう。高校生は、大人の世界に対して「希望を抱いている」というより、「汚れている」とか「信頼できない」というイメージを抱いています。そのようなこともあり、高校を卒業したくないという生徒もあらわれています。今の社会の反映といえましょう。

その上、今の日本では、徴兵制や憲法改定などの動きもあります。そのことは「愛国」心か「特攻隊」などを好んで使う暴走族などにも反映しています。

親が社会の不正や不道徳を許さない姿勢でひたむきに生きている姿を見せることは、高校生が大人や社会を信頼し、まっすぐに伸びる上で決定的な影響を与えます。

そのような生き方を親が示す中で、平和や人権や社会のあり方について語り合うことも可能となります。

# 京都府総合教育センター構想

## 1 設置の趣旨

京都府教育研究所は、全国にさきがけて昭和二二年に設置され、以来今日まで教育に関する専門的、技術的研究活動を中心として教育の向上に寄与してきたところである。

しかし、近年の急激な社会の変化と進展に伴い、学校教育・社会教育にかかわりをもつ教育課題が生みだされ、新しい対応が求められている。住民・父母・府民の期待と要請に応えるため、更には将来を見通し生涯学習社会に教育基本法に基づく本府教育の充実と発展に向けての一層の努力を行うため、教育研究所を拡充整備し、新たな教育機関を設置する。

この教育機関は、広く教育課題の解決や教育実践に役立つ専門的、科学的な研究を行うこと、生活指導上や、児童・生徒の発達上の現状から、教育相談を充実すること、教育関係職員が職責の内容を深く追求すると共に教育の専門職としての資質や力量を高めるための研修を進めること、及び心身に障害を受けている子どもたちについての教育相談等を行うこと、等の機能を持つものである。

(備　考)　府教委は昭和五二年、京都府教育研究所を拡充すべく、教育関係者による京都府教育研究所拡充懇話会を設置し、拡充の基本方針について報告を受けた。この報告を基本にして策定した。

## 2 名　称

名称を、「京都府総合教育センター」(以下「教育センター」という。)とする。

(備　考)　教育センターを公所とする。

## 3 設置の位置

教育センターを、京都市伏見区桃山毛利長門西町1に置く。

## 4 施　設

上記所在の旧京都郵政研修所庁舎及び同敷地並びに附属施設。

(備　考)　附属宿泊施設は置かない。

## 5 機　能

(1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究調査

- 学校教育(及び社会教育)の内容、方法及び動態に関する専門的、技術的事項の研究調査を行う。
- 学校経営管理及び教育制度行財政に関する専門的、技術的事項の研究調査を行う。

(2) 教育関係職員の研修

- 学校教育の内容、方法に関する教職員の研修(及び社会教育に関する指導者研修)を行う。
- 学校経営管理、学校事務等に関する教職員の研修を行う。

(3) 教育相談

教育相談及び、学校教育相談の援助を行う。

(4) 障害児の教育に関する相談等

障害児の教育に関する相談を行う。

また教育相談について、必要な範囲で適正就学指導委員会に協力する。

(5) 教育資料の収集及び提供

教育に関する図書、資料等を収集し、情報を提供する。

(6) その他

「教科用図書常設展示センター」を置く。

## 6 組織及び職員

## 盲学校・聾学校ってどんなところ？







## 盲学校・聾学校ってどんなところ？

## 盲学校・聾学校ってどんなところ？

【付属資料(36)】

日教組執行委員会の母親大会不参加決定に抗議するとともに第4回大会成功をかちとる決議(案)

日教組中央執行委員会(七月七日)、日教組婦人部委員会(七月十五日)は、不当にも目前に迫った「第6回日本母親大会に組織として参加はしない」ことを決定しました。

日教組執行部は不参加の理由を、「今年の大会までに十二回大会以来参加の三団体へ参加をよびかけ、統一を回復するよう結論をえるよう努力してほしい」旨の日教組申し入れを怠たり、「大会準備を先行させたからだ」としています。

しかし、日教組執行部が大会不参加の理由としていることは、大会実行委員会声明でも明らかなように、いずれも、事実に反する一方的な立場でしかありません。

実行委員会は、日教組申し入れに対しては誠実に参加要請を行ない、要望書の検討結果の伺い合せなどとりくまれたが、充分な結果がえられなかったばかりか、それらの要請行動に、日教組・総評から出ている役員は一切協力するしがかったというのが実情です。このことからしても、今回の日教組執行部の申し入れ自体が今日の分裂の促進、右傾化が一方進行しているという情勢のもとでとくに困難な不参加重産の再参加実現を期限をきって「努力せよ」と言い、参加が実現されるまでは大会準備を認めないとするなど、無理難題を押しつけ、不参加の口実づくりをねらったとしか考えようのない極めて作為的なものであり、日教組と同日、あいついで、総評・重産の婦人部長が不参加を決めたことで見ても、当初から仕組まれたものであることを示しているといわざるを得ません。

今、生活破壊とファシズムの危機が迫りくるもとで、生命と平和を守るため、一致して統一の輪をひろげ、粘りづよい運動を干すめてきた母親運動が、今こそ一万余名の母親・婦人のものにしていくことこそが強められている極めて重要な時期にもかかわらず、今日の婦人労働者の期待をうらぎり、反動攻勢を喜ばせる重大な分裂行為といわねばなりません。

私たちは、日教組執行部の決定の撤回を申しいれるとともに、第6回日本母親大会及び各地域母親大会の成功にむけ従来にもまして組織の総力をあげてとりくむことを決議します。

一九八〇年　七月十七日

第4回府高評議員会

(1) 教育センターに、所の総務・教育資料を分掌する部門、研究及び研修を分掌する部門並びに障害児教育及び教育相談を分掌する部門を設置する。

(2) 教育センターに事務職員その他所要の職員を置く。

(3) 所長のほか所要の職を置く。

(備　考)　組織機構及びその名称並びに人員の配置計画については、別途策定する。

**7　整備と開設の計画**

五五年度　建物の改修及び設備、備品の整備。五六年度開設の準備一切。

五六年度　教育センターとして開設。

(備　考)　一五七年度以降　年次計画的により充実を図る。

**8　その他**

(1) 教育行政機関、教育機関、教育研究団体の行う事業について、教育センターの業務に支障のない範囲において便宜を供与し、助言する。

(2) 教育行政機関、教育機関、教育研究団体、教職員代表等から意見を反映し、連絡調整を図るため、協議する機関を置く。

(3) この構想に基づく施設及び設備・備品の計画については、別途策定する。

火の消えたようなものになってしまいます。

選挙期間中は

## 集会デモもうかうかできない

〈問〉 選挙期間中、労働組合などが拡声機を使うのが禁止されると 実際上、集会やデモはおこなえなくなる危険があると思うのですが。

〈答〉 そのとおりです。選挙中のさまざまの大衆集会、デモに警察が介入してくることは必至です。たとえば選挙期間中に「侵略戦争反対、内閣打倒」「軍事費を削ってくらしと福祉、教育の充実を」「刑法改悪阻止」「一般消費税反対」「二〇二億の損害賠償請求反対、スト権を返せ」などのスローガンを叫んで集会をもち、デモ行進をしようとしたときのことを考えてみればはっきりします。この法案が通れば、警察は、「政治的スローガンを叫んで政治的行動をおこなうから副次的な政治団体と認定した」「この集会 デモには、宣伝カー、マイクロホン・スピーカー、メガホンが使われている」「だから公選法違反だ」という口実でこれらの集会・デモなどに介入できることになります。警察は「この集会・デモには公選法違反の疑いがあるから公安諸条例の許可を与えない」といいがかりをつけ、事前に介入し、集会 デモを禁止しようとするでしょう。それだけではなく公選法違反の犯罪がおこなわれていないか調べるという口実で、集会に立ち入って、「臨検」し、さらに集会・デモの参加者やハンドマイクをもって路地裏宣伝をしている労働者を現行犯で逮捕し弾圧する危険は現実のものです。

警察は本当にそこまで

## 千代田区長選で 拡大解釈…政治活動禁止

〈問〉 そんなことがおきたらたいへんですね。でも、本当にそこまで政府や警察はやろうとしているのでしょうか。

〈答〉 これはけっして心配のしすぎではありません。現に警察は、公選法改悪に反対する駅頭宣伝のために、全学連がおこなった宣伝カーの使用許可にたいして「全学連は公選法上の政治団体にあたる」といいがかりをつけ、「千代田区長選のおこなわれている千代田区では宣伝カーを使ってはならない」という規制を強行したのですから。すでに政治団体の概念はここまで拡張解釈されています。

規制の対象となる団体や活動の範囲が拡大解釈されることは政府当局みずから自白しているのです。後藤田正晴氏自身、最近、連合通信の記者に対して「国会で答弁したとおりだ。今まで政党以外の団体の政治活動禁止はゆるやかすぎたからこれから厳しくやる」と公言しているのです。政府 自民党が、私たちが指摘しているように、公選法を弾圧のため使うつもりであることは、疑問の余地がありません。

---

東京法律事務所は市民事件、労働事件など手びろく扱っている法律事務所ですが、このビラは弁護士さんたち二十一人が討論をして全員一致でつくったものです。

【付属資料(37)】

# 公選法改悪の内容

## 言論、集会、デモ禁止法

### 東京法律事務所のビラ

### わかりやすいと評判

公選法改悪案が二十五日にも委員会で採決されようとしており、国民の反対運動がますます緊要になっていますが、いま労働組合などで「わかりやすい」と評判を呼んでいるのが東京法律事務所の弁護士さんたちが作成した一問一答形式のビラ。公選法改悪のねらいと問題点を網らしたその内容の一部を紹介します。

### 改悪のねらいは
### 労組、文化・経済団体も取締る

〈問〉　自民党は異例のスピード審議で、衆院通過をもくろんでいるようですが、公選法改悪のねらいはどこにあるのでしょうか。

〈答〉　改悪案のポイントの一つは「政治活動をおこなう団体の自動車と拡声機の規制」です。

この法案は新聞で伝えられているような「『赤旗』や『社会新報』等の宣伝カー封じ?」をはるかにこえたもので、選挙期間中のさまざまの集会・デモ、はては路地裏宣伝にいたるまで犯罪として逮捕、処罰することまでねらっています。

これまでの審議で社会党、共産党議員から「その他政治活動をおこなう団体のなかに『労働組合』が含まれるか」という質問がされました。答弁に立った自治省大林選挙部長は「副次的にせよ政治活動をおこなえば規制の対象になる」と答えました。さらに「だれが認定するのか」との質問に対して、それは「司法機関、取り締まり当局」であると答えました。

また、提案者として答弁に立った悪名高い元警察庁長官の自民党・後藤田正晴氏は「文化・経済団体であっても、副次的に政治活動をすれば規制の対象にはいる」とのべています。

この改悪法案と政府答弁を統合すれば、法案の正体ははっきりします。労働組合、民主団体はもちろん、文化、婦人、経済団体まで、警察が政治活動をおこなったと認定すれば、選挙中に宣伝カーやハンドマイクで「増税に反対し　」とか「労基法改悪反対!」などといえば、弾圧対象とされることになるのです。

### 拡声機が全部奪われたら

〈問〉　規制をうける「拡声機」というのはどんなものが入るのですか、ハンドマイクも入るのでしょうか。

〈答〉　拡声機という言葉は「音声を大きくして遠方まで聞こえさせる装置、単純なメガホンからマイクロホン、増幅器、スピーカーなどを連結したもの」（「広辞苑」より）という、きわめて広いものです。

このように、ハンドマイクが拡声機ということで、今回「宣伝カーも、会場マイクも、ハンドマイクもいっさい使えない」となったら、すこし大きな集会は事実上できなくなり、デモは

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL.(751) 1645

1980年
5月25日
第3号
(No 206)

# 総評、日教組の統一労組懇攻撃は不当

【付属資料(39)】

## 府高、評議員会満場一致で抗議を決定

### 労働者・国民の利益擁護こそ労組の使命

### 日教組の組織行為

日教組は各都道府県（高）教組の選合体であり、各組織がどのような共闘組織に結集しようと日教組本部が干渉したり、統制・処分を行う権限はありません。

かつて激励、今攻撃

私たちは既に一年十一月に「民主勢力の統一・促進協議会」を結成し、七四年には「統一労組懇」と名称変更をして、民主勢力の統一や労働者・国民の生活・平和・民主主義を守るために活動を続けてきました。これからの統一労組懇の発展のためにも、中央での統一労組懇上層の異常な攻撃を断固として排除することは一層強まっています。今になってこれを攻撃することは、自らの誤りの深度にさえ反するものです。

### 右翼労組の組織には無批判

総評・日教組幹部は統一労組懇に対しては「分裂行動」と中傷を加えながら、総評傘下の一部民間労組が同盟系右翼労組会議を結成し、労働運動の同盟との協調を強めることに対しては、なにも一言発言をしていません。この事実は総評・日教組幹部の攻撃がいかに不当であるかを示しています。

### 不利益行為と対決するのは当然

民社・公明両党の独立・安保と自衛隊容認の社会連合政権合意を積極的に推進したり、反共・労使協調の同盟との連帯を深めることは、労働者・国民の利益を根本から裏切る行為です。この誤りと対決して「資本からも信頼される労働組合として、真に労働者・国民に責任を持つ労働組合として、きわめて当然の行為であります。

### 右転落で早くも損害

総評・日教組幹部が社会党と共に右転落をして以後、私たちは次のように多くの被害を受けつつある。

**春闘要求を八%に押え込む**

公労協三単産は、昨年春闘で「良識ある線」とほめたたえた一〇%の要求を、五%ともいわれる打撃を自ら進んで受けるに等しい低賃金を押しつける役割を自ら果たした。

**共済年金法改悪に手を貸す**

[illegible]

### 一日も早く誤り正せ

以上に見るように、総評・日教組幹部と社会党の右転落は、労働者・国民にとめどもない生活破壊と平和・民主主義の危機をおしつける結果となっています。こうした動きに対して、いかりを覚えるのは組合員として当然のことであり、何党を支持していようと自らの要求を守るために、このような動きに反対していくことは、組合員として正当な行為です。現在の危険な動きをおしとどめ、労働者・国民の生活・平和・民主主義を守る正しい労働運動をすすめるために全力をつくしている私たちに対して、総評・日教組の幹部が「分裂行動」と中傷する権利も資格もないことは明白です。

総評・日教組幹部は一日も早く誤りを正して、真に労働者・国民の利益を守る正しい労働運動の為に立つべきです。

定数増の要求に背を向ける

「四十人学級問題」でも社会党・日教組は、かつての「五ヵ年計画案」をとり下げ、一時は批判していた文部省の「九ヵ年計画案」とほぼ同内容の案を今国会に提出、共産党提案の「高校も含め五ヵ年で」の案を自公民と共に否決しました。

定年制導入にもあいまいな態度

公労協の定年制導入・退職手当の削減問題では社会党は「慎重対処を唱えているが四月六日のNHK国会討論会では、「われわれは社会的合意」（社会党・武藤政審会長）とさいはじめ態度保留問題でも社会党は自公民と連合して、史上初の「本人一割負担の導入」「人院負担の五倍化（一日二〇〇円を一〇〇〇円に）」「医療料金の大幅値上げ（年平均一〇%）」という大改悪案を強行しようとしている。

金権「政治改革」改悪に手を貸す

「政治資金規正法」改悪に対し、ここ二、三年社会党が共同して大衆闘争を行ってきたにもかかわらず、反対の論を自民党に対して強行成立させた。

公選法改悪をねらう

選挙の動きでも自社公民が共同して、政治活動の自由を一層制限しようとしている。

軍国主義化に手を貸す

平和の問題では、社会党は、安保条約をより侵略的なものにするための、安保特別委員会の国会設置に、それまでの反対の態度を一八〇度かえて賛成にまわった。さらに今年度国家予算に対しては、ふくらむ一方の軍事予算の削減要求を自らとりさげてしまった。最近の公然たる自衛隊の増強、安保の侵略的強化、むき出しの軍国主義宣伝は、憲法改悪勢力の日向関経連会長も自ら述べているように、社会党のこのような右傾化に励まされたものである。

【付属資料(38)】

# 公職選挙法改悪阻止をめざす決議

自民党は、再開された通常国会で公選法改悪案の趣旨説明を強行し、民社・公明・社会などの同調の下に、充分な討議もおこなわず成立させて、ことし七月初旬に予定されている東京都議会議員選挙に間にあわせようとしています。まさに切迫した事態になっています。

今回の公選法改悪案は、街頭演説の時間制限をする、機関紙宣伝カーや、ハンドマイクを締出す、後援会ステッカーを禁止する、公営掲示板以外の候補者ポスターを禁止するなどの重要な内容をもっています。このことは、言論の自由と政治活動の自由および国民の知る権利が最も保障されるべき選挙時において、現在でも不当に制限されている最小限の権利すら封殺し、国民の目・口・耳をふさぐ暗闇選挙をねらっていることは明らかです。

私たちは、いま問題になっている議員定数の不均衡や金権選挙など を放置したままで、党利党略による公選法改悪の策謀を断じて許すことはできません。

さらに、重大なことは、これらの規制が政党だけでなく、労働組合や民主団体にまでもおよぶということです。「政治活動を行う団体」の名の下に、警察の一方的で恣意的な判断で、あらゆる労働組合や民主団体が規制対象とされ、宣伝カーやハンドマイクの使用を禁止される危険性があるのです。

このような公選法改悪のたくらみを許さず、民主々義と私たちの活動を守るために、公選法改悪阻止のため、各職場で緊急に総決起し、当面次の行動を各分会でとりくみます。

一、すべての分会で反対決議をあげる。
一、すべての分会から、全政党へ要請電報を集中する。

右、決議します。

一九八一年二月二一日

京都府立高等学校教職員組合
臨時拡大闘争委員会

# 「大会決定無視」は言いがかり

## 大会は「早朝一時間」は決めていない

## 討論の自由の保障こそ組合強化の力

## 討論・見解発表の自由はどこに

## どうする？槇枝氏の「大会決定無視」

## 未来の出来事を今日知らせよ

## 「虚偽の宣伝をした」という虚偽の宣伝

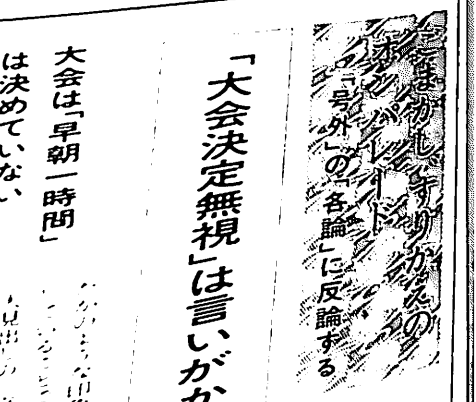


この京都府教職員組合執行部の配布資料は、全体的にたくさんの問題がありますが、とりわけ日教組運動の前進にとって問題なのは早朝一時間ストが、盛岡大会でその方向を決定、十月二十三、四日の中央委員会で最終決定したこと、これが公務員共闘の統一スト であることをまったく組合員に伝えていないことです。

ここに二つのごまかしがある。第一は、日教組盛岡大会で、「早朝一時間スト」が決定され

ようなものになるか、ここでは述べないのことを指して、時間内進行を自由にあやつれる組織力者にない非難するにすぎない。SF的教組運動の前進にとって問題なのは早朝一時間ストが、民社党の「保守・中道連合政権構想」の提起を批判して次のように決定している。この

> 政治革新の国民的な力をつくりだすことを困難にするものである。

ような政治路線は反国民・反平和を基調とする政治路線にほかならない。

> 労働組合は、組合員の労働条件の維持改善をはかるとともに、教育・文化・社会保障の充実など国民生活の向上をめざして、広範な国民各層と共同の輪をひろげ、国民的な運動を発展させるために努力しなければならない。

> 日教組は、教育の自主性を確立し、教育の民主的発展をはかるために、教育労働者の政治的・経済的地位の向上をめざすとともに、教育労働者の団結を強化し、教育労働者の権利を守るために闘う。

> 日教組は、教育労働者の政治的自由を確立するために闘う。

> 日教組は、教育労働者の生活と権利を守るために、教育労働者の賃金その他の労働条件の維持改善をはかるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の労働時間の短縮をはかるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の健康と安全をまもるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の適正な配置と過密過疎の解消をはかるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の研究と研修の自由と権利を確立するために闘う。

> 日教組は、教育労働者の地位の向上をはかるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の適正な処遇をかちとるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の適正な評価をかちとるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の適正な評価をかちとるために闘う。

> 日教組は、教育労働者の適正な評価

【付属資料(40)】



京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL(751) 1645

1981年3月4日発行 第228号 No.25

# デマで労働者の闘いは抑えられない

## ―日教組指導部による京教組攻撃に反論する―

1981年2月28日
京都府立高教組

### はじめに

日教組は二月十八日付で「都教組査問問題特集」と称する、「日教組教育新聞」号外（以下「号外」と呼ぶ）を発行した。「日教組教育新聞」は通常、各府県教組を通じて配布することになっているが、この「号外」は日教組本部から各分会への直送という手段がとられた。さらに驚くべきことに、東京都教組の組合員に対しては、何と組合員の自宅に郵送するという異常さであった。これに費やされた組合費はぼう大な額にのぼる。

この「号外」は、四ページ全面にわたって、反共攻撃を基軸にした、都教組・京教組・統一労組懇への口ぎたない悪罵で満たされている。京教組への攻撃は「京都執行部も大会決定無視」「統一闘争『否定する』＝組合民主主義にドロを」という見出しのもとに、第四面全体を使って行われている。

日本の未来を背負う青少年を育てるにあたり、何よりも真実を重んじてきた。それは「平和と真実を貫く教育を」という日教組のスローガンに結実している。

今、この崇高なスローガンの精神が、日教組指導部自身のドロ靴でふみにじられようとしている。この事実に我々は深い悲しみと怒りを覚えずにはいられない。真実は守りぬかなければならない。以下にこの「号外」に対する反論を記す。

## ばく大な組合費使って異常な攻撃

## 狙らの右傾化を隠すもの 「号外」の三つの狙い

### 「三万円以上」に激怒した宮塚氏

「八〇春闘のテツを踏むな」という広汎な労働者の批判と要求の高まりに押されて、総評は、昨年の秋、闘金アンケートを行った。これに回答した労働者は一一〇万名にのぼった。三万円以上の項目を選んだ労働者は、実に六六%に達した。しかし総評が決めた要求額は二〇%（平均一万八千円～二万円）。「何のためのアンケートか」全国の労働者の怒りはさらに強まっている。

統一労組懇の中西代表委員が、「私たちは『だれでも三万円以上』の要求で討議にかける」と言明した時、宮塚総評事務局長は激怒し、そして遂には哀願とも思える態度を示したという。

この事実は、今回の、知性も真実もなく、民主主義さえも否定する、なりふり構わぬ攻撃の背景に何があるのかを雄弁に物語っている。

### 各県役員選への露骨な介入

この「号外」の発行の狙いは次の三つにある。

第一は、今、各県で行われている組合の役員選挙で、統一労組懇や革新統一の運動を前進させようとする人々の進出を抑え、幹枝指導部に同調する勢力を伸ばそうという狙いである。

緊急事態が発生したわけでもないにもかかわらず、この二月という時期に、四ページだてで、しかも分会直送という非常手段をとり、ばく大な額の組合費を注ぎこんで発行した理由はここにある。

投票日が目前に迫っていた東京教組の組合員に対しては、自宅に郵送をしたという事実が、何よりもこの狙いを雄弁に物語っている。「しかし、日教組指導部にとって気の毒なことに、都教組の現執行部は全員再選された。

各県の組合員にとって、京都・東京でのとりくみの詳しい事実を調べることは至難である。事実にもとづく反論を準備するいとまを与えない形で「号外」は発行されたわけである。事実、各県の職場では、この「号外」に呼応して、同じ論調の激しいキャンペーンが行われている。組合費を私物化しての露骨な選挙介入であると言わねばならない。

### 「統一労組懇怖し」の一念

第二は、労働者の切実な要求を無視した総評・日教組の急激な右傾化に対する組合員の怒りをそらし、同時に、日ましに期待の高まる統一労組懇のイメージを失墜させることを狙ったものである。

それは、この項の冒頭に示した事実を見るだけでも十分であるがもう少し説明しよう。

「安保条約も自衛隊も認めます」＝「共産党は排除します」と誓約して、自民党の大歓迎を受けながら結ばれた「社公政権合意」を推しすすめる総評・日教組指導部。

日本労働運動の一大潮流となっている。日教組指導部は、統一労組懇に結集する多くの労働組合の中から、「総評や日教組が社会党に何億円もの組合費をさし出しているように」共産党に一円でも献金したり支持を決めたりしている労組名を一つたりとも挙げることはできない。

我々は、共産党が統一労組懇の運動の趣旨に期待し、理解、激励をしてくれている事を大いに歓迎する。そして、政党との間で「一致する要求」にもとづいて協力し合い、共同で闘うことは、組合員の要求を実現する上で、きわめて大切であると考える。しかし、そのことは、特定の政党を支持したり、組合費を献金したりすることは全く別である。

今、反動勢力や一部の反動的なマスコミは、民主勢力の各種の運動にことごとく「共産党」のレッテルを貼り、反共キャンペーンをくり広げて日本の右傾化・ファッショ化を計り、国民要求を抑えこもうとしている。

今回の「号外」による攻撃はこれと見事に呼応しているではないか。

一九五〇年、京都府知事選に立った今は亡き蜷川前知事は、吹きすさぶレッドパージの嵐に立ち向かって、大群衆を前に「反共は戦争前夜の声」と熱弁をふるった。その二ヵ月後、朝鮮戦争がひき起こされた。我々は今、この事実を生々しく思い起こす。

以下に「号外」による京都攻撃の部分に関して、彼らの「論」の流れに従って反論を加える。

次頁へつづく

# なぜ、今「四・一七問題」を出すのか

## 共産党はすでに総括ずみ

「号外」は、十七年前のいわゆる「四・一七問題」における共産党の誤りを持ち出して次のように述べている。

> 京都教組執行部は共産党の「四・八声明」別項の際にも大きな誤りをおかしています。
>
> 一九六四年春闘で共産党がスト反対声明をだすと同時に、京都執行部は二割休暇闘争の返上を一方的に決定しています。

共産党の「四・八声明」が、この年の春闘と労働者に大きな否定的影響を与えたことは事実である。そうして、京教組もまた、この影響を受けたであろう。この事件は、労働者・国民の立場に立つ革新政党が誤りを犯すなら、いかに大きなマイナス的影響を与えるかを痛切に感じさせるものであった。

共産党はこの誤りに早期に気づき、三ヵ月後の七月の第九回中央委員会総会および十一月の第九回党大会で自己批判を行い、その内容を内外に明らかにした。その自己批判は徹底したものであり、何が、どのように間違っていたのかという点だけでなく、なぜそのような誤りを起したのかまで精細に分析をし、この苦い教訓を今後の活動に実践的に生かす決意を明らかにした。誤りを犯したとはいえ、この態度は、労働者・国民に責任を持つべき革新政党にふさわしい誠実な態度であったと言えよう。共産党によって引き起こされた問題は、共産党自身の手によって誠実に総括されたのである。

## 「政党からの独立」は労組運動の大原則

問題は、既に整理ずみの十七年も前の事をなぜ突然持ち出したのかということである。その目的は冒頭に述べたように二つある。

一つは、統一労組懇や京教組が、共産党に「ひきまわされ」、「支配」されているかのように描き出したいからである。現に「号外」では「今日の統一労組懇の共産党支配にそれが実証されています」と、何のまともな論証もなく述べている。

もう一つは、政党による「労組引きまわし」、「労組支配」の典型である、総評や日教組の「特定政党支持」によってひき起こされている数々の害悪の実態を覆い隠すためである。泥棒は、自分が追われた時、「泥棒、泥棒」と叫んで人の目をくらますというそうである。

我々は、世界と日本の労働運動の歴史から教訓を学びとり、政党と労働組合の正しい関係をすでに早くから確立している。「政党支持の自由」、「一致する要求にもとづく政党との協力、共同」がそれである。我々はこの原則を厳格に守っている。組合費を政党にビタ一文献金したこともなければ、組合員を特定政党の選挙活動にかりたてたり、政党機関紙を組合ルートで配ったりしたことも一度もない。

※政党への献金について厳密に言えば、我々は自分たちの意志に反して、京教組全体で年間約五〇〇万円の献金を「日教連運営金」の名で、日教組を通じて社会党に対して払わされている。この額が一円欠けても、日教組の機関会議への出席権が奪われるからである。統一労組懇もまた、「資本からの独立」と共に「政党からの独立」のスローガンを高々とかかげて活動している。

## 被害与え続ける一党支持路線

これに比べて総評・日教組はどうか、「社会党一党支持」を義務づけ、何億円という献金をする、機関紙で社会党候補者の宣伝はする、組合員を社会党のビラまきや踏よみに動員する、全電通労組などに至っては、これを批判した組合員を村八分にし、除名処分までしている。

その結果どういう事が起こっているか。社会党が犯した誤りの多くが、総評・日教組にそのまま持ちこまれ、そのたびに労働者・国民は大きな被害を受けている。

社会党は二回で革新的役割を果したこともあるが、これまで数々の誤りを犯してきた。一九四八年、社会党が加わった政府の、しかも社会党の労働大臣（加藤勘十氏）のもとで我々公務員労働者はストライキ権を奪われた。一九五〇年、アメリカがひき起した朝鮮侵略戦争で、社会党は米軍を中心とした「国連軍」を支持し侵略に手を貸す結果となった。このような古い話だけではない。近くは、京都・大阪の知事選に典型的に見られるように、次々と革新自治体つぶしを行なって京教組が共産党の言いなりになっているということの証拠のよう に扱っている。この発言が誤りでなかったことは歴史が証明している。全国二〇〇〇の地域に結成され史上空前の大闘争を生み出した安保共闘組織は一九六〇年を過ぎて後、多くの民主勢力の要請にもかかわらず、遂に再開されなかった。安保共闘の再開に頑強に反対して分裂の役割を果たした人々の中に、アメリカと日本の政府・財界の計略にもとづいて防衛したことも、労働運動に少しくわしい人なら誰でも知っていることである。

## 組合ファシズムの表われ「スト反対者」除名論

「号外」はさらに、四・一七問題でストライキに反対した組合員が全電通などで次々と除名された事を挙げ、これが正当なことであるかのように述べている。

これこそ、日教組指導部の反民主主義的な体質を問わず語りに語ったものである。労働組合の戦術について、それがストライキの場合であれ、他の場合であれ、組合員は誰でも自分の個条にもとづいて自由に発言し権利を持っていることは前に述べた通りである。ストライキに反対したからという理由で除名処分がまかり通るとすれば、それは一個の組合ファシズムであると言わねばならない。

現に、当時の総評の岩井事務局長自身も、電通などの除名処分を批判して次のように述べている。

> 「私としては、電通などのような除名処分はすべきでない。五波攻なんて言わずにすんだろう今度のことで、反共気運が高まるにつれ」と考え始めている。この役割を果たした人々の中に、アメリカと日本の政府・財界の計略にもとづいて防衛したことも、労働運動に少しくわしい人なら誰でも知っていることである。

総評・日教組指導部が、いかに日教組指導部はそれでもなお「スト反対者の除名処分は正しい」と言い張るのだろうか。それなら、京教組一万五千名の九一%強の組合員をはじめ、「早朝一時間スト」に賛成しなかった全国の組合員（それは日教組組合員の半数を越える数である）を除名処分しなければならぬことになる。

我々は、日教組指導部のこのような考えが、衝動的に出た本音ではないことを期待する。なぜなら、それでは余りにも日本の民主主義や日教組組合員、日本の子どもが不幸であるから。

## 分裂主義者の存在は歴史が証明ずみ

つけ加えておけば、「号外」は、四・一七問題の当時、日教組大会で京都の代議員が、

> 「……きわめてひとにぎりの分裂主義者が意図的に安保共闘の再開を妨害している。……今日の日本の労働運動のきわめてひとにぎりではあるけれども非常に危険な分裂主義者があるということを明らかにしなければならない」

と発言したことを挙げ、これを京教組が共産党の言いなりになっているということの証拠のよう に扱っている。この発言が誤りでなかったことは歴史が証明している。全国二〇〇〇の地域に結成され史上空前の大闘争を生み出した安保共闘組織は一九六〇年を過ぎて後、多くの民主勢力の要請にもかかわらず、遂に再開されなかった。安保共闘の再開に頑強に反対して分裂の役割を果たした人々の中に、アメリカと日本の政府・財界の計略にもとづいて防衛したことも、労働運動に少しくわしい人なら誰でも知っていることである。

総評・日教組指導部が、いかにやっきになってデマで我々や統一労組懇を攻撃しようと、労働者、国民はだまされない。デマで労働者・国民の要求と闘いを抑えつけようとしても、それはできない。

先頃行われた合化労連結成三〇周年レセプションに出席したマスコミ用語を借りれば「総評主流派」の大単産の委員長が語ったそうである。「統一労組懇だけが我々の灯台です。がんばって下さい」と。

我々もこの誇りある隊列の一員である。

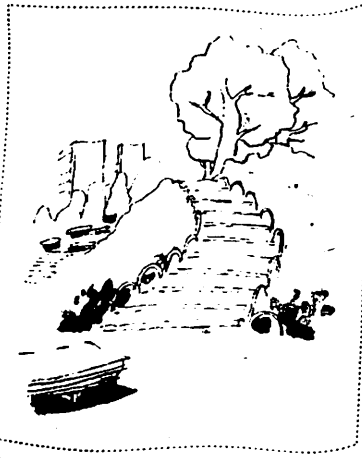

## おわりに

日本の労働者は今、六年ぶりという実質賃金の目減りの波にさらされている。中小企業の倒産は五年連続一万件を突破している。他方、大企業は空前の大もうけを続けている。そして、

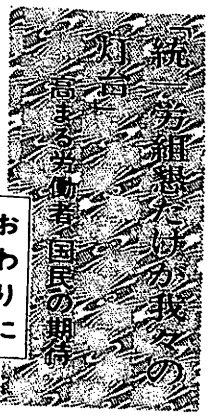

朝一時間のストを提起しているのです。京教組は、このようなストだけでは、教職員をふくむ公務員労働者と民間労働者・国民との連帯感を拡大するだけで、広範な勤労国民を味方につけて反動勢力を包囲するといった私たちのたたかいの基本から離れていくばかりだと考えます。

この文のどこに「日教組執行部」が勝手に提起したかのような表現があるというのだろう。この文からそんな読みとり方をするのは、よほど日本語を読む力が衰えているせいか、もしくは、極端な被害妄想にかられているせいでないか。そうではなくて、各県の組合員が事実を知らないのをいいことに、日教組指導部がデタラメを書いているのなら、これこそ正に「虚偽の宣伝」をするという、指導者としての最悪の行為である。

## 「前向きでない」のは日教組

### 60歳定年制を自ら要求した横枝氏

「号外」はさらに続けてこうも述べている。

京都教組執行部は全国連帯で「退手・定年をたたかう」という前向きの姿勢ではなく、自らが加盟している日教組の決議機関の決定を無視し、独自的指導で組合員を引き回そうという姿勢をあらわにしています。

「退手・定年をたたかう」という前向きの姿勢（でないのは、どちらだろうか。考えてみれば、京教組討議資料が日教組指導部について、少したかったポーズをとるために、申訳のように早朝一時間のストを提起しているのです」と評していることは見方によっては、大変きびしい表現である。日教組指導部が本当に「前向きの姿勢」でたたかっているつもりであったなら、多くの県教組代表が批判したのは当然である。これに対し、横枝委員長は「民間ではこれが要求になっているのだからやむをえない」という趣旨の開き直った答弁をしている。

横枝議長のとったこの奇怪な行動に対し、日教組戦術会議でも「前向きの姿勢」でたたかっているつもりであったなら、この点についても少し具体的に日教組指導部（特に横枝委員長）のとった行動を批判している。

そして許しがたいことは、この九月十六日、横枝委員長（総評議長）自らが同盟など他の労働団体と共に、「六十歳定年法」の制定をはかろう」よう、政府に申し入れている（九月二十五日付「総評新聞」）ことです。

この横枝委員長の行動と、「働く能力と意欲が十分ある公務員労働者を、六十歳以上働くことはまかりならん」と法律で強制し、一方的に首を切る法案」だとする日教組の、定年制法案への批判（十月九日付日教組討議資料）との矛盾がしかい矛盾を日教組指導部はどう説明するのでしょうか。

### 60歳定年制で退職金も大打撃

六十歳定年制が成立すればそれはただちに退職金問題に影響を与える。この点は日教組自身がつくったパンフレット「退職金の「統一要求」の中にさえ、次のように記している。「定年制が法制化されると、現在の退職手当の優遇措置がなくなる。国の要求にすえられない状況だから、退職勧奨に応じた方が得だ」という強制退職勧奨の攻撃が強まります。（16頁下段）」

もし、六十歳定年制がしかれた場合、六十歳で退職する人は形式上は「勧奨」による退職にならないわけだから、優遇措置を受けられなくなる恐れが強い。たとえば、三十五年勤続で教育職(2)表二等級、37号俸の人が六十歳で退職する場合どうなるか。優遇措置が適用される場合と、定年制のために適用されない場合とでは、京都の場合、何と七百八十万円もの差が出る。

この一事をもってしても、横枝委員長の行動の犯罪的意味は明白である。横枝氏はこう弁解するかもしれない。「あれは民間労働者についての申し入れだ」と。しかしそれは弁解にならない。申し入れ文書では「中高年齢者の雇用確保のため「六十歳定年法」（仮称）の制定をはかるとともに、六十歳以降の雇用保障の制度について、早急に着手すること」とあるだけで、どこを探しても、民間労働者に対してなどの言葉は見当らない。含む様な戦術」は、爆発的な力を発揮するだろう。このような「大会決定無視」がある。日教組指導部は「号外」を出していぬえんである。

どちらが「前向き」かは一目瞭然ではないか。

### 定年・退手欠落の春闘共闘

### 統一労組懇は重点要求に

日教組指導部のこのような態度と対照的に統一労組懇や教組こそは、まさに「前向き」の闘いを展開している。

総評を中心とする中央では、民間の一部労組の支持、協力が得られず、未だにこの課題での官民一体の闘いが成立していない。春闘共闘が出しにくい大きな壁の中でさえ、この課題をすべき春闘の中でさえ、この課題を春闘共闘の要求にすえられない状況だからこそ、日教組指導部が本気で考えているとするなら、それは、指導者としての資格さえ疑われることになる。

これに対し、京教組など統一労組懇に結集する多くの教組は、この課題を大胆に統一労組懇に提起し、多くの民間労組の支援も得て、統一労組懇の大運動の重要課題として位置づけてたたかってきた。統一労組懇が呼びかけて八万名を結集して成功させた、昨秋の一一・六中央大行動では、まさに官民一体となってこの課題での中央交渉が行われた。

そして今、府立高教組各分会は、民間労組との要求交流を強めつつ、この定年・退手問題を訴え、対政府要請書の賛同署名を広げるとりくみを進めつつある。「公務員の待遇切り下げはともに、六十歳以降の雇用保障の制度について、早急に着手すること」とあるだけで、どこを探しても、民間労働者に対して的に広まった時、我々の「ストなどの言葉は見当らない。含む様な戦術」は、爆発的な力を発揮するだろう。このようなここにも横枝委員長による重大な「大会決定無視」がある。日教組指導部は「号外」を出していぬえんである。

どちらが「前向き」かは一目瞭然ではないか。

### 発言させないで「口を閉じたまま」とは

こっけいなのは「号外」の次のくだりである。

「京都の執行部は、各支部や分会が京都の機関決定を破り、勝手なことをして も許すのか」という戦術会議での質問に、京都の代表は口を閉じたままでした。

現場に居た者でない限り、これを読んだ人は誰でも「京教組はやはり何か不都合なことをしたのだろうか」と思うであろう。事実は極めて簡単である。この趣旨の「質問」が出たのは、京都の代表は反論の機会を与えられなかったのである。反論の機会を与えないで「口を閉じたままでした」などと言うのは余りにも低劣なペテンである。生徒に設問しながら当人には答える機会を与えないでおいて、当人の親に「あなたの息子は質問しても口を閉じたままでした」という教師がいたとしたら、彼はたちどころに教師として失格」と言われるだろう。京都ではそうなるのが普通であるが、日教組本部ではどうなっているのだろうか。

### 指摘した事に答えない者に○はつけられぬ

「号外」は、京教組討議資料の「総評・日教組の執行部は、昨年十月以来、共産党排除・安保自衛隊容認の社会政権構想合意をふみ台にして、自民党＝大企業の番頭をつとめる民社＝同盟と手をむすんできました。」ということは、彼らの言葉を借りるまでもなく、まさに「大会決定無視」で弁解」している。

彼らがいくら弁解しようと、事実は明白である。横枝氏を頭にいただく春闘共闘会議は遂に、今年の春闘方針から、これまで一貫してかかげてきた「安保廃棄」の課題をおろしてしまった。それはかりではない。横枝議長ら

### "民社主導"を証明した横枝答弁

ところで、日教組指導部は、右のように「反論」することによって、余計に理屈が合わなくなってしまったことに気がついているだろうか。日教組執行部の安保・自衛隊反対の立場を本気で考えているなら、安保・自衛隊容認の社会合意支持を決めたことは、彼らの言葉を借りるまでもなく、まさに「大会決定無視」で日本の平和を左右するこんな重大な問題についてさえいかにいかげんな態度であるかが手にとるようにわかる。"弁解"ではないか。

は、先に挙げた労働四団体の対政府申し入れの文書で「防衛予算の過度の拡大を招くことのないようにすること」としている。すなわち「防衛予算の拡大」そのものに反対するのでなく、それが「過度」にならないようにが「共産党排除、安保・自衛隊容認の社会連合政権合意をふみ台にして」、「民社＝同盟と手をむすんで」きたことを指摘しているのである。彼らがこれを、「一方的なデマと中傷」と言うならば、右の指摘そのものに対して、事実は事実と違う」ということを言わねばならない。ところが彼らは「社会合意は共産党排除、安保・自衛隊容認ではない」とも言えない。「日教組は民社＝同盟と手をむすんではいない」とも言えない。「日教組が安保・自衛隊反対が四つに組んでいる」といくら言っても正しい答にはならないのである。これが学校の例でいえば出題の意図に合わない「答」をいくら書いても「×」がつけられるのと同じ理屈である。

日教組運動方針に明記されている「日米安保条約を廃棄し、反基地、反自衛隊」などを組合員に正しく伝えることなくこのような「一方的なデマと中傷で、「二九分

次頁へつづく

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1980年
5月30日
第4号
(No 207)

# 府教委の不当な通達を排し、衆院・参院両選挙闘争に勝利しよう

府立高教組

**全組合員のみなさん**

国民の怒り、不信を背景に内閣不信任案が成立し、史上はじめての衆・参両院選挙がはじまろうとしています。

私たちは、この選挙を国民生活の破壊と軍国主義の全面復活の狙いをあらわに示す自民党反動勢力と、これに追随し、補完する反共野党の伸長を許して暗黒日本への道すむのか、これと対決してたたかう革新統一勢力を大きく前進させて、生活向上、平和と民主主義の日本への道へすり拓くかの大きなたたかいとして位置づける必要があります。

また、衆院選・参院選の結果は、労働戦線の動向にも直接大きな影響を二年たらず後に迫った知事選の動向にも、与えます。

したがって、わたしたち府立高教組は、組合員の生活と権利を守るために、さらには迫りくるファシズムと戦争の危機を打開し、「教え子をふたたび戦場に送らない」誓いを実現するためにも、この選挙戦の重大な意義や情勢についての学習を強めるとともに広範な人々への宣伝を強化して、革新統一勢力の勝利のために全力をつくさねばなりません。全組合員が自らの支持する政党・候補者の勝利のために総決起されることを心から訴えます。

## 府教委の不当な通達

府教委は、五月二十日付で、「参議院議員通常選挙及び衆議院総選挙における教職員の服務規律の確保について」なる通達を、各学校に送付しました。

この通達は、府教委の従来の姿勢を後退させたものであるばかりでなく、以下にのべるように憲法で保障された教職員の権利を侵害し、正当な労働組合の活動をもふうじこめようとする、きわめて不当なものだといわざるを得ません。

(1) 今回の通達は、教育公務員特例法・地公法などの禁止条項のみをことさらに列挙し、教職員の政治活動・選挙活動があたかも全面禁止されているかのようにいっています。

私たちは当然、国民として、労働者としての政治活動・選挙活動の自由を憲法上も、また憲法である公選法によっても保障されています。にもかかわらず、通達は私たちが憲法違反であるとして指摘をしている、まさに一部の禁止条項のみをとりあげ、あたかも教職員は、なんら政治活動・選挙活動の自由もないかのように印象づけようとしているのです。

かりに百歩をゆずって、このような通達を府教委がどうしてもださなければならないとしても、教職員にもできる選挙活動と並記すべきものであると考えます。したがって、この通達は、私たちは断じて認めることはできませんし、府教委に撤回を求めます。(すでに抗議と返上の申し入れは行なってあります。)

(2) 第二にこの通達の不当な点は、私たち教職員が父母・府民の信頼を真に切るような行為をするという予断と偏見にもとづくものだということです。

通達は、「……一般公務員が違法な行為を行ない、父母・府民の教育に寄せる信頼を損うことのないよう……」とあたかも教職員が「父母・府民の信頼にそむく」ような行為をするかのごとくいっています。私たちは、常に父母・府民との信頼関係を大切にし、相互の信頼関係を発展させるなかでこそ、今日の教育をよりよく前進させることができるという立場に一貫してたっており、そのために、教育懇談会、教育大運動、請願運動などを通して日常的にもとりくんできています。

(3) このようにいうことは、(前回の通達はそうでなかった)従来の府教委の教職員を信頼する立場を変質させつつあることを如実に示しています。

このように通達は、教職員の正当な政治活動・選挙活動の足をとめ、不当に制限しようとする露骨な意図をもつ内容です。府教委が一方で、私たちの教育条件・労働条件の正当な要求に対して誠実に応えていない現状をみると立ちあがっている教職員の活動を抑圧することは、まさに戦争勢力に手をかす行為であることを思うとき、強い怒りを禁じえません。府教委の猛省を促すものです。

(4) また、この通達ともかかわって、一部の管理職の不当な攻撃が予想されますが、万一そうしたことがあれば、政治活動・選挙活動の自由妨害として、きびしく対処していかなければなりません。ただちに本部に報告して力を合わせてたたかいましょう。

(5) 以上にみてきたように、府教委の今回の通達は、不当なものですから、その不当な通達をはねかえすためにも、私たちは、一層旺盛な選挙活動・政治活動によって、革新統一勢力の前進をめざして断固とりくみを進めましょう。

以下、法律家とも相談して、教職員のできる活動をまとめましたので、活用して下さい。

## 【付属資料(41)】

東京都教組および増田委員長に対する不当な査問を糾弾する決議

日教組査問委員会は、東京都教組および増田都教組委員長に対して、近く処分の結論を出すと伝えられている。「統一労組懇への加入を決定した」ことを唯一の理由とした不当な査問は、次の二点で労働組合として重大な誤りである。

第一に、日教組幹部がにわかに強めた「右傾化路線」「国民運動路線」に対する正当な批判を、統一労組懇を攻撃することで切り抜けようとするものである。80春闘での「八%要求」の誤りに続いて、今春闘での「十二%要求」という、独占資本から与えられる自滅要求で、闘う体制を弱体化させるという総評指導に追随し、組合員に対する裏切り行為をおこなっておきながら、それに対して批判し、積極的に独占資本と闘うことを許さないという態度である。

第二に、日教組が連合体であるにもかかわらず、都教組の規約にもとづく決定に対し介入するというファッショ的態度である。京教組・府立高教組は、定年退手闘争を天皇宣伝と民間労組への理解の拡大を狙とした闘争方針を決定しましたが、これに対して不当な攻撃を試せた日教組幹部を府下の全職場に直送するという介入もおこなってきた。また、都教組の組合員に対しては、統一労組懇と、都教組の民主的幹部への攻撃を全面的にとりあげた日教組新聞を全組合員に送りつけ、都教組の役員改選を有利に進めようとしてくるなどはその一例である。

第三に、このような重大な組織問題の決定にあたってただ単なる規約・規定違反を犯してきたことである。自らの不当な策動のつじつまあわせのために規約改悪をし、それを遡及させるといった行為や、定期大会前の査問委員会設置を決めたという執行委員会が定数に充たず未成立であった等、数えあげればきりない。「教え児を戦争に送るな」の旗を掲げる日教組が、日ら民主々義をないがしろにすることは許しがたいことである。

東京都教組と増田委員長が、平和と民主々義、大幅賃上げ、定年・退手阻止、国民の諸要求実現をめざし、8/春闘勝利のために奮闘されている時に、日教組幹部が、都教組と増田委員長に攻撃をかけることは、政府自民党・独占資本の反国民的たくらみに手をかすものであり、組合員・国民の願いにそむくものとなっている。

京都府立高教組評議員会は、東京都教組および増田委員長への不当な査問を直ちに中止することを強く要求すると共に、このような行為が再びくりかえされることのないよう、日教組の民主々義の回復とその基本にかかわる特定会派支持の廃止をすることを強く要求する。

右、決議する

一九八二年四月十一日

京都府立高等学校教職員組合　第一回臨時総会

## 党派別の当選者

| | 衆院 合計 | 衆院 前 | 衆院 元 | 衆院 新 | 衆院 選挙区 | 参院(地方区) 合計 | 参院(地方区) 現 | 参院(地方区) 元 | 参院(地方区) 新 | 参院(地方区) 計 | 参院(全国区) 現 | 参院(全国区) 元 | 参院(全国区) 新 | 参院(全国区) 計 | 改選数 地方 | 改選数 全国 | 改選数 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自民 | 284 | 240 | 26 | 18 | 258 | 69 | 35 | 0 | 13 | 48 | 11 | 0 | 10 | 21 | 44 | 14 | 66 |
| 社会 | 107 | 87 | 13 | 7 | 107 | 21 | 10 | 0 | 3 | 13 | 7 | 0 | 1 | 8 | 17 | 10 | 25 |
| 公明 | 33 | 32 | 1 | 0 | 58 | 12 | 3 | 0 | 0 | 3 | 6 | 0 | 3 | 9 | 5 | 9 | 14 |
| 民社 | 32 | 32 | 0 | 0 | 36 | 6 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 | 1 | 4 | 1 | 3 | 6 |
| 共産 | 29 | 27 | 0 | 2 | 41 | 7 | 4 | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 3 | 5 | 6 | 5 |
| 新自民 | 12 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 社連 | 3 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 諸派 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無所属 | 11 | 6 | 2 | 3 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 3 | 5 |
| 計 | 511 | 430 | 46 | 35 | 511 | 8 | 1 | 0 | 4 | 5 | 2 | 0 | 1 | 3 | | | |
| | | | | | 欠員1 | 125 | 55 | 0 | 21 | 76 | 31 | 1 | 17 | 49 | 欠員1 | 欠員4 | 126 欠員1 |

## 衆院京都1区 開票

| 区役所・支所 | 奥田 | 国枝 | 永末 | 藤原 | 竹内 | 田中 | 梅田 | 竹村 | 兼城 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北 | 9845 | 2988 | 8711 | 14169 | 6452 | 9378 | 1642 | 4801 | 184 |
| 左京 | 6678 | 1851 | 6261 | 11072 | 5533 | 7601 | 1037 | 3090 | 102 |
| 中京 | 12693 | 4851 | 11980 | 27148 | 8279 | 12947 | 18249 | 7547 | 312 |
| 東山 | 8885 | 1856 | 8159 | 11518 | 6037 | 8970 | 1498 | 4096 | 127 |
| 下京 | 8514 | 1838 | 4188 | 801 | 3718 | 4625 | 5355 | 3069 | 57 |
| 伏見 | 12624 | 2524 | 5908 | 1437 | 8182 | 5528 | 10869 | 8253 | 176 |
| 右京 | 7387 | 901 | 6188 | 8483 | 5262 | 8804 | 1310 | 3763 | 112 |
| 西京 | 7102 | 1891 | 4891 | 1209 | 7895 | 6443 | 10303 | 4000 | 136 |
| 計 | 70914 | 18101 | 56281 | 81387 | 51358 | 65296 | 50763 | 38619 | 1206 |

# 開票結果

選管最終発表

## 衆院

### ◇一区（定五―9）

当 七〇九一四 奥田 幹生 52 自新
当 六五二九六 田中伊三次 74 無前
当 五六二六一 永末 英一 62 民前
当 五一三八七 藤原ひろ子 54 共前
当 五一三五八 竹内 勝彦 42 公前
当 五〇七六三 梅田 勝 52 共前
▽ 三八六一九 竹村 幸雄 50 社元
▽ 一八一一〇 国枝克一郎 45 無新
一二〇六 兼城 明男 32 諸新

### ◇二区（定五―7）

当 一八二九二二 前尾繁三郎 74 自元
当 一一九六三一 谷垣 專一 68 自前
当 一一三六四九 玉置 一弥 35 民前
当 一〇四一二二 寺前 巌 54 共前
当 九四一〇五 西中 清 48 公前
▽ 九四〇五三 山田 芳治 55 社前
▽ 四九四三一 有田 光雄 50 共新

## 参院

### ◇地方区（定二―3）

当 五一三三八九 上田 稔 66 自現
当 二九七七四五 神谷信之助 56 共現
▽ 二五一七七二 杉山 正三 44 社新

▽印は選挙無届次点者

## 衆院党派別得票数

（選管終了）

| | 得票数 | 比率(%) | 前回の比率(%) |
|---|---|---|---|
| 自民 | 28,262,438 | 47.90 | 44.59 |
| 社会 | 11,400,746 | 19.31 | 19.71 |
| 公明 | 5,329,941 | 9.03 | 9.78 |
| 民社 | 3,896,728 | 6.60 | 6.78 |
| 共産 | 5,803,612 | 9.83 | 10.42 |
| 新自ク | 1,766,396 | 2.99 | 3.02 |
| 社民連 | 402,832 | 0.68 | 0.68 |
| 諸派 | 109,167 | 0.18 | 0.13 |
| 無所属 | 2,056,966 | 3.48 | 4.89 |
| 合計 | 59,028,826 | 100.00 | 100.00 |

## 参院党派別得票

### 地方区（選管終了）

| | 得票数 | 比率(%) | 前回比率 |
|---|---|---|---|
| 自民 | 24,533,082 | 43.27 | 39.46 |
| 社会 | 12,715,880 | 22.43 | 25.88 |
| 公明 | 2,817,379 | 4.97 | 6.19 |
| 共産 | 6,652,310 | 11.73 | 9.96 |
| 民社 | 2,917,239 | 5.14 | 4.48 |
| 新自ク | 349,989 | 0.62 | 5.70 |
| 社民連 | 0 | 0 | 1.16 |
| 諸派 | 628,054 | 1.11 | 2.30 |
| 無所属 | 6,086,620 | 10.73 | 4.80 |
| 計 | 56,700,553 | 100.0 | 100.0 |

### 全国区（24日午前2時現在）

| | 得票数 | 比率(%) | 前回比率 |
|---|---|---|---|
| 自民 | 21,760,966 | 42.84 | 35.83 |
| 社会 | 6,755,225 | 13.30 | 17.37 |
| 公明 | 6,039,604 | 11.89 | 14.16 |
| 共産 | 3,683,214 | 7.25 | 8.41 |
| 民社 | 3,019,695 | 5.94 | 6.68 |
| 新自ク | 313,647 | 0.62 | 3.86 |
| 社民連 | 558,139 | 1.10 | 2.80 |
| 諸派 | 1,506,098 | 2.96 | 3.40 |
| 無所属 | 7,165,647 | 14.10 | 7.43 |
| 計 | 50,802,235 | 100.0 | 100.0 |

# 新しい民主府政の建設をめざす府民へのアピール(案)

## —京都府知事選挙を一年後にひかえて—

一、わたくしたち京都府民の暮らしと身近な政治にとって、重大な影響をもつ府知事選挙が、いよいよ一年先に迫りました。

自民党勢力に牛耳られた京都府政に終止符をうち、新しい民主府政の建設をめざす、私どもの良識と勇気に依拠し、努力を重ねてまいりました。

私どもは、あたらしい民主府政の建設をねがうすべての勢力の結集をもとめて、①府民の暮らしと経営を守る、②憲法擁護、③自民党政治反対、の三つの立場での一致、共同闘争を提唱してきました。

また、広範な府民のみなさんの期待にこたえる、知事選の共闘体制確立をめざし、各界連絡会と、社会党、共産党、京都総評の四者の協議を呼びかけてきたところです。

このよびかけは、民主府政の建設をねがうすべての勢力にとって道理にかなったもので、府民のみなさんのねがいに誠実であろうとするものにとっては、当然の努力であり、また、ただちに具体化できるものであると考えます。

自民党林田陣営が、事実上の選挙戦をはじめているこんにち、このよびかけの内容が実現されていないことは、実に遺憾であり、広範な府民への責任という立場からは、許されるものではないというべきでありましょう。

私どもは、遅くとも知事選一年前には、たたかう体制の確立が必要であるという立場から、ただちに四者の協議をおこない、四月末には一定の結論に到達しうるよう、責任ある人々の決断と努力をあらためて要請するものであります。

二、私どもは、知事選勝利をめざして、広範な勢力の結集と、より広範な共闘体制の確立のために、一層大きな努力と、ねばりづよい共闘活動を積み重ねていかねばなりません。

それと同時に、知事選の告示日が十一ヵ月先に迫っていること、自民党林田陣営の巧妙で、急速な動きなどの事実を、正しくふまえて、広範な府民的規模の知事選闘争が本格的にたたかえるようにするために、共闘体制の確立が一日も早く、また何よりも必要であると考えるものです。

したがって、私どものめざす四月末にむけての努力が、かりに期待どおりに、ただちにみのらない場合でも、その時点での状況を的確にふまえて、私ども各界連絡会の提唱・よびかけに賛同していただける勢力(政党・団体・個人)によって、政策・候補者・共闘組織のあり方などについて、早急に協議し、態勢をつくり自民党陣営に負けない活動の展開をめざさなくてはならないと考えるものです。

三、財界本位の冷たい自民党林田府政の反府民、反動化の政策が進行している状況のもとで、新しい民主府政建設への、広範な府民の期待とねがいに応える努力こそ、府民を愛し、府民のために生きぬかれた、今は亡き蜷川虎三前知事の遺志を受け継ぎ発展させる唯一の道でもあります。

府民こそ府政の主人公です。

京都の府政を自民党から二五〇万府民の手にとりもどし、新しい民主府政を建設することは広範な府民の良識と勇気によって必ず実現できるものと確信します。

各界連絡会はそのため、府民のみなさんと力を合わせ全力をあげて奮闘することをあらためて決意し、あわせて広範な府民のみなさんと、民主・革新勢力の総決起を訴えるものです。

一九八一年四月十一日

京都民主府政各界連絡会第二回全体会議

## 参院選候補者別得票数

| | | 神谷信之助（共現） | 上田耕一郎（自現） | 杉山正三（社新） |
|---|---|---|---|---|
| 京都 | 京都市 | 180258 | 267534 | 139037 |
| | 京都市上京区 | 17149 | 25490 | 11816 |
| | 京都市左京区 | 14311 | 22051 | 8873 |
| | 京都市中京区 | 14537 | 22792 | 16778 |
| | 京都市東山区 | 7721 | 13234 | 10303 |
| | 京都市下京区 | 14666 | 21285 | 5955 |
| | 京都市南区 | 10928 | 19846 | 13804 |
| | 京都市右京区 | 12723 | 16686 | 8516 |
| | 京都市西京区 | 23316 | 33756 | 9466 |
| | 京都市伏見区 | 11532 | 20386 | 17439 |
| | | 29694 | 40453 | 8362 |
| 福岡 | 福岡市 | 7114 | 17917 | 26725 |
| 静岡 | 静岡市 | 8520 | 25455 | 7338 |
| 岡山 | 岡山市 | 4854 | 11632 | 9758 |
| 広島 | 広島市 | 16950 | 26376 | 4461 |
| 長崎 | 長崎市 | 3173 | 9490 | 16791 |
| 熊本 | 熊本市 | 7080 | 16979 | 3131 |
| 大分 | 大分市 | 9460 | 13726 | 5770 |
| 宮崎 | 宮崎市 | 6503 | 8782 | 8579 |
| 鹿児島 | 鹿児島市 | 8413 | 13561 | 5422 |
| 沖縄 | 那覇市 | 5959 | 9870 | 8676 |
| | | | | 8278 |
| 10市計 | | 78036 | 153788 | 78204 |
| 市部計 | | 258294 | 421322 | 217241 |
| 乙訓 | 乙訓郡 | 2159 | 3019 | 2148 |
| 久山 | 久山町 | 2159 | 3019 | 2148 |
| 久米 | 久米郡 | 1443 | 3201 | 1505 |
| 桑原 | 桑原町 | 1443 | 3201 | 1505 |
| 吉富 | 吉富町 | 4884 | 11672 | 6354 |
| 上毛 | 上毛町 | 3650 | 7484 | 4146 |
| 三輪 | 三輪町 | 747 | 1932 | 1534 |
| 大和 | 大和町 | 587 | 2256 | 674 |
| 鏡 | 鏡町 | 6412 | 15738 | 7454 |
| 蒲生 | 蒲生町 | 991 | 2288 | 1202 |
| 日吉 | 日吉町 | 1731 | 3577 | 1634 |
| 横山 | 横山村 | 1094 | 2532 | 1306 |
| 東和 | 東和町 | 209 | 693 | 389 |
| 錦 | 錦町 | 517 | 1964 | 700 |
| 山城 | 山城町 | 1471 | 3613 | 1786 |
| 集 | 集町 | 399 | 1071 | 437 |
| 田 | 田町 | 2214 | 3526 | 1563 |
| 北山 | 北山村 | 1185 | 1678 | 1021 |
| 井 | 井手町 | 1029 | 1848 | 542 |
| 郡 | 郡山町 | 6652 | 16107 | 4906 |
| 木 | 木津町 | 1926 | 4383 | 1396 |
| 波 | 波岡町 | 1365 | 3274 | 920 |
| 西 | 西和町 | 1053 | 2737 | 746 |
| 楢 | 楢葉町 | 994 | 1706 | 742 |
| 知 | 知田村 | 696 | 2215 | 425 |
| 田 | 田村 | 608 | 1792 | 677 |
| 和 | 和野町 | 1595 | 3530 | 1376 |
| 久 | 久米町 | 780 | 1768 | 477 |
| 佐 | 佐江戸町 | 815 | 1762 | 899 |
| 倉 | 倉岡町 | 1115 | 2228 | 723 |
| 槻 | 槻木町 | 1115 | 2228 | 723 |
| 根 | 根岸町 | 3644 | 10940 | 2728 |
| 川 | 川内町 | 1029 | 2862 | 726 |
| 山 | 山元町 | 684 | 2549 | 711 |
| 宮 | 宮城町 | 682 | 1415 | 284 |
| 野 | 野津町 | 1249 | 4114 | 1007 |
| 後 | 後川町 | 3205 | 7603 | 1973 |
| 栄 | 栄村 | 1838 | 4206 | 1193 |
| 野 | 野津町 | 1367 | 3397 | 780 |
| 美 | 美里町 | 3863 | 10655 | 2590 |
| 長 | 長野町 | 1790 | 5464 | 1367 |
| 町 | 町 | 1235 | 2949 | 736 |
| 町 | 町 | 838 | 2242 | 467 |
| 郡 | 郡 | 2165 | 3848 | 1211 |
| 町 | 町 | 2165 | 3848 | 1211 |
| 郡部計 | | 39451 | 92067 | 34531 |
| 都府県計 | | 297745 | 513389 | 251772 |

## 衆院選候補者別得票数（二区）

| | | 寺前巖（共前） | 玉置一弥（民前） | 有田光雄（共新） | 山田芳治（社前） | 前尾繁三郎（自元） | 谷垣專一（自前） | 西中清（公前） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 京都 | 京都市 | 17562 | 10101 | 1956 | 7866 | 19734 | 9194 | 13193 |
| | 京都市上京区 | 8702 | 5648 | 1186 | 4951 | 11357 | 6782 | 5790 |
| | 京都市左京区 | 21570 | 13961 | 3435 | 13253 | 21536 | 12727 | 18079 |
| | 京都市中京区 | 5262 | 2240 | 250 | 3682 | 1942 | 18460 | 2589 |
| | 京都市東山区 | 6946 | 4881 | 357 | 6199 | 21715 | 4506 | 6064 |
| | 京都市下京区 | 4045 | 3414 | 172 | 3040 | 2557 | 8792 | 1928 |
| | 京都市南区 | 3176 | 15494 | 11339 | 8846 | 12966 | 7232 | 9301 |
| | 京都市右京区 | 2382 | 1204 | 82 | 1545 | 10815 | 427 | 1357 |
| | 京都市西京区 | 6107 | 3504 | 572 | 4004 | 6877 | 7861 | 3665 |
| | 京都市伏見区 | 1546 | 9133 | 6183 | 4085 | 5712 | 3345 | 4073 |
| 福岡 | 福岡市 | 1182 | 2746 | 4412 | 3202 | 4712 | 3029 | 2753 |
| 静岡 | 静岡市 | 1550 | 3813 | 5623 | 5894 | 6804 | 4689 | 3636 |
| 岡山 | 岡山市 | 1169 | 4637 | 3920 | 5302 | 4745 | 2944 | 3174 |
| 広島 | 広島市 | 308 | 1101 | 1670 | 1357 | 1344 | 1118 | 725 |
| 長崎 | 長崎市 | 242 | 2412 | 871 | 781 | 1148 | 679 | 884 |
| 熊本 | 熊本市 | 627 | 4771 | 2364 | 2453 | 3004 | 2173 | 2181 |
| 大分 | 大分市 | 96 | 1181 | 462 | 1381 | 559 | 702 | 408 |
| 宮崎 | 宮崎市 | 74 | 1220 | 385 | 421 | 937 | 740 | 305 |
| 鹿児島 | 鹿児島市 | 118 | 2321 | 537 | 643 | 717 | 410 | 545 |
| 沖縄 | 那覇市 | 251 | 2950 | 933 | 802 | 1407 | 912 | 777 |
| 乙訓 | 乙訓郡 | 89 | 3318 | 472 | 607 | 498 | 336 | 380 |
| 久山 | 久山町 | 9 | 785 | 103 | 188 | 201 | 96 | 154 |
| 久米 | 久米郡 | 70 | 1838 | 217 | 332 | 447 | 480 | 476 |
| 桑原 | 桑原町 | 209 | 2863 | 871 | 898 | 1503 | 809 | 801 |
| 吉富 | 吉富町 | 38 | 896 | 254 | 295 | 314 | 185 | 151 |
| 上毛 | 上毛町 | 1091 | 247 | 37 | 842 | 773 | 916 | 535 |
| 三輪 | 三輪町 | 941 | 497 | 19 | 373 | 355 | 1249 | 377 |
| 大和 | 大和町 | 1612 | 707 | 107 | 1132 | 1172 | 2758 | 847 |
| 鏡 | 鏡町 | 1205 | 484 | 87 | 725 | 1095 | 1957 | 611 |
| 蒲生 | 蒲生町 | 877 | 272 | 61 | 486 | 977 | 1725 | 720 |
| 日吉 | 日吉町 | 891 | 203 | 39 | 601 | 679 | 1058 | 511 |
| 横山 | 横山村 | 603 | 210 | 23 | 231 | 1003 | 1378 | 427 |
| 東和 | 東和町 | 458 | 295 | 31 | 406 | 638 | 1118 | 501 |
| 錦 | 錦町 | 651 | 219 | 20 | 279 | 290 | 1562 | 320 |
| 山城 | 山城町 | 662 | 309 | 30 | 698 | 224 | 1645 | 373 |
| 集 | 集町 | 851 | 250 | 18 | 439 | 837 | 1759 | 253 |
| 田 | 田町 | 855 | 303 | 32 | 455 | 2878 | 290 | 477 |
| 北山 | 北山村 | 509 | 201 | 15 | 581 | 2425 | 120 | 354 |
| 井 | 井手町 | 602 | 97 | 8 | 235 | 1569 | 67 | 154 |
| 郡 | 郡山町 | 929 | 477 | 58 | 542 | 3915 | 358 | 659 |
| 木 | 木津町 | 1550 | 703 | 55 | 668 | 4006 | 464 | 743 |
| 波 | 波岡町 | 1196 | 311 | 27 | 502 | 3253 | 382 | 492 |
| 西 | 西和町 | 1555 | 504 | 49 | 1046 | 5161 | 879 | 947 |
| 楢 | 楢葉町 | 1076 | 214 | 17 | 492 | 2773 | 359 | 529 |
| 知 | 知田村 | 704 | 177 | 23 | 370 | 1985 | 397 | 269 |
| 田 | 田村 | 1974 | 537 | 49 | 923 | 3363 | 612 | 615 |
| 和 | 和野町 | 104122 | 113649 | 49431 | 94053 | 182922 | 119631 | 94105 |
| 久 | 久美町 | | | | | | | |
| 佐 | 佐江戸町 | | | | | | | |
| 倉 | 倉岡町 | | | | | | | |
| 槻 | 槻木町 | | | | | | | |
| 根 | 根岸町 | | | | | | | |
| 川 | 川内町 | | | | | | | |
| 山 | 山元町 | | | | | | | |
| 宮 | 宮城町 | | | | | | | |
| 野 | 野津町 | | | | | | | |
| 後 | 後川町 | | | | | | | |
| 栄 | 栄村 | | | | | | | |
| 野 | 野津町 | | | | | | | |
| 美 | 美里町 | | | | | | | |
| 長 | 長野町 | | | | | | | |
| 町 | 町 | | | | | | | |
| 町 | 町 | | | | | | | |
| 郡 | 郡 | | | | | | | |
| 町 | 町 | | | | | | | |
| 郡部計 | | | | | | | | |
| 都府県計 | | | | | | | | |

第三号議案

# 一九八一年度運動方針(案)

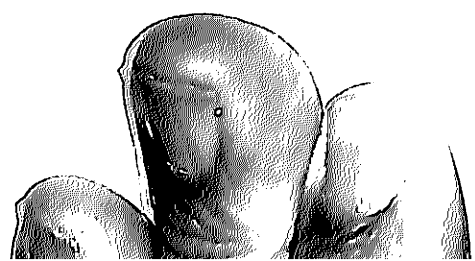

【付属資料(45)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1980年
11月 15日
14 号
(№217)

# 怒りの前に府教委謝まる

## 現場への不当介入等 四課題で府教委交渉

10月31日

十月三十一日の府高対府教委交渉は、鴨峨野・与謝ノ海両分会を中心に五十名の参加で、七時過ぎまで、熱気に満ちた中でおこなわれました。交渉では、多くの参加者から怒りを込めた厳しい追及がなされ、次のような回答がありました。

### 現場の意見を尊重する

**増収容減学級問題について**

1　来年度の基本方針について

(1) 北部における基本方針として次の五点を明らかにしました。

① それぞれの学区毎の進学率を後退させない。

② 府下全体の収容率を維持しながら、同時に府下の均衡を保っていく。

③ 学校現場の意見を尊重していく。

④ 高校教育において私学が果してきた役割が大きいので、今後も公立高校と私学との協力関係を保っていく。

⑤ 地域全体を見通した全・定・職業学科の特色を持たせながら充実していく。

(2) (1)の前提として、地域の青少年の教育を最も学習しやすい形で、即、そこの地域の学校で保障するということを確認する。

(3) 生徒数減にかかわらず、教員定数等を確保することについては、国へ強く要望している。

(4) 南部地域についても同様の基本原則で望む。

2　石原高校の設置学科について

(一石原高校に普通科は置かない、増学級時には商業科を設置する」という府教委関係者の公的な場で発言があった件について)

(1) 指摘の内容は、府教委の方針ではない。事実を調べて注意し、報告する。

(2) 基本で、府教委から設置学科については押しつけない。将来展望も含めて、校内で充分検討してもらうことが

### 「自主・民主・公開」の原則を守る

**「理科Ⅰ」・「現代社会」の研修講座について**

(1) 各研究会や組合との間で事前に充分な協議と合意を得ないで文書を出したことについて反省する。その点で通知文書の内容は不充分であった。今後このようなことがないようにする。

(2) 「主催」が府教委になっているのは、府の財政支出の必要性から形式上しているものであり、研究会との共催にすることは何ら異議はない。

(3) 講座の計画や内容、運営も研究会とよく協議して、自主性をそこなうことのないようにしたい。

(4) 参加についても参加者を指定したり強制することはしない。

(5) 今後とも行政として、研究会の「自主・民主・公開」の原則を阻害したり「不当な支配介入」はしない。

(6) 今後、各種の研究会・海外派遣等の通知内容はできるだけ事前に組合に知らせる。

### 現場の出版物の内容に口出しはできない

**与謝ノ海の出版への介入問題**

与謝ノ海の研究出版物への干渉問題について(城戸指導部長回答)

(1) 表紙の学校名、冒頭の校長の「発刊の辞」それに校長の公印を押したあいさつ文書が添えてあることから、学校の出版物だと考えた。それに「分会の総括」が載っていることについて校長の位置づけをたずねたが、疑問を提示するにとどめ、干渉にわたることは一切していない。

(2) 現場の自主的出版物の内容に教育委員会が良いとか悪いとか口出しすることは、仮に教委が金を出している場合でもできないことだと考えている。あくまで校内で整理すべき問題である。だから校長がその部分を切りとって本を持参したとき、心配して「そんな方法で校内がまとまりますか」ときいた。

　現場のまとまりを大切にしなければならないと思う。

(3) (武田学校教育課長らが「校長見解を早く持ってこい」などと催促して、何回も校長や教頭を呼び出した事実を指摘され)―私が校長にあったのは九月八日であり、その時の態度が府教委の正式な態度である(右記(1)、(2)の内容)。それ以前にこの趣旨に逸脱した行為があれば謝罪する。現員にも指導を徹底する。

### 「配慮に欠けていた」と武田学校教育課長陳謝

**府会文教委の鴨峨野高校視察時の府教委の事前"指導"問題**

城戸指導部長からは、「事前"指導"での言い方や話を伝える筋道では問題があった」という回答があったにもかかわらず武田学校教育課長は、城戸指導部長の回答からも逸脱して言を左右にし、なかなか非を認めようとしませんでしたが、きびしい追求の中で次のように回答しました。

(1) これまで、文教委員の学校視察で、学校や教委の意図に反して議員に誤解されることがあったので、そういうことが起こらないようにと思ってやった。

(2) その真意を正しく伝える上で、こまかいことを言いすぎたり、言う筋道(校長・教頭を通さず事務部長に直接言ったことなど)をまちがえるなど配慮に欠けていた。(例「テーブルクロスをどこかの店で借りられないか」と言ったことなど)

(3) 議員に付添っていた府教委職員が学校の費用で弁当を出させたことについては管理課と相談して検討する。(管理課から弁当を用意するようにと指示が出ていた)

(4) 来客の応待を誰がするかということは校内の問題であり、事務部長の責任を問うべき問題ではない。

**―参加者の声　鴨峨野の一分会員―**

**自らの自動に責任を**

府教委交渉に参加したのは、先の主任制反対団交に続いて二回目だった。二時間近くも待たされたが、今回は実いも交じり、なかなか愉快な交渉だったと思う。府教委内部の連けいがうまくとれてない面が暴露されたが、特に武田課長にはもっと自分の言動に責任をもってもらいたいと同時に、教育現場の実態を体験してもらいたい。